

『吾妻鏡』の死没記事

野口武司

一

『吾妻鏡』には、某人物の死没を伝える多種多様な記事が存在すること、周知に属する事柄である。本稿では、斯うした諸記事に在つて熾烈な戦闘中に、或いは交戦中に殞亡した者、若しくは然様に想定される者や、所謂地文に於いてではなく、例えば、佐々木定綱・定重父子の、叡岳は延暦寺の衆徒並びに同寺の鎮守として敬仰された日吉社の宮仕等に対する凌轢・濫行の一件に就き、同書の建久二年五月三日条に引載する、前右大将家源頼朝の高階泰經卿への奏状中に「抑頼朝為天台。為法相。雖有忠節。更無疎略。其由何者。義仲謀反之日。誅座主明雲。不經幾程追討義仲畢。又重衡狼狽之時燒_下払南都_上誅僧徒。而生_下虜重衡_上同所刎首畢。彼等惣雖爲一期之讎。是非二宗之敵乎。爰南都感_下悅此志_上。叡岳未_レ致_二一言_一。今以_下被_レ刃_上傷宮主法師_一之忿怨_上。忝奉驚_二公家_一。固知爲_二義仲_一被_レ誅_一貫首_一之時。何不_二蜂起敵對_一乎。謂_二其勝劣_一。貫首与_二宮仕_一如何。如_二義仲_一。有_二不_レ措_レ所之者_一。不出山門訴_一。仰崇有_レ餘之時。乘_レ勝企_二濫訴_一。後代濫吹。兼以所_二推察_一也。」云々とある箇点部分の、木曾義仲による

天台座主明雲の誅殺の如く、引載文書中に所見される者、更には同書の叙述対象範囲外、即ち同書の起筆年たる治承四年の四月九日以前に死没した者、等々を除外した攸の、某人物の死没に係わる諸記事に就いて、(一)それ自体の有り様や内容如何を彼此考覈すると共に、一件の記事中に所見される人物は固よりのこと、之に加えて、其処に所見されぬ人物をも含めた数多の諸人物に就いての、(二)病癇・疾病に係わる事柄を記す諸記事や、(三)追善・追福に係わる事柄を記する諸記事に關しても併せて検討を加えてみようと思う。斯うした作業を試みることに依つても、史書としての同書の成立や性格の一斑を闡明しうると考えるからである。これが、本稿執筆の意図する處であり、又、目途とする処でもある。

先ず始めに、以下の行論の便宜を考慮して、煩を厭わずに上記(一)～(三)に係わる関係諸記事の全事例を一括掲記して置くこととする。(上記の(一)に係わる記事として、始めに列挙する(1)～(39)の、三九一例を数える死没者に就いての各死没記事に在つて、死没当事者には傍線を、死没するに至つた諸様々な事由乃至事情の中、疾病・病癒に係わるものには傍点を、それ以外の、例えば、白戮、殺戮、誅戮(梶首)、入水、依流矢亡命、等々と謂つた事柄に係わるものには傍二重波線を各々施す。(他に傍○、傍波線、等々の諸記号を付記する攸の意味に就いては、後述する行論中に、その都度説述する。)と共に、各死没者の下に、それが上記の有傍点者の場合には「()」(死没が疾病・病癒に依る場合には、その旨を記し、これに加えて、死没を表示する諸種の用語を併記する場合もある。)、当該死没者に関する、当該死没記事以外、即ち、それ以前の記事に在つて、疾病・病癒に係わる記述を有する者(後掲の「罹病記事」参稽)には罹病、――これに就いての記事は先記の(二)に係わるものである。――而して、当該死没者が、その死没後に於いて、某かに依り追善供養乃至冥福勸修される旨の記述が所見される者(後掲の「追福記事」参稽)には(被追福)、これに就いての記事は既記の(三)に係わるものである。――と各々付記してある。更に当該死没者の上部には、件の死没者に就いて、それら「上記の()」内に記す攸に同じ)、「罹病」(被追福)各印の中、「()」か(罹病)の孰れか一方、若しくは、それら双方の記述を有する場合には○印を、(被追福)の記述を有する場合には◎印を以て各々標示してある。尚、各死没記事の下に記す元号及びアラビア数字は、件の記事の所在箇處を年・月(閏月は月)・日条を以て示すものである。これは、上述の「罹病記事」や「追福記事」、更には後掲の「葬礼記事」等の場合に就いても同断である。)

(一) に関する「死没記事」

—

◎(1)北条宗時〔殺戮〕〔被追福〕 (2)工藤茂光〔自戮〕

○又北條殿。同四郎主等者。經_二菅根湯坂。欲_レ赴_二甲斐國。同三郎者。自_一土肥山_一降_二桑原_一。經_二平井鄉_一之處。於_二早河辺。被_レ困_二于祐親法師軍兵。為_二小平井名主紀六久重。被_レ射取_二訖。茂光者。依_三行步不_二進退_一。自殺云々。將_二之陣与_二彼等之戰場_一。隔_二山谷_一之間。無_レ據_二于咲_一疵。哀慟千万云々。

治承4・8・24条

(3)菅冠者〔自戮〕

○甲斐國源氏武田太郎信義。一條次郎忠頼已下。(中略)欲_レ參_二向_二于駿河國。而平氏方人等在_二信濃國_一云々。仍先發_レ向_二彼國。去夜止_レ宿于諷方上宮庵沢之辺。及_二深更_一。青女一人來于_二一條次郎忠頼之陣。稱_レ有_二可_レ申事_一。忠頼乍_レ怪。招于火爐頭_レ謁_レ之。女云。吾者當宮大祝篤光妻也。為_レ夫之使_一參來。篤光申_二源家御祈禱_一。為_レ抽_二丹誠_一。參_二籠社頭_一。既_二三_レヶ日。不出_二里亭_一。爰只今夢想_レ着_二梶葉文直垂_一。駕_二葦毛馬_一之勇士一騎。稱_レ源氏方人。指_レ西揚_二鞭畢。是偏大明神之所_二示給_一也。何無_二其恃_一哉。(中略)忠頼殊信仰。自求_二出野劍一腰。腹卷一領。與_二彼妻_一。依_二此告_レ。則出陣。襲_レ到于平氏方人菅冠者伊那郡大田切郷之城。冠者聞_レ之。未_レ戰放_二火於館_一。自殺之間。各陣于根上河原。相議云。去夜有_二祝夢想_一。今思_二菅冠者滅亡_一。預_二明神之罰_一歟。

(4)伊北常仲〔誅戮〕

○千葉介常胤含_二嚴命_一。遣_レ子息郎從等於上總國。追_レ討伊北庄司常仲。伊南新介_{常景男}。伴類悉獲_レ之。千葉小太郎胤正專竭_レ勳功。彼常仲依_レ為_二長佐六郎外甥_一。所_レ被_レ誅_二也_レ云々。

(5)波多野義常〔自戮〕

" 4 · 10 · 3 条

○為誅波多野右馬允義常。被遣軍士之處。義常聞此事。彼討手下河辺庄司行平等未到以前。於松田郷自殺。子息有常者在景義之許。遁此殃。義常姨母者中宮大夫進朝長母儀。典膳大夫久經為子。仍父義通就妹公之好。始候左典廄

之處。有不和之儀。去保元三年春之比。俄辭洛陽。居住波多野郷云々。

(6)印東常義〔誅戮〕

○印東次郎常義者。於鮫嶋被誅云々。〔誅戮〕

◎(7)大庭景親〔誅戮・梶首〕(被迫福)

○今日於固瀨河辺景親梶首。弟五郎景久者。志猶在平家之間。潛上洛云々。

" 4 · 10 · 20条
" 4 · 10 · 26条

(8)佐竹義政〔誅戮〕

○佐竹者。權威及境外。郎從滿國中。(中略)以縁者。遣上總權介広常。被案內之處。太郎義政者。申即可參之由。冠者秀義者。其從兵軼於義政。亦父四郎隆義在平家方。旁有思慮。無左右称不可參上。引込于当国金砂城。然而義政者。依広常誘引。參于大矢橋辺之間。武衛退件家人等於外。招其主一人於橋中央。令広常誅之。太速也。

(9)荻野俊重〔誅戮〕

○到武藏国。荻野五郎俊重被斬罪。日者候御共。雖似有其功。石橋合戦之時。令同意景親。殊現無道之間。今不被糺先非者。依難懲後輩。如此云々。

" 4 · 11 · 12条

(10)源義基〔殺戮・梶首〕

○去年冬。於河内国。為平家所被殺害。源氏前武藏權守義基之首。今日渡大路。懸獄門之樹。先檢非違使左衛門少尉中原章貞(中略)右衛門府生紀兼康等。行向七條河原。平氏家渡彼頸。又義基弟石河判官代義資。紺戸先生義広。被生虜之間。相具兄之首。被遣左獄舍云々。

" 5 · 2 · 9 条

○(11)大河戸重行 [病沒逝去]

○大河戸太郎広行。同弟次郎秀行。号清久。同三郎行先。号高柳。四郎行平。号葛浜。以上四人。日來蒙御氣色。今日有免許。広行者為三浦介義明之聟。就其好。義澄預守護之間具參之。武衛於簾中覽畢。見其面。皆備勇士之相之間。及御感云々。彼等父下總權守重行者。依下屬平家之咎。去年配流伊豆國蛭嶋。適有厚免。被召還之處。於路次痢病發動。遂亡卒云々。

" 5 · 2 · 18 条

○○(12)平 清盛 [病沒薨去] (被追福)

○戊尅。入道平相國薨。九条河原口盛國家。自去月廿五日病惱云々。遺言云。三ヶ日以後可有葬之儀。於遺骨者納幡磨。山田法花堂。毎七日可修如形仏事。每日不可修之。亦於京都不可成追善。子孫偏可當東國歸往之計者。

" 5 · ② · 4 条

(13)平井久重 [誅戮・梶首]

○於腰越浜辺。梶首囚人平井紀六。是射北條三郎主罪科不輕之間。日來殊所被禁置也。

" 5 · 4 · 19 条

(14)左中太常澄 [誅戮・梶首]

○和田太郎義盛。梶原平三景時等。奉仰相下具昨日被召取之左中太。向固瀬河。而追而遣遠藤武者於稻瀬河邊。

被仰云。景時者若宮造營之奉行也。早可令歸參。天野平内光家為彼替。義盛相共可致沙汰者。仍光家相具之。中太云。是程事。兼不被思定。輕々殿哉云々。遂到彼河辺。梶首之。雜色浜四郎時沢。為別御使。寒檢之。今夜。武衛御夢想。或僧參御枕上。申云。左中太者。武衛先世之讎敵也。而今造營之間露頭云々。覺後被仰云。謂造營者奉崇重大菩薩。宮寺上棟之日有此事。尤可信者。仍不改時。尙被奉御廄御馬。號奧於若宮。

(15) 城 資永 [頓滅卒去]

○越後守資永_{号二城四郎}。任勅命。驅催當國軍士等。擬攻木曾冠者義仲之處。今朝頓滅。是蒙天譴歟。從五位下

行越後守平朝臣資永 城九郎資國男 母將軍三郎清原武衡女 養和元年八月十三日任敍

(16) 足利俊綱 [誅戮]

○和田次郎義茂飛脚自下野國參申云。義茂未到以前。俊綱專一者桐生六郎。為顯隱忠。斬主人而籠深山。搜求之處。聞御使之由。始入來陣內。

(17) 桐生六郎 [誅戮・梶首]

○桐生六郎以梶原平三申云。依此賞。可列御家人云々。而誅譜第主人。造意之企。尤不当也。雖一旦不足賞罰。早可誅之由被仰。景時則梶俊綱首之傍訖。

" 1 · 9 · 18 条

(18) 大中臣定隆 [頓滅逝去]

○昨日。太神宮權祢宜度会光倫_{号二相鹿二郎大夫}。自本宮參着。是為致御祈禱賜御願書也。今日。武衛對面給。光倫申云。

去月十九日。依平家之申行。為東國歸往祈禱。任天慶之例。被奉金鎧於神宮。奉納以前。祭主親隆卿嫡男神祇少副定隆於伊勢國一志驛家頓滅。又件甲可被奉納事。同月十六日於京都有御沙汰。当于其日。本宮正殿棟木。蜂作巢。雀小蛇生子。就是等之恠。勘先蹤。輕朝憲危國土之凶臣。當此時可敗北之條。兼而無疑者。仰曰。去永曆元年出京之時。有夢想告之後。當宮御事。渴仰之思異于他。所願成弁者。必可寄進新御厨云々。

(19)埴生盛兼〔自戮〕

○加賀堅者參着。是故入道源三位卿一族也。而彼三品禪門近親埴生弥太郎盛兼。去年宇治合戰以後。蟄居于或所。潛欲參閨東之處。九月廿一日。前右大將宗盛。遣勇士擬生虜刻。忽以自殺。

(20)日慧〔病沒示寂〕

○帥公日慧入滅。日來煩腹中。今夜則葬于山內。武衛御哀傷之余。自令向其荼毘所給。是園城寺律靜房日胤門弟。顯密兼學淨侶也。去五月。尋先師旧好。令參向之間。有御歸依云々。

(21)伊東祐親〔自戮〕(被追福)

○伊東次郎祐親法師者。去々年已後。所被召預三浦介義澄也。而御臺所御懷孕之由風聞之間。義澄得便。頻窺御氣色之處。召御前。直可有恩赦之旨被仰出。義澄伝此趣於伊東。伊東申下參上之由。義澄於當中相待之際。郎從奔来云。禪門承今恩言。更称耻前勘。忽以企自殺。只今僅一瞬之程也云々。義澄雖奔至。已取捨云々。

(22)伊東祐清〔誅戮〕

○義澄參_二門前_一。以_二堀藤次親家_一。申_二祐親法師自殺之由_一。武衛且歎且感給。仍召_二伊東九郎_一。祐親父入道其過雖子。惟重_一。猶欲_レ有_二宥沙汰_一之處。令_二自殺_一畢。後悔無_レ益_レ食_レ贍_一。況於_二汝有勞_一哉。尤可_レ被_二抽賞_一之旨被_レ仰。九郎申云。父已亡。後榮似_レ無_二其詮_一。早可_レ給_二身暇_一云々。仍被_レ加_二不意誅殺_一。世以莫_レ不_二美談_一之。武衛御_二座豆州_一之時。去安_二元々年九月之比。祐親法師欲_レ奉_レ誅_二武衛_一。九郎聞_二此事_一。潛告申之間。武衛逃_二走湯山_一給。不忘_レ其功_一。給_レ之處。有_二孝行之志_一如_レ此云々。

◎(23)源 希義〔誅戮〕(被追福)

○土佐冠者希義者。武衛弟也。母季範女。去永曆元年。依_二故左典廄縁坐_一。配_二流于當國介良庄_一之處。近年武衛於_二東國_一舉義兵_一給之間。稱_レ有_二合力疑_一。可_レ誅_二希義_一之由。平家加_二下知_一。仍故小松内府家人蓮池權守家綱。平田太郎俊遠。各當_レ國_一為_レ顯_レ功擬_レ襲_二希義_一。希義日來與_二夜須七郎行宗_一。土州住人。依_レ有_二約諾之旨_一。辭_二介良城_一。向_二夜須庄_一。于_レ時家綱俊遠等追_二到于吾河郡年越山_一。誅_二希義_一訖。行宗者。又家綱等圍_二希義_一之由聞_二及之_一。為_レ相扶_一。件一族等馳向之處。於_二野宮辺_一。聞_レ希義被_レ誅_二之由_一。空以歸去。

◎(24)平 広常〔誅戮〕(被追福)

○藤判官代邦通。一品房。并神主兼重等相_二具_一廣常之甲。自_二上總國一宮。歸_レ參鎌倉。即召_二御前_一覽_二彼甲_一。小桜皮威。結_二付一封狀於高紐。武衛自令_レ披之給。其趣所_レ奉_レ祈_二武衛御運_一之願書也。不_レ存_二謀曲_一之條。已以露頭之間。被_レ加_二誅罰_一事。雖_レ及_二御後悔_一。於_レ今無_レ益。須_レ被_レ廻_二沒後之追福_一。兼又廣常之弟天羽庄司直胤。相馬九郎常清等者。

依縁坐為囚人也。優亡者之忠。可被厚免之由。被定仰云々。

(25) 源 義仲 [誅戮・梶首]

○蒲冠者範頼。源九郎義經等。為武衛御使。率數万騎入洛。是為追罰義仲也。今日。範頼自勢多參洛。義經入自宇治路。木曾以三郎先生義広。今井四郎兼平已下軍士等。於彼両道雖防戰。皆以敗北。蒲冠者。源九郎相具河越太郎重頼(中略)梶原源太景季等。馳參六條殿。奉警衛仙洞。此間。一條次郎忠頼已下勇士競走于諸方。遂於近江国栗津辺。令相模國住人石田次郎誅戮義仲。(中略) 征夷大將軍從四位下行伊豫守源朝臣義仲_{年三十}。春宮帶刀長義賢男。壽永二年八月十日任左馬頭。兼越後守。敍從五位下。同十六日遷任伊豫守。十二月十日辭左馬頭。同十三日敍從五位上。同・敍正五位下。元暦元年正月六日敍從四位下。十日。任征夷大將軍。檢非違使右衛門權少尉源朝臣義広。伊賀守義經男。壽永二年十二月廿一日任右衛門權少尉_{元無官。}蒙使宣旨。

" 3 · 1 · 20 条

(26) 樋口兼光 [誅戮・梶首]

○樋口次郎兼光梶首。渋谷庄司重國奉之。仰郎從平太男。而斬損之間。子息渋谷次郎高重斬之。但去月廿日合戰之時。依被疵。為一片手打云々。此兼光者。與武藏國兒玉之輩。為親昵之間。彼等募勲功之賞。可賜兼光命之旨。申請之處。源九郎主雖被奏聞事由。依罪科不輕。遂以無有免許云々。

" 3 · 2 · 2 条

◎(27) 源 義高 [誅戮] (被追福)

○堀藤次親家郎從藤内光澄歸參。於入間河原。誅志水冠者之由申之。此事雖為密儀。姫公已令漏聞之給。愁

歎之餘令断漿水給。可謂理運。御臺所又依察彼御心中。御哀傷殊太。然間殿中男女多以含歎色云々。

元曆1·4·26条

(28)一条忠頼 [誅戮]

○一條次郎忠頼振威勢之餘。插濫世志之由有其聞。武衛又令察給之。仍今日於營中所被誅也。及晚景。武衛出于西侍給。忠頼依召參入。候于対座。宿老御家人數輩列座。有獻盃之儀。工藤一膳祐經取銚子。進御前。是兼被定于其討手訖。而對于殊武將。忽決雌雄之條。為重事之間。聊令思案歟。顏色頗令變。小山田別當有重見彼形勢起座。如此御杓者。称可為老者之役。取祐經所持之銚子。爰子息稻毛三郎重成。同弟榛谷四郎重朝等持盃肴物。進寄于忠頼之前。有重訓兩息云。陪膳之故實者上括也者。閣所持物。結括之時。天野藤内遠景承別仰。取太刀進於忠頼之左方。早誅戮畢。此時武衛開御後之障子。令人入給云々。

(29)井上光盛 [誅戮]

○今日。井上太郎光盛於駿河國蒲原驛被誅。是依有同意于忠頼之上也。光盛日來在京之間。吉香船越之輩含兼日嚴命。相待下向之期。討取之云々。

(30)平 兼衡 [誅戮]

(31)平 信衡 [誅戮]

(32)平 兼時 [誅戮]

○源廷尉飛脚參着。去十日。招信兼子息左衛門尉兼衡。次郎信衡。三郎兼時等。於宿廬誅戮之。同十一日。信兼被下解官宣旨云々。

" 1 · 7 · 10 条

(33) 美氣敦種 [誅戮]

○參州渡_二豐後國_一。北條小四郎。(中略)品河三郎等令_二先登_一。而今日於_二葦屋浦_一。太宰少貳種直。子息賀摩兵衛尉等。引_二隨兵_一相_二逢之_一挑戰。行平重國等廻懸射_二之_一。彼輩雖_二攻戰_一。為_二重國_一被_レ射畢。行平誅_二美氣三郎敦種_一云々。

" 2 · 2 · 1 条

◎(34) 安德天皇 [入水崩御] (被追福) ◎(35) 平 教盛 [入水薨去] (被追福) ◎(36) 平 経盛 [入水薨去] (被追福)

◎(37) 平 資盛 [入水薨去] (被追福) ◎(38) 平 有盛 [入水卒去] (被追福)

○於_二長門國赤間関壇浦海上_一。源平相逢。各隔_二三町_一。艦_二向舟船_一。平家五百余艘分_二三手_一。以_二山峨兵藤次秀遠并松

浦黨等為_二大將軍_一。挑_二戰于源氏之將帥_一。及_二午剋_一。平氏終敗傾。二品禪尼持_二寶劍_一。按察局奉_レ抱_二先帝_一。春秋八歳。

共以_レ沒_二海底_一。建礼門院_二藤重_一。入水御之處。渡部黨源五馬允以_レ熊手_レ奉_レ取_レ之。按察局同存命。但先帝終不_レ令_レ浮御。

若宮_二今上_一者御存命云々。前中納言_二教盛_一。號_二門脇_一。入水。前參議経盛。出_二戰場_一。至_二陸地_一出家。立還又沈_二波底_一。新三位中將資盛。前少將有盛朝臣等。同_レ沒_二水_一。

◎(39) 平 時子 [入水薨去] (被追福) ○○(40) 平 知盛 [入水薨去] (罹病) (被追福) ◎(41) 平 行盛 [入水卒去] (被追

福

○未_レ冠。南御堂柱立也。武衛監臨給。此間西海飛脚參。申_二平氏討滅之由_一。廷尉進_二一卷記_一。中原信泰書之云々。是去月廿四日

於_二長門國赤間關海上_一。浮_二八百四十余艘兵船_一。平氏又艦_二向五百餘艘_一合戰。午_レ冠逆黨敗北。一先帝沒_二海底_一

御。入_二海人_一。二位尼上。門脇中納言教盛。新中納言知盛。平宰相_二経盛先_一出家歟。新三位中將資盛。小松

(42)伊藤忠清〔誅戮・梶首〕

○忠清法師於六條河原梶首云々。

○(43)平 宗盛〔誅戮・梶首〕(被追福)

○(44)平 清宗〔誅戮・梶首〕(被追福)

○卯剋。廷尉着近江国篠原宿。令下橘馬允公長誅前内府。次至野路口。以堀弥太郎景光。梶前右金吾清宗。此間。大原本性上人為父子知識。被來臨于其所々。兩客共歸上人教化。忽翻怨念。住欣求淨土之志云々。又重衡卿今日被召入花洛云々。抑前内府宗盛公者。其身備公家御外戚。其官昇槐門内相府也。

〃2·6·21条

○(45)平 重衡〔誅戮・殞頸〕(被追福)

○今日。前三位中将重衡於南都殞頸云々。是為伽藍火災張本之間。衆徒強申請之云々。

(46)土佐房昌俊〔誅戮・梶首〕

○土佐房昌俊并伴黨三人。自鞍馬山奥。豫州家人等求獲之。今日於六條河原梶首云々。

文治1·10·26条

(47)庄四郎〔誅戮〕

○豫州已欲赴西國。仍為令儲乘船。先遣大夫判官友実之處。有庄四郎者。元豫州家人。當時不相從。今日於途中相逢。友実問云。今出行何事哉。友実任レ実答事由。庄偽示合如元可レ属与州之趣。上友実又称可レ伝達其旨於豫州。相具進行。爰庄忽被誅戮廷尉訖。件友實者越前国齋藤一族也。垂髮而候仁和寺宮。首服時屬平家。其後向背

相從木曾。々々被追討之比。為豫州家人。遂以如此云々。

(48) 所司二郎〔頓滅死去〕

○甘繩辺土民。字所司。去夜於困上乍立頓死。人舉見之。家中之輩語群集者云。及半更。叩戶有喚此男名字之者。此男答。則開戶之刻。再不語而良久。怪之取脂燭見之處。已入死門云々。

(49) 大中臣親俊〔薨去〕

○神祇大副大中臣公宣。少副為定等使者。此間參住。今日歸國。是去年十一月九日。祭主神祇權大副親俊卿於伊勢國薨逝。仍各捧欵狀。望祭主闕之處。神宮奉行親宗卿。光雅朝臣等耽賄。同月廿五日被補能隆朝臣訖。是所被超越也。件兩奉行者。與同謀反之凶臣也。其奸濫已顯露。神慮不快歟。聖斷依違。盍被諫奏哉。早可令奏聞給由載之。

(50) 武田信義〔逝去〕

○武田太郎信義卒去。年五十九。元曆元年。依子息忠頼反逆。蒙御氣色。未散其事之處。如此云々。

〃 2 · 1 · 19 条

◎(51) 源 行家〔誅戮・梶首〕(被追福)

(52) 源 光家〔誅戮〕

○能保朝臣。平六兼仗時定。及常陸房昌明等飛脚參着。持參前備前守行家之首。先被召件使者於營中。被尋問事次第。各申云。備州日來橫行和泉河内辺之由。風聞之間。搜求之處。去十二日。在于和泉國。在序日向権守清実許之由。得其告行向。圍清実小木鄉宅。先之。備州逃到後山。入或民家二階之上。時定襲寄於後。

昌明競二進於前。備州所二相具之壯士一兩輩雖防戰。昌明搗二取之。時定相加。其所集首畢。同十三日。又誅備州男大夫尉光家云々。(中略)此事。御感已絕常篇。恩賞尤得其次者也。前備前守從五位下源朝臣行家。大夫尉為義十男。治承四年四月九日補八條院藏人。本名義盛。改行家。今壽永二年八月七日任備後守。勲功賞。同十三日遷任備前守。檢非違使從五位下左衛門權少尉同朝臣光家。前備前守行家一男。壽永二年十一月九日補三藏人。任左衛門權少尉。蒙使宣旨。賞元曆二年六月十六日敍留。

(53)平 賴盛〔薨去〕

○水尾谷藤七為使節上洛。是去二日入道前大納言賴盛。薨卒之間。為令訪彼旧跡也云々。

" 2 · 6 · 18 条

(54)源 有綱〔自戮〕

○左馬頭能保。飛脚參着。去十六日平六僕仗時定於大和國宇多郡。与伊豆右衛門尉源有綱義經合戰。然而有綱敗北。入深山自殺。郎從三人傷死了。擄取殘黨五人。相具右金吾首。同廿日伝京師云々。是伊豆守仲綱男也。

" 2 · 6 · 28 条

(55)平 盛國〔断食卒去〕

○大夫尉守伊勢平盛國入道。去年被召下。被預岡崎平四郎義実之處。日夜無言。常向法華經。而此間斷食。今日遂以歸泉。二品令聞之給。心中尤可耻之由被仰云々。是下總守季衡七男。平家氏族也。去承安二年十月十九日遂出家。今年七十四云々。

" 2 · 7 · 25 条

(56)源 義経妻妾靜所生嬰兒〔拋擲〕

○静産生男子。是豫州息男也。依被待件期。于今所被抑留歸洛也。而其父奉背関東。企謀逆逐電。其子若為女子者。早可給母。於為男子者。今雖在襁褓内。爭不怖畏将来哉。未熟時断命條可宜之由治定。仍今日仰安達新三郎。令棄由比浦。先之。新三郎御使欲請取彼赤子。静敢不出之。纏衣抱臥。叫喚及數剋之間。安達頻譴責。儀禪師殊恐申。押取赤子与御使。

〃2·⑦·29条

(57)菅原安能〔入滅〕

○鎮西安樂寺別當安能。依有罪科。二品頻令憤申給之處。去六月廿六日入滅之間。以大法師全珍。可被補彼替之由。被執申之云々。

〃2·8·18条

(58)佐藤忠信〔自戮〕

○糟屋藤太有季於京都生虜与州家人堀弥太郎景光。此間隱住京都。又於中御門東洞院。誅同家人忠信云々。有季競到之處。忠信本自依為精兵相戰。輒不被討取。然而以多勢襲攻之間。忠信并郎從一人自戮訖。

〃2·9·22条

(59)藤原仲賢〔殺戮〕

○右武衛能保。消息到来。當時京中。群盜亂入所處。尊卑為之莫不消魂。就中。去年十二月三日。強盜推參太皇太后宮。殺害大夫進仲賢以下男女以来。太略隔夜有此事。差勇士等。殊可警衛給之由。有天氣云々。

〃3·8·12条

(60)河越重賴〔誅戮〕

○河越太郎重頼。依伊豫前司義顕緣坐雖被誅。令憐愍遺跡給之間。於武藏國河越庄者。賜後家尼之處。名主百姓等不隨所勘之由。就有風聞之說。向後云雜務。一事以上。可從彼尼下知之由。所被仰下也。

" 3 · 10 · 5 条

○(61)藤原秀衡〔病沒卒去〕

○今日秀衡入道於陸奥国平泉館卒去。日来重病依少恃。其時以前伊豫守義顕為大將軍可令國務之由。令遺言男泰衡以下云々。鎮守府將軍兼陸奧守從五位上藤原朝臣秀衡法師出羽押領使基衡男嘉応二年五月廿五日任鎮守府將軍。敍從五位下養和元年八月廿五日任陸奥守。同日敍從五位上。" 3 · 10 · 29 条

○(62)千手前〔疾病逝去〕(罹病)

○今暁千手前卒去。年廿四。其性大穩便。人々所惜也。前故三位中將重衡參向之時。不慮相馴。彼上洛之後。恋慕之思朝夕不休。憶念之所積。若為発病之因歟之由。人疑之云々。" 4 · 4 · 25 条

(63)聖阿弥陀仏房〔頓滅示寂〕

○浮雲所々掩。雨僅灑即止。已尅。窟堂聖阿弥陀仏房詣勝長寿院礼仏。退出之後。於路頓滅。年八十希有事。則為当寺供僧良覺沙汰入棺。亥尅。歛送以藁火葬云々。凡此間。人庶多以有頓死云々。" 4 · 10 · 10 条

(64)高太入道〔殺戮〕

○式部大夫親能飛脚自京都参着。去月廿五日於東大寺壇内寺僧与武家使鬪乱。相互傷死被疵者数十人也。今日廿九日。在京土卒欲令發向南都之處。為朝大事。可加禁制之旨。被仰右武衛并親能之間。暫留之。

則應レ仰。留二武士發向畢之由。所レ申二上帥殿也云々。是依下殺害高太入道事上。可尋沙汰之由。二品下知給之間。親能遣使者於南都。欲尋之處。不レ相待其成敗。忽此狼藉出來云々。

" 4 · 12 · 6 条

(65) 平 時忠 [薨去]

○前平大納言。時忠卿去月廿四日未冠。於能登國配所薨之由。今日達關東。依有智臣之譽。先帝朝。平家在世時。輔佐諸事。雖當時。為朝廷可惜歟之由。二品被レ仰。亦彼年齡有御不審。數輩雖レ候御前。無覺悟人。仍被尋大夫屬入道之處。六十二之由申之云々。

" 5 · 3 · 5 条

○○(66) 源 義経 [自戮] (罹病) (被追福) (67) 源 義経室家 [殺戮] (68) 源 義経息女 [殺戮]

○今日。於陸奥國。泰衡襲源豫州。是且任勅定。且依二品仰也。与州在民部少輔基成朝臣衣河館。泰衡從兵數百騎。馳至其所合戰。与州家人等雖相防。悉以敗績。豫州入持仏堂。先害妻廿二歲子女子四歲。次自殺云々。前伊豫守從五位下源朝臣義経。改義顯。年卅一。左馬頭義朝々臣六男。母九條院雜仕常盤。寿永三年八月六日任左衛門少尉。蒙使宣旨。九月十八日敍留。十月十一日拜賀。六位尉時不申畏。則聽院内昇殿。廿五日供奉大嘗會御禊行幸。元暦元年八月廿六日賜平氏追討使官符。二年四月廿五日賢所自西海還宮。入御朝所間供奉。廿七日補院御廄司。八月十四日任伊与守。使如文治元年十一月十八日解官。

" 5 · ④ · 30 条

◎(69) 藤原忠衡 [誅戮] (被追福)

○奥州有兵革。泰衡誅弟泉三郎忠衡。年廿三。是同意与州之間。依有宣下旨也云々。

" 5 · 6 · 26 条

◎(70) 藤原泰衡 [誅戮・梶首] (被追福)

○泰衡被圍數千軍兵。為遁一旦命害。隱如鼠。退似鴟。差夷狄嶋。赴糟部郡。此間。相恃數代郎從河田次郎。到于肥內郡贊柵之處。河田忽變。年來之旧好。令郎從等。相圍泰衡上梶首。為獻此頸於二品。揚鞭

參向云々。

陸奧押領使藤原朝臣泰衡。年卅五。鎮守府將軍兼陸奧守秀衡次男。母前民部少輔藤原基成女。文治三

年十月。繼於父遺跡。為出羽陸奧押領使管領六郡

" 5 · 9 · 3 条

(71) 河田次郎〔誅戮〕

○河田次郎持主人泰衡之頸。參陣岡。令景時奉_{上レ}之。以義盛。重忠。被加實檢上。召囚人赤田次郎。被見之處。泰衡頸之條。申無異儀之由。仍被預此頸於義盛。亦以景時。被仰含河田云。汝之所為。一旦雖似有功。獲泰衡之條。自元在掌中之上者。非可假他武略。而忘譜第恩。梶主人首。科已招八虐之間。依難抽賞。為令懲後輩。所賜身暇也者。則預朝光。被行斬罪云々。

(72) 大河兼任〔殺戮〕

○大河次郎兼任。於從軍者。悉被誅戮之後。獨迫進退。歷花山。千福。山本等。越龜山。出于栗原寺。爰兼任著錦脰巾。帶金作太刀之間。樵夫等成恠。數十人相圍之。以斧討殺兼任之後。告事由於胤正以下。仍実檢其首云々。

" 6 · 3 · 10 条

○○(73) 一条(藤原)能保室家(源 義朝子女)〔病沒逝去〕(被迫追福)

○佐々木左衛門尉定綱飛脚參着。申云。去十三日亥刻。右武衛室依難產卒給云々。二位家殊歎息給。今年四十六云々。

建久1·4·20条

(74) 蓮池家綱〔誅戮〕

○土佐國住人夜須七郎行宗。可安堵本領之旨。賜御下文。是土佐冠者被討取給之時。不惜身命。討取怨敵蓮池權守以降。度々有勳功云々。

" 1 · 7 · 11 条

(75) 佐々木定重〔誅戮・梶首〕

○於近江國辛崎辺。佐々木小二郎兵衛尉定重止流刑被梶首。此事。日來可遁此難之様。幕下雖被廻賢慮。山徒鬱陶。遂以無所被宥仰云々。此事為景時之奉云々。左兵衛尉源朝臣定重 佐々木源三秀義孫 左衛門尉定綱一男 年月日任

(76) 平 康盛〔誅戮・梶首〕

○前右兵衛尉康盛。於腰越辺梶首之。左衛門尉義盛奉行之。去月景時所擄進也。

" 2 · 5 · 20 条

(77) 藤原実定〔薨去〕

○梶原刑部丞朝景申之。去十六日夜。左府禪閣^{実定}公薨給。年五十三云々。幕下殊歎息給。関東有由緒。日來所被重之也。梶原者。又朝景々時共以浴彼恩沢云々。景時者依幕下御吹挙。先年為美作国日代云々。

" 2 · 12 · 6 条

(78) 上總(平)忠光〔誅戮・梶首〕

○於武藏國六連海辺。囚人上總五郎兵衛尉忠光梶首。義盛奉之。日來斷漿水云々。推問之間。申云。更無同類。但越中次郎兵衛尉盛繼。去年之比隱居丹波國。彼同存会稽之志歟。於當時者難知在所。曾不定一所

" 2 · 12 · 25 条

云々。

" 3 · 2 · 24 条

○○(79)後白河法皇「疾病崩御」(罹病)(被追福)

○未剋。京都飛脚參着。去十三日寅剋。太上法皇於六條殿崩御。々不豫大腹水云々。召大原本成房上人為御善知識。高聲御念佛七十反。御手結印契。臨終正念。乍居如睡。遷化云々。計寶算六十七。已過半百。謂御治世四十年。殆超上古。白河法皇之外。如此君不御坐矣。幕下御悲歎之至。丹府碎肝膽。是則忝合體之儀。依被重君臣之礼也云々。

(80)成里〔逝去〕

○雜色成里者。有多年之功。仍御氣色快然。頗與御家人無勝劣。而去夏比他界。殊御歎息。被尋其子孫之處。彼子息成澤伝聞此事。自越中國參上。今日始奉謁。直蒙憐愍仰云々。

(81)北條時定〔逝去〕

○平六左衛門尉於京都卒。北條殿腹心也。且為彼眼代。且為御使在京。多施勲功訖。人々所惜也。前左衛門尉平朝臣年四十九。北條介時兼男。文治二年七月十八日任左兵衛尉。同五年四月十日任左衛門尉賀茂臨時祭并御祈功建久元年七月十八日辭退

(82)平信時〔卒去〕

○前少將從四位下平朝臣信時於鎌倉卒。將軍家日來殊令憐愍給。今更御哀傷云々。是平大納言時忠卿息也。平氏滅亡以前。依繼母之讒。被追放安房國之處。今被征伐之後。自然所屬將軍家也。

" 4 · 5 · 10 条

(83)工藤祐經〔殺戮〕

(84)王藤内〔誅戮〕

(85)宇田五郎〔殺戮〕

◎(86)曾我祐成〔殺戮〕(被追福)

○小雨降。日中以後霽。子剋。故伊東次郎祐親法師孫子。曾我十郎祐成。同五郎時致。致推參于富士野神野御旅館。殺戮工藤左衛門尉祐經。又有備前國住人吉備津宮王藤内者。依与于平家家人瀬尾太郎兼保。為囚人被召置之處。屬祐經謝申無誤之由之間。去廿日返給本領歸國。而猶為報祐經之志。自途中更還來。勸盃酒於祐經。合宿談話之處。同被誅也。爰祐經。王藤内等所令交會之遊女。手越少將。黃瀨川之龜鶴等叫喚。此上。祐成兄弟討父敵之由發高聲。依之諸人騷動。雖不知子細。宿侍之輩者皆悉走出。雷雨擊鼓。暗夜失燈殆迷東西之間。為祐成等多以被疵。所謂平子野平右馬允。(中略)白杵八郎。被殺戮宇田五郎已下也。十郎祐成者。合新田四郎忠常被討畢。五郎者。差御前奔參。將軍取御劍。欲令向之給。而左近將監能直奉抑留之。此間小舍人童五郎丸搗得曾我五郎。仍被召預大見小平次。其後靜謐。義盛。景時奉仰。見知祐經死骸云々。左衛門尉藤原朝臣祐經 工藤瀧口祐繼男。

" 4 · 5 · 28 条

◎(87)曾我時致〔誅戮・梶首〕(被追福)

○辰剋。被召出曾我五郎於御前庭上。將軍家出御。揚幕二ヶ間。可然人々十餘輩候其砌。所謂一方。北條殿。(中略)小笠原二郎。一方。小山左衛門尉。(中略)宇都宮弥三郎等也。結城七郎。大友左近將監。在御前左右。和田左衛門尉。(中略)新開荒次郎等。候于兩座中央矣。此外御家人等群參不可勝計。爰以狩野新開等。被召尋夜討宿意。五郎忿怒云。祖父祐親法師被誅之後。子孫沈淪之間。雖不被聽昵近。申最後所存之條。必以汝等不可傳者。尤直欲言上。早可退云々。將軍家依有所思食。條々直聞食之。五郎申云。討祐經事。為

雪父戸骸之耻。遂露身鬱憤之志畢。自祐成九歲。時致七歲之年以降。頻挿会稽之存念。片時無忘。而遂果

之。次參御前之條者。又祐經匪為御寵物。祖父入道蒙御氣色畢。云彼云此。非無其恨之間。遂拜謁為自殺也者。聞者莫不鳴舌。(中略)五郎為殊勇士之間。可被宥歎之旨。內々雖有御猶豫。祐經息童字大房丸祐親法師男也。依泣愁申。被亘五郎。年廿。以下号鎮西中太之上。則令梶首云々。此兄弟者。河津三郎祐泰嫡子。云々。

祐泰去安元二年十月之比。於伊豆奥狩場。不図中矢墜命。是祐經所為也。于時祐成五歲。時致三歲也。成人

之後。祐經所為之由聞之。遂宿意。凡此間每狩倉。相交于御供之輩。伺祐經之隙。如影之隨形云々。又被召出手越少將等。被尋問其夜子細。祐成兄弟之所為也。所見聞悉申之云々。

(88) 律師 [自戮]

○武藏守義信召進養子僧號律師。去夜參着。是曾我十郎祐成弟也。日來在越後國久我窮山之間。參上于今延引云々。而今日聞下可被梶首之由。於甘繩辺。念仏読経之後。自殺云々。景時啓此旨。將軍家太令悔歎給。本自非可誅之志。只令同意兄乎否。為被召問許也云々。

(89) 原小次郎 [誅戮]

○故曾我十郎祐成一腹兄弟原小次郎被誅。參州縁坐云々。

(90) 安田義資 [誅戮・梶首]

○今夕。越後守義資依女事梶首。所被仰付于加藤次景廉也。其父遠江守義定。就一件縁坐蒙御氣色云々。是昨日御堂供養之間。義資投艷書於女房聽聞所訖。而顧後害。敢無披露之處。梶原源太左衛門尉景季妾号龍樹前。

語「夫景季」。又通「父景時」。々々言「上將軍家」。仍被「紀明眞偽」之時。女房等申詞符合之間。如此云々。三年不窺「東家之蟬髮」者。一日豈遭「白刃之梟首」哉。從五位下守越後守源朝臣義資年遠江守義定一男文治元年八月十六日任叙

〃 4 · 11 · 28 条

(91) 下妻弘幹〔誅戮・梟首〕

○仰前右衛門尉知家。常陸國住人下妻四郎弘幹梟首。是於北條殿有下挿宿意事上。常咲中銳刀。只心端以簗。而近日自然露顯之故也云々。

〃 4 · 12 · 13 条

(92) 安田義定〔誅戮・梟首〕

○安田遠州梟首。去年被誅子息義資。收公所領之後。頻歌五噫。又相談于日來有好之輩類。欲企反逆。辯已發覺云々。遠江守從五位上源朝臣義定。年六十一。安田冠者義清四男。壽永二年八月十日任遠江守。叙

從五位下。文治六年正月廿六日任下總守。建久二年三月六日還任遠江守。同年月日敍從五位上。

〃 5 · 8 · 19 条

(93) 榎下重兼〔誅戮〕

(94) 宮道遠式〔誅戮〕

(95) 麻生胤国〔誅戮〕

(96) 柴藤三郎〔誅戮〕

(97) 武藤五郎

〔誅戮〕

○遠江守伴類五人。名越辺被刎首。所謂前瀧口榎下重兼。前右馬允宮道遠式。麻生平太胤国。柴藤三郎。武藤五郎等也。和田左衛門尉義盛奉行此事云々。

〃 5 · 8 · 20 条

○○(98) 稲毛重成室家(北条時政子女)〔疾病逝去〕(罹病)(被迫福)

○稻毛三郎重成妻於武藏國他界。日來病惱。頻雖加鵠療。終被侵風痟畢。重成不耐別離之愁。頗倦勇敢之心。忽遂出家云々。

" 6 · 7 · 4 条

○○(99)源 三幡〔逝去〕(罹病)(被追福)

○陰。午剋。姫君三幡。遷化。御年十四。尼御臺所御歎息。諸人傷嗟不遑記之。乳母夫掃部頭親能遂出家。定豪法橋為戒師。今夜戌剋。姫君奉葬于親能龜谷堂傍也。江馬殿。(中略)藤民部丞等供奉。各素服云々。

正治 1 · 6 · 30 条

(100)三浦義澄〔逝去〕

○相模介平朝臣義澄卒。年十四。三浦大介義明男。

" 2 · 3 · 23 条

(101)惠眼〔示寂〕

○勝長寿院前別當惠眼房阿闍梨入滅。

" 2 · 3 · 29 条

(102)藤原保季〔殺戮〕

○晴。風烈。佐々木左衛門尉広綱飛脚自京都參着。申云。去月廿九日白晝。於六條万里小路。若狭前司保季犯掃部入道郎從吉田右馬允親清之妻。親清自六波羅歸之處。有此事。即取太刀追之。入于六條南。万里小路西。九條面半門之内斬伏之。其後。彼男來広綱之許。而号摶津權守入道者奔來。称傍輩請取之處依使序召。欲渡廷尉方之間。策駿馬逐電畢。仍尋其前途之刻。摶津權守又不知行方。保季父少輔入道就訴申。頗有其召。定遁下東国歟之由。廻推察。兼以言上云々。此保季容顏花麗。不異潘安仁。被斬殺之時。僅所

令着之小袖塞頸辺。顯其身。觀者如堵。皆拭悲淚云々。

○(103)岡崎義実〔逝去〕(羅病)

○岡崎四郎平義実法師卒。年八十九。三浦庄司義繼四男云々。

(104)圓暁〔示寂〕

○晴。鶴岡八幡宮別當法眼圓暁法眼入滅。

(105)城長茂〔誅戮〕

(106)新津四郎〔誅戮〕

○京都飛脚參着。去月廿二日。城四郎長茂并伴類新津四郎已下。於吉野奥被誅畢。長茂先立遂出家。同廿五日長茂并伴黨四人首被渡大路。

(107)城資家〔誅戮〕

(108)城資正〔誅戮〕

(109)本吉隆衡〔誅戮〕

○京都飛脚參申云。去月廿九日。城四郎長茂餘黨城小二郎資家入道。同三郎資正。本吉冠者隆衡。以官軍被誅云々。

○(110)千葉常胤〔逝去〕(羅病)

○晴。千葉介常胤卒。年八十四。從五位下行下總介常重一男。母平政幹女。鳥羽院御宇元永元年戊戌五月廿四日生云々。

(111)柏原弥三郎〔誅戮〕

○佐々木左衛門尉定綱飛脚參着。申云。柏原弥三郎。去年為三尾谷十郎被襲之刻。逃亡之後。不知行方之處。

" 2 · 4 · 8 条

" 2 · 6 · 21 条

" 2 · 10 · 26 条

廣綱第四郎信綱伺得件在所。今月九日誅戮之云々。

(112)源 義重 [卒去]

○入道從五位下行大炊助源朝臣義重法名上西。年。陸奥守義家朝臣孫。式部大夫。卒。年。義國一男。母上野介敦基女。

(113)微妙所生母為成室家 [逝去]

○御所御鞠。(中略)其後入御于比企判官能員之宅。庭樹花盛之間。兼啓案内之故也。爰有自京都下向舞女。号微妙。益酌之際被召出之。歌舞盡曲。金吾頻感給之。廷尉申云。此舞女依有愁訴之旨。凌山河參向。早直可被尋聞食者。金吾令尋其旨給之處。彼女落淚數行。無左右不出詞。恩問及度々之間。申云。去建久年中。父右兵衛尉為成。依不譏為官人被禁獄。而以西獄囚人等。為給奧州夷。被放遣之。將軍家雜色請取下向畢。為成在其中。母不堪愁歎卒去。其時我七歲也。無兄弟親昵。多年沈孤独之恨。漸長大之今。恋慕切之故。為知彼存亡。始慣當道。而赴東路云々。聞之輩悉催悲淚。速遣御使於奧州。可被尋仰之由。有其沙汰。

(114)微妙所生父為成 [逝去]

○所被遣奧州之雜色男歸參。舞女父為成已亡云々。彼女涕泣悶絕躰地云々。

(115)源 全成 [誅戮]

○八田知家奉仰。於下野國。誅阿野法橋全成。

(116)源 賴全 [誅戮]

○相模權守使者自京都到着。申云。去十六日。催遣在京御家人等。於東山延年寺。窺播磨公賴全。全成法橋息。令誅戮。

之云々。

" 3 · 7 · 25 条

(117) 比企能員 [誅戮]

(118) 比企三郎 [自戮]

(119) 比企時員 [自戮]

(120) 比企五郎 [自戮]

(121) 河原田次郎

[自戮] (122) 笠原親景 [自戮]

(123) 中山為重 [自戮]

(124) 糟屋有季 [自戮]

(125) 源一幡 [燒死]

(126) 比企餘一兵衛尉 [誅戮・梶首]

(127) 渋河刑部丞 [誅戮]

○遠州以工藤五郎為使被仰遣能員之許云。依宿願。有仏像供養之儀。御來臨。可被聽聞歟。且又以次可談雜事者。早申下可豫參之由。御使退去之後。廷尉子息親類等諫云。日來非無計儀事。若依有風聞之旨。預專使歟。無左右不可被參向。縱雖可被參。令下家子郎從等。着甲冑。帶中弓矢。可被相從云々。能員云。如然之行粧。敢非警固之備。謬可成人疑之因也。當時能員猶召具甲冑兵士者。鎌倉中諸人皆可遽騷。其事不可然。且為仏事結縁。且就御讓補等事。有可被仰合事哉。忿可參者。遠州着甲冑給。召中野四郎。市河別當五郎。帶弓箭可儲兩方小門之旨下知給。仍取分征箭一腰於二。各手夾之。立件兩門。彼等依為勝射手。應此仰云々。蓮景。忠常。着腹卷。構于西南脇戸内。小時廷尉參入。着平礼白水干葛袴。駕黑馬。郎等二人。雜色五人有共。入惣門。昇廊沓脫。通妻戸。擬參北面。于時蓮景。忠常等立向于造合脇戸之砌。取廷尉左右手。引伏于山本竹中。誅戮不廻踵。遠州出於出居見之給云々。廷尉僮僕奔歸宿廬。告事由。仍彼一族郎從等引籠一幡君御館。御所。謀叛之間。未三刻。依尼御臺所之仰。為追討件輩。被差遣軍兵。所謂江馬四郎殿。(中略)仁田四郎忠常已下如雲霞。各襲到彼所。比企三郎。

同四郎。同五郎。河原田次郎。能員。笠原十郎左衛門尉親景。中山五郎為重。糟屋藤太兵衛尉有季已上三人能員等。等防戰。(中

略)重忠入替壯力之郎從責攻之。親景等不敵。彼武威。放火于館。各於若君御前自殺。若君同不免此殃。給廷尉嫡男餘一兵衛尉假姿於女人。雖遁出戰場。於路次。為景廉被梶首。其後。遠州遣大岳判官時親。被実檢死骸等云々。入夜被誅渋河刑部丞。以為能員之舅也。

(128) 堀 親家 [誅戮]

○將軍家御病癆少減。惣以保壽算給。而令聞若君并能員滅亡事給。不堪其鬱陶。可誅遠州由。密々被仰和田左衛門尉義盛及新田四郎忠常等。堀藤次親家為御使。雖持向御書。義盛深思慮。以彼御書獻遠州。仍虜親家。令工藤小次郎行光誅之。將軍家弥御心勞云々。

(129) 仁田五郎 [誅戮・梶首] (130) 仁田忠時 [自戮] ○(131) 仁(新)田忠常 [誅戮] (罹病)

○及晚。遠州召仁田四郎忠常於名越御亭。是為被行能員追討之賞也。而忠常參入御亭之後。雖臨昏黑。更不退出。舍人男恵此事。引彼乘馬。歸宅告事由於第五郎六郎等。而可奉追討遠州之由。將軍家被仰合忠常事。令漏脫之間。已被罪科歟之由。彼輩加推量。忽為果其憤。欲參江馬殿。々々々折節被候大御所。幕下將軍御遺跡。當仍五郎已下輩奔參發矢。江馬殿令下御家人等防禦給。五郎者為波多野次郎忠綱被時尼御臺所御坐。六郎者於臺所放火自殺。見件煙。御家人等競集。又忠常出名越。還私宅之刻。於途中聞之。則稱可奔命。參御所之處。為加藤次景廉被誅畢。

(132) 若菜五郎 [誅戮]

○晴。朝雅飛脚重到来。去月廿九日到伊勢國。平氏雅樂助三郎盛時并子姪等。構城墻於當國六ヶ山。數日雖相支。朝雅励武勇之間。彼等防戰失利敗北。凡張本若菜五郎城墻構處所。所謂。伊勢國日永。若松。南村。高角。関。小野等也。遂於關。小野亡其命云々。

元久1・5・6条

○○(133)源 賴家 [薨去] (罹病)(被追福)

○西尅。伊豆國飛脚參着。昨日。日。左金吾禪閣年廿三。於當國修禪寺。薨給之由申之云々。

1・7・19条

○(134)北條政範 [卒去] (罹病)

○子尅。從五位下行左馬權助平朝臣政範卒。年十六。于時在京。

1・11・5条

○(135)佐々木定綱 [卒去] (罹病)

○檢非違使左衛門少尉源朝臣定綱法師卒云々。

2・4・9条

(136)畠山重秀 [自戮]

○快晴。寅尅。鎌倉中驚遽。軍兵競走于由比濱之邊。可被誅謀叛之輩云々。依之畠山六郎重保。具郎從三人向其所之間。三浦平六兵衛尉義村奉仰。以佐久滿太郎等。相圍重保之處。雖諍雌雄。不能破多勢。主從共被誅云々。又畠山次郎重忠參上之由。風聞之間。於路次可誅之由。有其沙汰。(中略)午尅各於武藏国二俣河。相逢于重忠。々々去十九日出小糸郡菅屋館。今着此澤也。折節舍弟長野三郎重清在信濃国。同第六郎重宗在奥州。然間相從之輩。二男小次郎重秀。郎從本田次郎近常。榛澤六郎成清已下百三十四騎。陣于鶴峯之麓。(中略)爰襲來軍兵等。各懸意於先陣。欲貽譽於後代。其中。安達藤九郎右衛門尉景盛引卒野田与一。(中

略)与藤次等畢。主從七騎進先登。取弓挾鎗。重忠見之。此金吾者。弓馬放遊旧友也。拔万人赴一陣。何不感之哉。重秀對于彼。可輕命之由加下知。仍挑戰及數反。加治次郎宗季已下多以為重忠被誅。凡弓箭之戰。刀劍之諍。雖移尅。無其勝負之處。及申斜。愛甲三郎季隆之所發箭中重忠年四十二。母右衛門尉遠元女。之身。季隆即取彼首。獻相州之陣。尔之後。小次郎重秀年廿三。并郎從等自殺之間。縡属無為。

(137)榛谷重朝 [誅戮]

(138)榛谷重季 [誅戮]

(139)榛谷季重 [誅戮]

(140)稻毛重成 [誅戮]

(141)小澤重政

[誅戮]

○酉尅。鎌倉中又騷動。是三浦平六兵衛尉義村。重廻思慮。於經師谷口。謀兮討榛谷四郎重朝。同嫡男太郎重季。次郎季重等也。稻毛入道為大河戸三郎被誅。子息小澤次郎重政者。宇佐美与一誅之。

(142)平賀朝雅 [誅戮]

○晴。右衛門權佐朝雅候仙洞。未退出之間。有圍碁會之處。小舍人童走來招金吾。告追討使事。金吾更不驚動。歸參本所。令日算之後。自關東被差上誅罰專使。無據于遁逃。早可給身暇之旨奏訖。退出于六角東洞院宿廬之後。軍兵五條判官有範。(中略)佐々木左衛門尉廣綱。同弥太郎高重已下襲到。暫雖相戰。朝雅失度逃亡。遁松坂邊。金持六郎広親。佐々木三郎兵衛尉盛綱等追彼後之處。山内持寿丸後号六郎通基。刑部大夫経俊六男。射留右金吾云々。

(143)相馬師常 [逝去]

○相馬次郎師常卒。年六十七。令端坐合掌。更不動搖。決定往生。敢無其疑。是念佛行者也。称結緣。緇素拳集

拝之。

(144)三浦義連〔逝去〕

○晴。就御室仰。坊門亞相被執申高野山愁訴紀伊国土民狼藉事。於御所有其沙汰。和泉紀伊兩国守護者。佐原十郎左衛門尉義連職也。義連卒去之後。未被補其替。而彼両国。為院御熊野詣驛家雜事。自今以後。無指事外。不可置守護人。就之。諸事可為仙洞御計之由被定之。仍義連代早可召上之由。所被遣御書於掃部入道寂忍之許也。広元朝臣奉行之。

○(145)小野義成〔卒去〕(罹病)

○陰。防鴨河使判官從五位下行左衛門少尉小野朝臣義成卒。于時在京。

承元2・④・3条

(146)葛西十郎〔殺戮〕

○於永福寺阿弥陀堂。被行二十五昧。仍為御聽聞。尼御臺所。并將軍家。同御臺所等。有御參堂。御留守之間。鎌倉中騷動。是葛西十郎為僕從依被殺害。一族等馳集之故也。然而和田左衛門尉義盛尋聞子細。相鎮云々。

" 2・7・19条

(147)熊谷直実〔示寂〕

○東平太重胤号東所。遂先途。自京都歸參。即被召御所。申洛中事等。先熊谷一郎直実入道。以九月十四日未尅可為終焉之期。由相觸之間。至当日。結縁道俗圍繞彼東山草庵。時尅。着衣袈裟。昇礼盤。端坐合掌。唱高馨念佛。執終。兼聊無病氣云々。(後略)

" 2・10・21条

(148) 中原親能 [卒去]

" 2 · 12 · 18 条

○晴。正五位下行掃部頭藤原朝臣親能法師寂忍。卒。年六十六。于時在京。

(149) 梶原家茂 [殺戮]

○西濱^{号之}飯嶋。辺騒動。是梶原兵衛太郎家茂^{遙于小坪浦}。歸去之處。土屋三郎宗遠兼依^{有宿意}。相逢于和賀江辺。殺害家茂^{之故也}。宗遠即馳^{參御所}。付^{和田兵衛尉常盛}。進^{太刀}。仍被^召預其身於義盛也。

" 3 · 5 · 28 条

(150) 大庭景能 [逝去]

" 4 · 4 · 9 条

○懷嶋平権守景能入道於^{相模國}卒。

(151) 坊門院^{範子} [崩御]

○晴。京都飛脚參着。去四日。坊門院^{院御婦}於一條室町故皇太后宮御所崩御。仍南山御幸延引之由申之。

" 4 · 4 · 19 条

○(152) 一条能保 [薨去] (罹病) (153) 一条高能 [薨去] (154) 九条良経 [頓滅薨去]

○夜雨休。曉風寒。申尅。坊門黃門使者參着。是勅勘之時態預^{專使}事。即雖^{可賀申}。行幸已下公事連綿之間。遲々云々。去月廿二日行幸。入夜。造朱雀門大工国永已下番匠等給^使。本國司猶終^{不日之功}。可^當假葺之由。有^{勅定}云々。此等之趣。被^載黃門書狀。善信^{申之}。就^之。將軍家有^{下被尋仰}事等^上。善信申云。此門末代不^{相應}歟。其故者。通憲入道當^{大内}。無^レ罪兮被^レ處斬罪。治承大極殿朱雀門燒亡。建久九年。僅造

彼門。造營之國務人一條二品能保。父子即時薨卒。元久。後京極攝政殿令書額給。御身頓滅。今又造營上棟之後。病忽愈至槐門今御禊之間。又還御之時。御輿未入建禮門。此門顛倒。魏文帝當臨幸之日。離宮南門壞云々。

建曆 1 · 11 · 4 条

○○(155)源 賴朝〔疾病薨去〕(罹病)(被追福)

○相模國相模河橋數ヶ間朽損。可被加修理之由。義村申之。如相州。廣元朝臣。善信有群議。去建久九年。重成法師新造之。遂供養之日。為結縁之。故將軍家渡御。及還路有御落馬。不經幾程。薨給畢。重成法師又逢殃。旁非吉事。今更強雖不有再興。何事之有哉之趣一同之旨。申御前之處。仰云。故將軍薨御者。執武家權柄二十年。令極官位。給後御事也。重成法師者。依己之不義。蒙天譴歟。全非橋建立之過。此上一切不可称不吉。有彼橋。為所御參詣要路。無民庶往反之煩。其利非一。不顛倒以前。早可加修復之旨。被仰出云々。

○(156)平 業忠〔疾病卒去〕

○晴。筑後前司賴時去夜自京都下向。(中略)又申云。(中略)十七日。大膳大夫業忠年五十三。歸寂。相撲之間。合忠綱朝臣。損頸骨。以之為病。遂終命。是強不思官祿已下世報事。十五歲以後。每日讀法花經之仁也云々。

" 2 · 2 · 28 条

○(157)和田荒鶲〔疾病逝去〕

○和平太胤長女子字荒鶲。六年。悲父遠向之餘。此間病惱。頗少其恃。而新兵衛尉朝盛其聞甚相似胤長。仍稱父歸來

之由。訪到。少生聊擡頭。一瞬見之。遂閉眼云々。同夜火葬。母則遂素懷年甘西谷和泉阿闍梨為戒師云々。

" 3 · 3 · 21 条

(158) 土屋義清 [依流矢亡命]

○于時広元朝臣令候政所之間。有其召。而凶徒滿路次。非無怖畏。賜警固武士。可參上之由。依申之。被遣軍士等之時。広元水干葛袴。參上之後。及御立願。広元為御願書執筆。其奥以御自筆。被加二首歌。即以公氏。彼御願書。被奉於鶴岳。当斯時。大学助義清自甘繩入龜谷。經窟堂前路次。欲參旅御所之處。於若宮赤橋之砌。流矢之所犯。義清亡命。件箭自北方飛來。是神鏑之由謳歌。僮僕取彼首。葬于寿福寺。義清依為當寺本願主也。是岡崎四郎義実二男。母中庄村司宗平女也。建暦二年十二月卅日任大學權助。法勝寺九重塔造營功云々。

(159) 古郡保忠 [自戮・梶首] (160) 古郡五郎 [自戮・梶首] (161) 古郡六郎 [自戮・梶首] (162) 和田常盛 [自戮・梶首]

首

(163) 横山時兼 [自戮・梶首]

○小雨降。古郡左衛門尉兄弟者。於甲斐国坂東山波加利之東競石郷二木自殺矣。和田新左衛門尉常盛。并横山右馬允時兼。年六十一。等者於坂東山償原別所自殺云々。時兼者横山権守時広嫡男也。伯母時廣妹也。者為義盛妻。妹者又嫁常盛。故今與同此謀叛云々。件兩人之首今日到来。凡所梶于固瀬河辺之首二百三十四云々。

" 3 · 5 · 3 条

(164) 岡崎実忠 [誅戮]

(165) 岡崎太郎 [誅戮]

(166) 岡崎次郎 [誅戮]

○岡崎餘一左衛門尉父子三人被誅云々。

(167)和田胤長〔誅戮〕

○又和田平太胤長。於配所陸奥國岩瀨郡鏡沼南辺被誅。年卅一。

(168)大江広元子女〔逝去〕

○寅尅。広元朝臣息女卒去。六才。

○(169)経玄〔疾病示寂〕

○天晴。戌刻。永福寺別当美作律師経玄入滅。依日來痢病也。

(170)重慶〔誅戮〕

○天晴。晚景宗政自下野国参着。斬重慶之首。持參之由申之。將軍家以仲兼朝臣被仰曰。重忠本自無過而蒙誅。其末子法師縱雖挿隱謀。有何事哉。隨而任被仰下之旨。先令生虜其身具參。就犯否左右。可有沙汰之處。加戮誅。楚忽之議。為罪業因之由。太御歎息云々。仍宗政蒙御氣色。

(171)土肥維平〔誅戮〕

○土肥先次郎左衛門尉維平被刎首。是依為義盛与力衆也。而為囚人。送數月之間。貽其恃之處。終以如此云々。

(172)源 栄実〔自戮〕

○晴。六波羅飛脚到着。申云。和田左衛門尉義盛。大學助義清等餘類住洛陽。以故金吾將軍家御息號三禪師。為大將軍。

巧叛逆之由。依有其聞。去十三日。前大膳大夫之在京家人等。襲件旅亭一条。北邊之處。禪師忽自殺。伴黨又逃亡云々。

(173)道法法親王〔示寂〕

○霞降。京都使者參着。去月廿一日未冠。高陽院仙洞有失火。(中略)同日亥刻。仁和寺御室道。御入滅。御年四十九。云々。

建保2・11・25条

(174)伊賀大夫〔誅戮〕

○故屋嶋前内府家人美濃前司則清子左衛門尉則種自丹後國參上。可致幕府官仕之由望申之。聊雖有豫儀。右大將家御時。平家侍令參上之時者。可召仕之趣。去建久年中被誅伊賀大夫之後。被定置之上者。可被聽之旨被仰出。是歌仙也。相叶御意云々。

○○(175)北條時政〔疾病卒去〕(罹病)(被追福)

○霽。伊豆國飛脚參。申云。去六日戌冠。入道遠江守從五位下平朝臣年七十八。於北條郡卒去。日來煩腫物給云々。

" 2・12・17条
" 3・1・8条

(176)榮西〔疾病示寂〕

○霽。壽福寺長老葉上僧正榮西入滅。依痢病也。稱結縁。鎌倉中諸人群集。遠江守為將軍家御使。莅終焉之砌云々。

" 3・6・5条

(177)伊賀朝光〔頓滅卒去〕(被追福)

" 3・6・5条

○亥時。佐藤伊賀前司頓滅。

從五位上伊賀守藤原朝臣朝光年 散位光鄉男 母下總守邦業女 正治年月日任左衛

門少尉。建永元年庚戌四月廿五日蒙使宣旨。二年四月十日敍留。

去三月十三
日申畏。

五月廿三日辭職。

承元四年三月十

九日任伊賀守。建暦二年壬申十二月十日敍 從五位上。

" 3 · 9 · 14 条

◎(178)坊門信清〔薨去〕(被追福)

○京都飛脚參着。去十四日夜。坊門前内府禪室於西郊別業 葬御。仍十五日寅冠。

上皇自八幡俄還御上皇御外之由
舅也。

申之。

" 4 · 3 · 24 条

(179)三条実宣室家(北条時政子女)〔逝去〕

○京都飛脚參着于相州御亭。去廿二日三條中納言実宣。室逝去給之由申之。是故遠州禪室御息女。相州御妹也。仍御輕服之間。諸人令群參。

" 4 · 3 · 30 条

(180)殷富門院(亮子)〔崩御〕

○晴。京都飛脚參。去二日殷富門院崩御之由申之。

" 4 · 4 · 15 条

(181)公胤〔示寂〕

○去廿日未刻。前大僧正法務公胤入滅。十七
十二有往生瑞之由。今日風聞。是將軍家御歸依僧也。故前幕下殊有仰置之旨云々。

" 4 · 6 · 29 条

(182)北条義時室家生母〔逝去〕

○晴。右京兆室依重服移住万年九郎宅給。是去十日母儀。

山城前司
行政女。

於京都卒去之由。飛脚到来之故也。

○(183)定暁 [疾病示寂]

○晴。申剋。鶴岳八幡宮別當三位僧都定暁煩腫物入滅。

(184)平 正重 [誅戮・梟首]

○晴。後藤大夫判官基清飛脚自京都參着。申云。去三日。白河辺有謀叛者。基清即行向。追捕之處。郎従等多以被疵。然而遂梟一件賊主。是伊勢平氏餘流掃部權助正重云々。依有驕奢。擬申烏合者也。〃 6 · 1 · 12 条

○(185)千葉成胤 [逝去] (罹病)

○晴。午剋。千葉介平成胤卒。千葉介胤
正男也。

(186)長谷部信連 [逝去]

○今日。左兵衛尉長谷部信連法師於能登國大屋庄河原田卒。是本故三條宮侍。近關東御家人也。長馬新大夫為連男也。

(187)九条良輔 [薨去]

○晴。景盛自京都歸參。去十日。嵯峨栖霞寺釀迦阿弥陀兩堂燒失。本尊者奉取出。同十一日。八條左大臣良輔。薨給^{年三}。云々。

(188)梶原景高 [自戮]

○晴。為大夫判官行村奉行。御拝賀供奉隨兵以下事有其沙汰。(中略)右大將家御時被定仰云。隨兵者。兼備三德

〃 6 · 11 · 25 条

者。必可レ候其役。所謂譜代勇士。弓馬達者。容儀神妙者也。亦雖譜代。於疎其藝者。無警衛之恃。能可レ有二用意一云々。而景員者。去正治二年正月。父梶原平次左衛門尉景高於駿河国高橋辺自殺之後。頗雖レ為失時之士。相兼件等德之故。被レ召二出一之。非二面目一乎。(中略)此御拝賀者。関東無双晴儀。殆可レ謂千載一遇歟。今度被レ加二隨兵一者。子孫永相續武名之條。本懷至極也云々。仍恩許。不及異儀云々。

" 6 · 12 · 26 条

○○(189)源 実朝 [殺戮] (罹病)(被追福)

○今日將軍家右大臣為拝賀。御參鶴岳八幡宮。(中略)及夜陰。神拝事終。漸令退出御之處。當宮別當阿闍梨公曉窺レ來于石階之際。取劍奉侵丞相。其後隨兵等雖馳駕于宮中。武田五郎信光進先登。無所覓讐敵。(中略)右京兆無左右。可奉誅阿闍梨之由。下知給之間。招聚一族等凝評定。阿闍梨者。太足武勇。非直也人。輒不可謀之。頗為難儀之由。各相議之處。義村令撰勇敢之器。差長尾新六定景於討手。定景遂向義村宅。不能辭退。起座着黑皮威甲。相具雜賀次郎西國住人。強力者也。以下郎從五人。赴于阿闍梨在所備中阿闍梨宅之刻。阿闍梨者。義村使遲引之間。登鶴岳後面之峯。擬至于義村宅。仍与定景相逢途中。雜賀次郎忽懷阿闍梨。互詣雌雄之處。定景取太刀。梶阿闍梨着素絹衣腹卷。年廿云々。首。是金吾將軍頼家。御息。母賀茂六郎重長女為朝孫。公胤僧正入室。貞曉僧都受法弟子也。定景持彼首歸畢。

(190)白河義典 [自戮]

○故鶴岳別當阿闍梨使白河左衛門尉詣大神宮。遂奉幣還向之處。於三河國矢作宿。聞彼滅亡事。自殺云々。

" 7 · 1 · 27 条

(191) 源 仲章 [殺戮]

○右京兆詣大倉藥師堂給。此梵字。依靈夢之告。被草創之處。去月廿七日戌刻供奉之時。如夢兮白犬見御傍之後。御心神違亂之間。讓御劍於仲章朝臣。相具伊賀四郎許。退出畢。而右京兆者。被役御劍之由。禪師兼以存知之間。守其役人。斬仲章之首。當彼時。此堂戌神不坐于堂中。給上云々。

(192) 阿野時元 [自戮]

○酉刻。駿河國飛脚參着。阿野自殺之由申之。

(193) 源 賴茂 [自戮]

(194) 藤原近仲 [自戮]

(195) 源 賢 [自戮]

(196) 平 賴國 [自戮]

" 7 · 2 · 23 条

○齋。酉刻。伊賀太郎左衛門尉光季使者自京都到着。申云。去十三日未刻。誅右馬権頭賴茂朝臣。虜子息下野守賴氏訖。折節若君御下向之間。故止飛脚。于今不啓子細云々。賴茂依背叡慮。遣官軍於彼在所昭陽舍間。住此所。合戰。賴茂并伴類右近將監藤近仲。右兵衛尉源貯。前刑部丞平賴國等。入籠仁寿殿自殺。放火墻內殿舍以下。

(197) 二階堂行光 [卒去] (罹病)

○齋。巳刻。前信濃守從五位下藤原朝臣行光法師法名。卒。年五十六。

(198) 慶幸 [示寂]

" 1 · 9 · 8 条

○辰刻。鶴岳別当三位僧都慶幸入滅。年。去年八月廿一日補別當。世号之一年別當。

(199) 伊賀光季 [誅戮]

" 2 · 1 · 16 条

○未刻。右大將家司主稅頭長衡去十五日京都飛脚下着。申云。昨日。十四日。幕下。并黃門実氏。仰二位法印尊長。被召籠弓場殿。十五日午刻。遣官軍被誅伊賀廷尉。則勅按察使光親卿。被下右京兆追討宣旨於五畿七道之由云々。

(200) 伊賀光綱 [自戮]

○午刻。一條大夫頼氏自京都下着。去十六日出京云々。到二品亭。(中略)十五日朝。官軍競起。警衛高陽院殿門々。凡一千七百餘騎云々。(中略)同日。大夫尉惟信。山城守広綱。廷尉胤義。高重等。奉勅定。引率八百餘騎官軍。襲光季高辻京極家合戰。緯火急而。光季并息男寿王冠者光綱自害。放火宿廬。南風烈吹。餘烟延至數十町。姉小路東洞院。

" 3 · 5 · 21 条

(201) 筑井高重 [誅戮]

○相州着遠江国橋本駅入夜勇士十余輩潛相交于相州大軍。進出先陣。惣之令内田四郎尋問之處。候于仙洞之下總前司盛綱近親筑井太郎高重令上洛云々。仍誅伏之云々。

(202) 鏡 久綱 [自戮]

○今曉。武藏太郎時氏。陸奥六郎有時。相具少輔判官代佐房。(中略)安保刑部丞実光等渡摩免戸。官軍不及發矢敗走。山田次郎重忠独殘留。与伊佐三郎行政相戰。是又遂電。鏡右衛門尉久綱留于此所。註姓名於旗面。立置高岸。与少輔判官代合戰。久綱云。依相副臘病秀康。如所存不遂合戰。後悔千万云々。遂自殺。見旗銘拭悲淚云々。

" 3 · 6 · 6 条

(203) 関政綱〔溺死〕

(204) 幸島行時〔溺死〕

(205) 伊佐大進太郎〔溺死〕

(206) 三善康知〔溺死〕

(207) 長江四

郎〔溺死〕 (208) 安保実光〔溺死〕 (209) 佐々木高重〔誅戮〕

○及卯三刻。兼義。春日刑部三郎貞幸等受命為渡宇治河伏見津瀨馳行。(中略)兼義。貞幸乘馬。於河中各中矢漂水。貞幸沈水底。已欲終命。心中祈念諒方明神。取腰刀切甲之上帶小具足。良久而僅浮出淺瀨。為水練郎従等被救訖。武州見之。手自加數箇所灸之間。住正念。所相從之子息郎従等。以上十七人没水。其後。軍兵多水面並轡之處。流急未戰。十之二三死。所謂。閻左衛門入道。幸嶋四郎。伊佐大進太郎。善右衛門太郎。長江四郎。安保刑部丞以下九十六人。従軍八百餘騎也。(中略)相州於勢多橋与官兵合戦。及夜陰。親広。秀康。盛綱。胤義。棄軍陣帰洛。宿于三條河原。親広者於閻寺辺零落云々。官軍佐々木弥太郎判官高重以下。被誅于諸處云々。

(210) 三浦胤義〔自戮〕

○巳刻。相州。武州之勢着于六波羅。申刻。胤義父子於西山木嶋自殺。廷尉郎従取其首。持向太秦宅。義村尋取之。送武州館云々。

(211) 佐々木經高(經蓮)〔自戮〕

○佐々木中務入道經蓮者。候院中。廻合戦計。官兵敗走之後。在鷺尾之由。風聞之間。聞之武州遣使者云。相構不可捨命。申閻東可厚免者。經蓮云。是勸自殺使也。盍耻之哉者。取刀破身肉手足。未終命間。扶乗于輿。向六波羅。武州見其體。違示送之趣。自殺。背本意由称之。于時經蓮聊見開兩眼。快咲

不發_レ詞。遂以卒去云々。

(212) 多田基綱 [誅戮・梶首]

○及_レ晚。美濃源氏神地藏人頬経入道。同伴類十余人。於_二貴舟_一邊。本間兵衛尉生_二虜_一之。又多田藏人基綱梶首云々。

〃 3 · 6 · 20 条

(213) 熊野法印(快実) [誅戮・梶首] (214) 天野四郎左衛門尉 [誅戮・梶首]

○合戰張本重被_レ渡_二六波羅_一。大納言忠信卿_{千葉介胤綱}宰相中將信能_{預之}。遠山左衛門尉_{景朝預之}。此外刑部僧正長賢。觀嚴。結城左衛門尉_{朝光預之}。二位法印尊長。能登守秀康等逐電云々。又熊野法印_松。天野四郎左衛門尉等梶首云々。

(215) 後藤基清 [誅戮・梶首] (216) 平 有範 [誅戮・梶首] (217) 佐々木広綱 [誅戮・梶首] (218) 大江能範 [誅戮・梶首]

梶首

○西面衆四人被_レ召渡_一梶首_二。霜刑之法。朝議不_レ拘云々。謂四人者。後藤檢非違使從五位上行左衛門少尉藤原朝臣基清。子息左衛門尉基綱_{五條筑}後守從五位下行平朝臣有範_{斬之}。依_レ命也。佐々木山城守從五位下源朝臣広綱_{江檢}非違使從五位下行左衛門少尉大江朝臣能範等也。此輩皆関東被官士也。蒙_二右大將家恩_一。賜_二預數箇之莊園_一。依_二右府將軍拳_一。達_二昇五品之位階_一。縱雖_レ重_二勅定_一。盍_レ耻_二精靈之所_一照哉。忽變_二彼芳躅_一。欲_レ拏_二遺塵_一。頗非_二弓馬道_一歟之由。人嫌_レ之云々。

〃 3 · 7 · 2 条

(219) 一条信能 [誅戮]

○小雨降。一條宰相中將信能相_二具于遠山左衛門尉景朝_一。下着美濃國。即於_二當國遠山庄_一刎_レ首云々。凡今度張本至

〃 3 · 6 · 16 条

卿相以上。皆於洛中可處斬罪之趣。雖有閔東命。今城外儀可宜之由。武州計云々。" 3 · 7 · 5 条

(220) 勢多伽丸 [誅戮・梟首]

○今日山城守広綱子息小童。号勢多
伽丸。自仁和寺召出六波羅。是御室道助御寵童也。仍被副芝築地上座眞昭。被申武州云。於廣綱重科者。雖不能左右。此童為門弟。久相馴之間。殊以不便。十余才单孤無賴者。可有何惡行哉。可預置歟之由云々。其母又周章之余。行向六波羅。武州相逢御使云。依奉優嚴命。暫所宥也。又云。顏色之花麗。與悲母愁緒。共以堪憐愍云々。仍歸參之處。勢多伽叔父佐々木四郎右衛門尉信綱。依令鬱訴之。更召返。賜信綱之間梟首云々。

" 3 · 7 · 11 条

(221) 藤原光親 [誅戮・梟首]

○按察卿光親。去月出家。法名西親。者。為武田五郎信光之預下向。而鎌倉使相逢于駿河國車返辺。依觸可誅之由。於加古坂梟首訖。時年四十六云々。此卿為無雙寵臣。又家門貫首。宏才優長也。今度次第。殊成競々戰々思。頻奉匡君於正慮之處。諫議之趣。頗背叡慮之間。雖進退惟谷。書下追討宣旨。忠臣法。諫而隨之謂歟。其諷諫申狀數十通。殘留仙洞。後日披露之時。武州後悔惄丹府云々。

" 3 · 7 · 12 条

(222) 中御門宗行 [誅戮]

○於藍澤原。黃門宗行遂以不遁白刃之所侵云々。年四十七。至最期之刻。念誦讀經更不怠云々。

" 3 · 7 · 14 条

(223) 藤原範茂 [入水薨去]

○甲斐宰相中將範茂。為式部丞朝時之預。於足柄山之麓。沈于早河底。是五體不具者。可為最後生障礙。可入水由依所望也。

" 3 · 7 · 18 条

(224) 源 有雅 [誅戮]

○入道二位兵衛督。有雅。去月出家。年四十六。為小笠原次郎長清之預。下着甲斐國。而依有聊因縁。可被救露命之由。申二品禪尼間。暫抑死罪。可相待彼左右之由。雖令懇望。長清不及許容。於當國稻積庄小瀬村令誅畢。須臾可宥刑罰之旨。二品書狀到来云々。楚忽之為體。定有亡魂之恨者歟。

○(225) 加藤景廉 [卒去] (罹病)

○寅尅。檢非違使從五位下行左衛門少尉藤原朝臣景廉法師法名覺蓮房妙法。卒。年八十二。

○(226) 三善康(善)信 [卒去] (罹病)

○丑刻。散位從五位下三善朝臣康信法師法名覺蓮房妙法。卒。年八十二。

○(227) 後高倉院 [疾病崩御]

○陰。相州。武州飛脚自京都到来。去十四日午尅。太上法皇崩御于持明院殿之由申之。依御腫物數月御惱也。

尊号之後纔三ヶ年。御年四十五云々。奥州參二品御方。申此由給云々。

貞應2·5·18条

○(228) 大友能直 [卒去] (罹病)

○今日。豊前守從五位下藤原朝臣能直於京都卒。年五十二。當時鎮西事。一方奉行之。有不慮事之時。子息次郎親秀相繼可致沙汰之由。蒙兼日仰云々。

" 2 · 11 · 27 条

○(229)伊賀光資〔疾病逝去〕

○晴。伊賀三郎左衛門尉光資卒。日來煩、脚氣云々。是伊賀守朝光三男也。

" 3 · 3 · 23 条

○○(230)北条義時〔疾病卒去〕(罹病)(被追福)

○雨降。前奥州病癒已及獲麟之間。以駿河守為使。被申此由於若君御方。就恩許。今日寅冠。令落飭給。已冠。若辰。遂以御卒去。御年六日者脚氣之上。霍乱計會云々。自昨朝。相續被唱弥陀宝号。迄終焉之期。更無緩。丹後律師為善知識奉勸之。結外縛印。念佛數十反之後寂滅。誠是可謂順次往生歟云々。午冠。被遣飛脚於京都。又後室落飭。莊嚴房律師行勇為戒師云々。

(231)親慶〔示寂〕

○未冠。勝長寿院別當内大臣僧都親慶入滅。

五十六。内大臣忠親公息。

" 3 · 6 · 13 条

○(232)近衛(藤原)家通〔疾病薨去〕

○晴。京都使者參。去十一日。左府家通。近衛殿下御嫡子。薨給年廿一。之由申之。自今月六日御病氣云々。去七日。熒惑星犯歲星之變者。大臣慎也。旬內符合之旨。司天等申之云々。

" 3 · 7 · 24 条

○(233)大江広元〔疾病卒去〕(罹病)

○霽。前陸奥守正四位下大江朝臣広元法師法名覺阿。卒。年七十八。日來煩、脚氣云々。

嘉祿 1 · 6 · 10 条

○○(234)北条政子〔薨去〕(罹病)(被追福)

○晴。丑刻。二位家薨。御年六十九。是前大將軍後室。二代將軍母儀也。同于前漢之呂后。令執行天下給。若又神功

皇后令「再生」。令擁護我國皇基給歟云々。

(235) 忍寂房〔誅戮〕

○小雨洒。申刻。結城七郎朝広。并甲斐源氏浅利太郎馳参。申云。去月廿七日申刻。白河関於袋辻。号若宮禪師公曉。欲起謀叛。折節相逢于路而令誅戮畢。仍持彼首。生虜一両輩相具之。參上云々。則其首被遣金洗澤。被懸之。與力者五十餘人。其主号禅師大將軍。名忍寂房。是皆博奕不善之族云々。

(236) 尊長〔自戮〕

○霽。六波羅馳驛下着申云。去七日辰刻。於鷹司油小路大炊助入道後見肥後房之宅。菅十郎左衛門尉周則欲虜二位法印尊長之處。忽企自殺。未死終之間。所襲到之勇士二人。為彼蒙疵訖。翌日八日。於六波羅而尊長既死去。是承久三年合戰張本也。日來所隱置於肥後房宅也。

(237) 北条時実〔殺戮〕

(238) 高橋二郎〔誅戮〕

(239) 島津忠久〔疾病卒去〕

○雨降。卯刻。武藏二郎時実武州當腹二男。年十六。為家人高橋二郎。京高橋住人也。被殺害給。傍輩兩三人同被害畢。此間。明日依可為丈六堂供養。成群御家人等競走。爰伊東左衛門尉祐時郎從虜進件高橋。即日於腰越辺。被處斬刑。縛最中。甚雨如沃云々。辰刻。鳴津豈後守從五位下惟宗朝臣忠久卒。日來脚氣之上。惱赤痢病云々。

○(240) 内藤盛家〔疾病逝去〕

○晴。内藤左衛門尉盛家法師歸黃泉。年八十九。老病之上。惱痢病。臨終正念云々。

" 3 · 6 · 18 条

" 1 · 7 · 11 条

○(241)西園寺公經室家(一条能保子女(全子))〔疾病逝去〕

○今日申刻。京都飛脚參着。去七日。大政大臣家御臺所依赤痢病御早世之由申之。將軍家御外祖母也。

" 3 · 8 · 13 条

(242)阿波局〔逝去〕

○晴。御所女房阿波局卒去。武州大叔母也。三十ヶ日依可有御輕服。避御亭令移尾藤左近將監入道々然之家給云々。

" 3 · 11 · 4 条

(243)網戸尼〔逝去〕

○今日。故下野大掾政光入道妻尼戸尼。卒去。年九十一。是八田武者所宗綱女。左衛門尉朝光母也。故右大將家并禪定二位家殊令重之給云々。

安貞2 · 2 · 4条

(244)一条実雅〔薨去〕

○今日。後藤左衛門尉基綱申云。去月廿九日前右宰相中將実雅卿。於越前國薨。年三十云々。是去元仁元年被配流彼國訖。基綱者守護人也。

" 2 · 5 · 16 条

(245)千葉胤綱〔逝去〕

○陰。午刻。千葉介胤綱他界。年廿一。

" 2 · 5 · 28 条

(246)七條院(殖子)〔崩御〕

○京都使者參着。去十六日七條院崩御云々。

御年七
十二。

" 2 · 9 · 26 条

(247) 三浦泰村室家(北条泰時子女)所生子〔死去〕

○酉一点。駿河次郎泰村妻_{武州御息女。}産。誕兒者死于胎内畢。自去十九日有氣分。今朝殊惱亂難產也。驗者大進僧都

觀基。丹波律師頼曉。醫師良基。陰陽師晴賢以下四人也。

" 3 · 1 · 27 条

(248) 北条朝時室家(大友能直子女)〔逝去〕

○晴。辰刻。越後守朝時朝臣妻室卒去。

寛喜 2 · 4 · 9 条

○○(249) 北条時氏〔疾病卒去〕(罹病)(被追福)

○晴。戌冠。修理亮平朝臣時氏逝去。年十八。去四月自京都下向。不經幾日月病惱。被致内外祈請。雖加數箇醫療。皆以失其驗。去嘉祿三年六月十八日次男卒去。隔四ヶ年。今日又有此事。已兄弟御早世。愁傷之至無物取喻。及寅冠葬于大慈寺傍山麓。葬礼事。陰陽大允晴憲舉申門生刑部房云々。

" 2 · 6 · 18 条

(250) 三浦泰村室家(北条泰時子女)所生子女〔逝去〕

○晴。酉刻。去十五日誕生少兒_{駿河次郎息女。}卒去。

" 2 · 7 · 26 条

○(251) 三浦泰村室家(北条泰時子女)〔疾病逝去〕(罹病)

○晴。酉刻。武州御息女_{駿河次郎妻室。}逝卒。年廿五。產前後數十ケ日惱、亂、遂以如斯。

" 2 · 8 · 4 条

(252) 源 貞暁〔示寂〕

○霽。六波羅飛脚到来。去月廿日仁和寺法印御房_{貞暁。}四十六。於高野御入滅云々。是幕下將軍御息。御臺所御伯父也。仍御輕服之間。入御竹御所。

" 3 · 3 · 9 条

(253) 土御門院〔崩御〕

○晴。去十二日。土御門院於阿波國崩御_{春秋}之由。自京都被申之。

(254) 観基〔示寂〕

○權大僧都觀基入滅。大宮大進行頼孫。土佐守源國基子也。去承久元年為將軍家御持僧下向云々。〃4・3・15条

○(255)近衛(藤原)基通〔疾病薨去〕

○晴。京都使者參着。五月晦日丑刻。近衛禪定殿於普賢寺殿薨。_{御年七、八、九、十、十一、十四}日來御不例也。去一日火葬。御骨可奉納。高野山。依御遺言不可有御追善并葬家云々。相州武州參御所給。有沙汰可被閣政務二七ヶ日。為御訪可被進御使云々。

(256) 内藤盛時〔頓滅蘇生〕

○晴。申刻。内藤判官盛時頓滅。及子刻蘇生。相語妻子云。如夢迷行曠野中處。一僧來引手。假令如土門之所。出思之程。蘇生云々。是寤寐奉歸敬地藏菩薩者也。若預彼利生方便歟。末代希有事也。〃1・7・20条

(257) 藻壁門院(嫡子)所生皇子〔死去〕 ○(258) 藻壁門院(嫡子)〔崩御〕(罹病)

○霽。京都飛脚參着。申云。去十八日卯刻。於院御所。藻壁門院皇子降誕死軀。辰刻女院御絕入。遂以崩御之。年二十五云々。是將軍家御姉公也。依此事政務三十ヶ日可被閣之由被定之云々。

〃1・9・24条

(259) 九条(藤原)頬經所生子〔死去〕 ○○(260) 九条(藤原)頬經御臺所竹御所(源 賴家子女)〔疾病逝去〕(罹病)(被迫福)

○寅剗御產。兒死而生給。御加持弁僧正定豪云々。御產以後御惱亂。辰剗遷化。_{御歲}卅二。是正治將軍姫君也。

○(261)尾藤景綱〔疾病逝去〕(罹病)

○武州家令尾藤左近入道々然。依所勞辭職。平左衛門尉盛綱補其闕云々。同廿二日。左近將監藤原景綱法師_{法名道然}死去云々。

" 2 · 8 · 21 条

(262)里見(源)義成〔卒去〕

○前伊賀守從五位下源朝臣義成卒。_{七十八。号是幕下將軍家寵士也。親疎莫不惜之。}文曆1·11·28条
里見

○(263)九条(藤原)教実〔薨去〕(罹病)

○子剋。京都飛脚重到来。前摠政殿去月廿七日御絶入。同廿八日已剋葬云々。_{是將軍家御舍兄也。}

(264)土屋宗光〔逝去〕

○土屋左衛門尉平宗光卒。年五十二。

(265)九条(藤原)頼経息女〔逝去〕

○京都使者参着。去月廿八日。將軍家御姫君_{御他腹。御年十五云々。}御卒去云々。

嘉禎1·11·14条

○(266)中原季時〔疾病卒去〕

○巳刻。前駿河守從五位下藤原朝臣季時法師_{法名行阿。}卒。年。去月廿七日以後病惱。時行与脚氣計會云々。

" 2 · 4 · 6 条

(267)九条(藤原)頼経令妹〔逝去〕

○霽。戌刻地震。其後。將軍家御直令出門外西東堀辺給。有御除服之儀。晴賢朝臣勤御祓。佐房陪膳。是依御妹姫君御前御年十二准后御腹。卒給也。外祖太相國禪室女為御猶子云々。

" 2 · 6 · 11 条

○(268)中条(藤原)家長〔卒去〕(罹病)

○寅刻。前出羽守從五位下藤原朝臣家長卒。年七十二。

" 2 · 8 · 25 条

(269)親嚴〔示寂〕

○有評儀。是去二日。東寺長者親嚴僧正入滅。以鶴岳別當僧正定豪。可為其替之由。殿下内々御教書。昨日到来之間。可被上洛否。有沙汰。而補長者。為関東眉目。為僧正本意。可然之由。治定云々。仍自当座遣大和前司。佐藤民部大夫等。被觸仰事由於僧正云々。

" 2 · 11 · 15 条

(270)三浦泰村室家(北条義時子女)〔逝去〕

○入夜。駿河次郎妻室_{武州}_{御妹}早世。仍武州御輕服之間。令移住于平左衛門尉小町宅給云々。

" 2 · 12 · 23 条

(271)四条天皇令妹〔薨去〕

○今日。京都飛脚到着。去一日一品宮_{當帝御妹}御歲六。薨御由申之。又去月廿七日摶祿御上表云々。

" 3 · 8 · 7 条

(272)二階堂(藤原)行村〔卒去〕

○天霽。從五位下行隱岐守藤原朝臣行村法師_{法名}卒。年八十四。于時在伊勢国益田庄。此間向彼所云々。

" 4 · 2 · 16 条

○(273)小山朝政〔疾病卒去〕(被追福)

○小山下野守從五位下藤原朝臣朝政法師法名。生西。卒。年八十四。病患不經幾日數去比。舍弟上野入道日阿相共於南都令二

登壇受戒云々。

〃4·3·30条

(274)坂上明定〔逝去〕

○故左衛門尉坂上明定子息左兵衛尉明胤。領掌亡父遺跡事。不可有相違之由。含嚴旨。(中略)去年十月四日。父讓之死去。明定依為名人。左京兆頻憐愍遺孤給云々。

〃4·5·11条

○(275)三善康俊〔卒去〕(罹病)

○前加賀守從五位上三善朝臣康俊卒。年七十二。

(276)土御門(源)通方〔薨去〕

○終夜雨降。今日。土御門大納言。通方卿。薨。年。左京兆令訪之給。

〃4·6·24条

(277)近衛(藤原)兼經室家(九条)(藤原)道家子女(任<仁>子)所生女〔死去〕

○晴。子刻。殿下北政所御流產。姫君。七ヶ月云々。

〃4·9·18条

(278)定豪〔示寂〕

○晴。弁僧正定豪入滅。去年補東寺長者。不經幾旬月云々。是民部少輔源延俊男。兼豪法印入室灌頂弟子也。

〃4·9·24条

○(279)北白河院(陳子)〔疾病頓滅崩御〕

○今夜。北白河院禁裏御母。御頓死云々。日來脚氣御勞云々。

〃4·10·3条

◎(280)松殿(藤原)師家〔薨去〕(被追福)

○雨下。松殿禪定殿下師家。於天王寺薨云々。

(281)宜秋門院(任子)〔崩御〕

○小雨降。及終夜。今日京都使者參。去年十二月廿八日宜秋門院崩御。

春秋六十七云々。

曆仁2・1・19条

(282)信惠〔示寂〕

○天晴。京都使者到着。(中略)又去月十九日。侍從僧正信惠入滅云々。去年九月廿四日。弁僧正家豪歸圓寂之後。為

彼替補東寺一長者云々。

延応1・2・16条

○○(283)後鳥羽院〔崩御〕(罹病)(被追福)

○晴。六波羅使者參着。去二月廿一日。隱岐法皇於遠嶋崩御。

六十。同廿五日奉葬云々。

" 1・3・17条

(284)斎藤(藤原)長定〔逝去〕

○天晴。齋藤左兵衛尉藤原長定法師法名淨圓。歸黃泉。年四十三。

" 1・10・11条

○(285)三浦義村〔疾病頓滅卒去〕

○未刻。前駿河守正五位下平朝臣義村卒。頓死。大中風云々。入夜。前武州向故駿河前司第一。令訪彼賢息等給人々群集。左馬助光時為將軍家御使云々。

" 1・12・5条

○(286)北条時房(連)〔疾病卒去〕(罹病)

○天晴。今曉正四位下行修理權大夫平朝臣時房卒。

六十。自昨日辰刻被口籠。

去夜絕入。是若大中風歟云々。今日午

〃4・10・4条

刻卒去之由。雖及披露。眞実閉眼者。今曉丑時云々。

(287)九条(藤原)良平〔薨去〕

○今日京都使者參。去月十五日大相國良平。薨給五十六。之由申之。將軍家御伯父也。

(288)丹波良基〔卒去〕

○成尅。施藥院使正四位上丹波朝臣良基卒。

年五十五。于時在伊豆國北條小那溫泉云々。

(289)安倍親職〔卒去〕

○丑刻。前陰陽權助正四位下安倍朝臣親職卒。

(290)長沼(小山)宗政〔卒去〕

○長沼前淡路守從五位下藤原朝臣宗政法師死。

年十九。于時在下野國長沼郡云々。

◎(291)二階堂(藤原)基行〔逝去〕(被追福)

○左衛門尉藤原基行法師<sub>法名
行阿。</sub>死。年十二。

(292)長井(大江)時広〔卒去〕

○長井散位從五位上大江朝臣時広法師卒。

(293)清原季氏〔卒去〕

○戌刻。散位從五位下清原真人季氏死去。

(294)北条時景〔逝去〕

" 2 · 1 · 24 条

" 2 · 4 · 1 条

仁治 1 · 9 · 8 条

仁治 1 · 9 · 8 条

" 1 · 10 · 23 条

" 1 · 11 · 19 条

" 1 · 12 · 15 条

" 2 · 5 · 28 条

寛元 1 · 9 · 20 条

○正六位上越後守掃部助平朝臣時景卒。年三
十八。

(295) 安倍業氏〔殺戮〕

○陰陽師業氏朝臣為敵被殺害云々。

(296) 天野(三善)倫重〔卒去〕

○同日。前対馬守從五位上三善朝臣倫重死去。

年五
十五。

(297) 西園寺(藤原)公經〔薨去〕(罹病)(被追福)

○六波羅飛脚參着。去月廿九日今出河相國禪閣薨御年七
十四。之由申之。

(298) 三条局〔逝去〕

○尼三條局卒去。雖為女性。存嘗中古儀。殊要須也。人以莫不
惜之。

(299) 名越(北条)朝時〔疾病卒去〕

○天晴。入道從四位下行遠江守平朝臣朝時法名生西。卒。年五十三。數月惱脚氣痕病等
云々。公私莫不惜之云々。

〃 2・9・28条

(300) 北条經時室家(宇都宮泰綱子女)〔逝去〕

○天晴。寅魁。武州室家卒去。年十五。是宇都宮下野前司泰綱息女也。

〃 3・9・4条

(301) 北条經時〔卒去〕(罹病)(被迫福)

○天晴。今日。入道正五位下行武藏守平朝臣經時卒。

法名安樂。年三十三。禪室卒去事。即差飛脚。被申京都。行程可為三

箇日云々。

〃4・④・1条

○(302)名越(北条)時幸〔卒去〕(罹病)

○天晴。今日。入道修理亮從五位下平朝臣時幸卒。

(303)足利泰氏室家(北条時氏子女)〔逝去〕

○今暁寅刻。足利宮内少輔泰氏室卒去。

是左親衛
御妹公也。云々

(304)九条頼嗣御臺所(北条時氏子女(檜皮姫))〔疾病卒去〕

○未尅。御臺所遷化。年十八。日來御不例之間。祈療雖被竭其功。終及御大事也。是故修理亮時氏之息女。左親衛乙妹也。左親衛渡御若狭前司館。依御輕服也。

〃1・5・13条

(305)毛利(大江)季光(西阿)〔自戮〕

(306)三浦泰村〔自戮〕

(307)三浦光村〔自戮〕

(308)三浦家村〔自戮〕

(309)

三浦資村〔自戮〕

(310)大隅前司重隆〔自戮〕

(311)宇都宮時綱〔自戮〕

(312)春日部実景〔自戮〕

(313)閑政

泰〔自戮〕

(314)長尾景茂〔自戮〕

宝治1・3・2条

○萬年馬入道馳參左親衛南庭。乍令騎馬。申云。毛利入道殿被加敵陣訖。於今者世大事必然歟。左親衛聞此事。午刻參御所。被候將軍御前。重被廻奇謀。折節北風變南之間。放火於泰村南隣之人屋。風頻扇。煙覆彼館。泰村并伴黨烟遁出館。參籠于故右大將軍法華堂。舍弟能登守光村者在永福寺惣門内。從兵八十餘騎張陣。遣使者於兄泰村之許云。當寺爲殊勝城郭。於此一所。相共可被待討手云々。泰村答云。縱雖有鐵壁城郭。定今不得遁歟。同者於故將軍御前。欲取終。早可來會此處云々。專使互雖爲一兩

度。緯火急之間。光村出寺門向法花堂。於其途中一時合戰。甲斐前司泰秀家人。并出羽前司行義。和泉前司行方等。依相支之也。兩方從軍多被疵云々。光泰終參件堂。然後西阿。泰村。光村。家村。資村。并大隅前司重隆。美作前司時綱。甲斐前司實景。閔左衛門尉政泰以下。列候于繪像御影御前。或談往事。或及最後述懷云々。西阿者專修念佛者也。勸請諸衆。爲欣一佛淨土之因。行法事讚廻向之。光村爲調聲云々。左親衛軍兵攻入寺門。競登石橋。三浦壯士等防戰。竭弓劍之藝。武藏々人太郎朝房責戰有大功。是爲父朝臣義絶身。一有情之無相從。僅駕疲馬許也。不着甲冑之間。輒欲討取之處。被扶于金持次郎左衛門尉泰村。全其命云々。兩方挑戰者殆經三刻也。敵陣箭窮力盡。而泰村以下爲宗之輩二百七十六人。都合五百余人。令自殺。此中被聽幕府番帳之類二百六十人云々。次壹岐前司泰綱。近江四郎左衛門尉氏信等承仰。爲追討平内左衛門尉景茂。行向彼長尾家。作時聲之處。家主父子者。於法華堂自殺訖。敢無人于防戰。仍各空廻轡。但行逢子息四郎景忠。生虜之持參云々。

(315)上總(千葉)秀胤「自戮」

(316)上總(千葉)時秀「自戮」

(317)上總(千葉)政秀「自戮」

(318)上總(千葉)泰秀「自戮」

(319)上總(千葉)景秀「自戮」

(320)垣生(千葉)時常「自戮」

○天晴。胤氏。素暹等襲秀胤上總國一宮大柳之館。于時當國御家人如雲霞起而成合力。秀胤兼用意之間。積置炭薪等於館郭外之四面。皆悉放火。其焰太熾。而非人馬之可通路。仍軍兵安轡於門外。僅造時聲發箭。爰敵軍出逢馬場辺。射答箭。此間。上總權介秀胤。嫡男式部大夫時秀。次男修理亮政秀。三男左衛門尉泰秀。四男六郎景秀。心靜凝念佛讀經等之勤。各自殺。其後數十宇舍屋同時放火。内外猛火混而逆半天。胤氏以下郎從

等咽其熾勢。還遁避于數十町之外。敢不能獲彼首云云。又下總次郎時常自昨夕入籠此館。同令自殺。是秀胤舍弟也。相傳亡父下總前司常秀遺領垣生庄之處。為秀胤被押領之間。年來雖含鬱陶。至斯時。並死骸於一席。勇士之所美談也。抑泰村誅罰事。五日午刻。通當國之聽云々。 " 1 · 6 · 7 条

(321) 岩崎兵衛尉〔誅戮〕

○筑後左衛門次郎知定。去五日。於筋替橋討捕若狭前司泰村郎從岩崎兵衛尉之間。勒事狀望申其賞。而知定者。為泰村緣者。至于彼當日朝。經廻件館訖。合戰敗北之今。取自殺首。申勸賞之條。還可被行罪科歟之由。其沙汰出來。今日為平左衛門尉奉行。被召決知定之處。大曾祢左衛門尉長泰。武藤左衛門尉景頼寺。相共所令合戰也。宜被尋彼兩人。不及費詞之旨。知定申之。

(322) 佐原秀連〔誅戮〕

○佐原十郎左衛門尉三郎秀連。於奥州討取訖之由。留守介所馳申也。

(323) 河津(藤原)尚景〔卒去〕

○從五位上行伊豆守藤原朝臣尚景死。年廿五。大夫尉景廉男也。

◎(324) 安達景盛〔卒去〕(被迫福)

○秋田城介入道号高野入道。法名覺地。卒。于時在從五位下行出羽權介藤原朝臣景盛法名覺地。号大蓮房。藤九郎盛長男。母丹後内侍。建永二年月日任右衛門尉。建保六年三月六日任出羽權介。可為秋田城介城務由宣下。同四月九日敍爵。同七年正月廿七日出家。

" 1 · 6 · 21 条
" 1 · 6 · 12 条

" 2 · 5 · 18 条

(325) 大友(藤原)親秀 [卒去]

" 2 · 10 · 24 条

○從五位下行大炊權助藤原朝臣親秀法師法名寂秀。卒。年五十四。豊前夕司能直男也。

(326) 塩谷(宇都宮)朝親 [卒去]

建長 2 · 10 · 14 条

○前周防守從五位下藤原朝臣朝親法師法名卒云々。

(327) 式乾門院(利子) [崩御]

" 3 · 2 · 1 条

○今日京都之使者參着。(中略)又二日式乾門院崩御。

(328) 北条資時 [逝去]

" 3 · 5 · 5 条

○入道相模三郎平資時法名真昭。卒。年五十三。修理權大夫時房朝臣三男也。三番之引付頭人也。

(329) 中原師員 [卒去] (罹病)

" 3 · 6 · 22 条

○小雨。前摠津守正四位下中原朝臣師員法名行嚴。卒。歲六十七。助教師茂男也。

(330) 九条(藤原)道家室家(西園寺(藤原)公経子女(淑子)) [疾病逝去]

" 3 · 11 · 18 条

○雨降。京都之飛脚到着。去十四日酉准后御年六十一。遷化。日來不食之由申之。

(331) 九条(藤原)道家 [薨去] (罹病)

" 4 · 2 · 27 条

○辰刻。京都飛脚參着。去廿一日戌寇。法性寺禪定殿下之由申之。

(332) 北条時兼 [卒去]

" 4 · 5 · 22 条

○雨降。辰刻。從五位下行右近將監平朝臣時兼卒。

(333)伊東祐時〔卒去〕

○天晴。大和守從五位上藤原朝臣祐時卒。

(334)宣陽門院(觀子)〔崩御〕

○今日。六波羅使者參着。去八日。宣陽門院崩御云云。

(335)北條時長〔卒去〕

○晴。前備前守從五位下平朝臣時長卒去。

(336)下妻(小山)長政〔逝去〕

○天晴。下妻修理亮藤原朝臣長政卒。

(337)良信〔示寂〕

○今日。勝長寿院前別当前權僧正良信入滅云云。年八
十一。

○○(338)安達(藤原)義景〔卒去〕(罹病)(被追福)

○晴。已尅。秋田城介從五位上藤原朝臣義景法師卒。

(339)二階堂(藤原)行盛〔卒去〕

○晴。從五位下藤原朝臣行盛法師法名行然。卒。年七十三。

(340)長井(大江)泰秀〔卒去〕

○晴。前甲斐守正五位下大江朝臣泰秀卒。

年四十二。

〃 4・6・17条

〃 4・6・19条

〃 4・8・26条

〃 4・9・29条

〃 5・5・23条

〃 5・6・3条

願法名
智。卒。
十年四。

〃 5・12・9条

〃 5・12・21条

(341) 結城(小山)朝光〔卒去〕

" 6 · 2 · 24 条

○晴。西刻。前上野介從五位下藤原朝臣朝光法師法名
日阿。卒。年八十七。

(342) 北条実時令母〔逝去〕

" 6 · 3 · 16 条

○掃部助実時之母儀卒去云々。

(343) 足利(源義氏)(正義)〔卒去〕(罹病)

" 6 · 11 · 21 条

○霽。入道正四位下行左馬頭源朝臣義氏法名
正義。卒。年。

(344) 越前兵庫助政宗〔逝去〕

" 6 · 1 · 16 条

○越前兵庫助政宗卒。年五。二番引付右筆也。

(345) 北条泰時室家(三浦義村子女矢部禪尼(禪阿))〔疾病逝去〕(被追福)

" 8 · 4 · 10 条

○晴。武州前刺史禪室後室禪尼依不食所勞逝去。季七十。相州依此事着服。

" 8 · 1 · 16 条

(346) 名越(北条)頼章〔逝去〕

" 8 · 6 · 8 条

○尾張三郎平頼章卒。時章二男。

" 8 · 6 · 27 条

(347) 北条重時息女〔疾病逝去〕

" 8 · 6 · 8 条

○雨降。奥州禪門息女宇都宮七郎
経綱妻。卒去。々比流產。其後煩赤痢病云々。

" 8 · 6 · 8 条

(348) 道禅〔示寂〕

○陰。(中略)今日。信濃僧正道禅入滅。年八十八。

" 8 · 8 · 8 条

○(349)九条(藤原)頼経〔疾病薨去〕(罹病)

○小雨降。北風烈。今日。鶴岳八幡宮放生會也。將軍家御出。(中略)申尅。還御之後。六波羅飛脚參着。前將軍入道前大納言家。去十一日依御痢病薨御之由申之。

(350)雅尊親王〔薨去〕 ○(351)九条(藤原)頼嗣〔薨去〕(罹病)

○晴。六波羅飛脚參着。去月廿七日四宮雅尊親王薨御。又廿四日。前將軍三位中將家御早世之由申之。〃8·10·2条

○(352)三善康連〔卒去〕(罹病)

○晴。散位從五位上三善朝臣康連卒。年六十四。

(353)近衛(藤原)兼經息女〔逝去〕

○晴。南風。入夜雨降。(中略)同日相國御息女遷化云々。

○(354)北条時頼息女〔逝去〕(罹病)

○相州姫君卒去。日來有御祈禱。日光法印尊家。被修愛染王供。法印清尊為千手供。阿闍梨頼兼。驗者各有事已後。破壇退出云々。

(355)土御門天皇皇女〔薨去〕

○陰。丑剎。六波羅飛脚參着。去月廿七日。遷化院御妹。將軍家御輕服。仍所被閣政務也。七ヶ日。

(356)後藤基綱〔卒去〕

康元1·10·9条

〃1·10·3条

〃1·10·13条

○陰。小雨洒。(中略)申尅前佐渡守正五位下藤原朝臣基綱卒。

年七
十六。

" 1 · 11 · 28 条

(357)若槻(源)頼定〔卒去〕

○霽。西尅。若槻前伊豆守從五位下源朝臣頼定卒。年七十九。

" 2 · 1 · 13 条

(358)伊賀(藤原)光宗〔卒去〕

○晴。伊賀散位從五位下藤原朝臣光宗法師法名光西卒。年八十。

" 2 · 1 · 25 条

(359)承明門院(在子)〔崩御〕

○陰。六波羅飛脚參着。去五日。承明門院崩御之由申之。而任後三條院御時陽明門院之例。

上皇可為五ヶ日御

服云々。

(360)三善康持〔卒去〕

○晴。前備後守從五位上三善朝臣康持卒。年五十二。

" 1 · 10 · 26 条

(361)伊具四郎〔殺戮〕

○雨降。將軍家御參鶴岳宮寺。馬場流鏑馬以下儀如例。事終還御。相州禪室自御棧敷令還給之後。及秉燭之期。伊具四郎入道歸山内宅之處。於建長寺前被射殺訖。着簷笠令騎馬之人。相具下部一人。馳過伊具左方。自由舍參鎌倉之人歟之由。伊具所從等存之。落馬之後知中于矢之旨云々。塗毒於其鏃云々。

" 2 · 8 · 16 条

(362)諷方刑部左衛門〔誅戮・梶首〕

○今日。諫方刑部左衛門入道所被梶罪也。此主從共以遂不進分明白状。爰相州禪室被廻賢慮。以無人之時。潛召入諫方一人於御所。直被仰含曰。被殺害事被疑思食之上。所從高太郎承伏勿論之間。難遁斬刑之旨。評議畢。然而忽以可終其身命之條。殊以不便也。任寒正可申之。就其詞加斟酌。欲相扶之云々。于時諫方且喜抑淚。果宿意之由申之。禪室御仁惠雖相同于夏禹泣罪之志。所犯既究之間。不被行之者。依難禁天下之非違。令糾斷云々。

(363) 伊賀光政外舅〔逝去〕

○御出事明日也。而式部太郎左衛門尉外舅於若狭国他界事。違期之後達遠聞之間。勘日數。禁忌之残日不幾之處。有此御出事。仍始者雖被仰可有憚之旨。今且有沙汰。被問鶴岡別當。申不可憚之由之間。可被召具者。

(364) 仙花門院令姉諱淳子内親王〔薨去〕

○陰。京都飛脚又到来。去廿一日仙花門院御姉將軍家御姑。崩御之由申之。

(365) 北条時利外祖父〔逝去〕

○相模三郎外祖父卒去之間。輕服云々。

(366) 伊賀(藤原)光重〔卒去〕

○亥冠。前隼人正從五位上藤原朝臣光重法師。

法名
光心。卒。

(367) 嚴齊〔示寂〕

弘長1・4・26条

" 1 · 8 · 6条

○霽。相模禪師嚴齊入滅畢。

" 1 · 6 · 23 条

(368) 天野景村室家所生嬰兒 [死去]

○和泉六郎左衛門尉姫婦。昨日八日。嬰兒死之由申之。勿論云々。景賴為奉行云々。

" 1 · 7 · 9 条

(369) 賴兼 [示寂]

○霽。三位權僧正賴兼入滅。年七
十七。大納言師賴卿孫。證遍僧都真弟子。公胤僧正入室受法。對_二覺朝僧正。灌頂顯密兼

學。公家證義。上皇熊野御幸御導師。自_一閨東_二被召上。嘉祐元年十二月十八日轉_二權大僧都。元少_一僧都。四年五月廿三日叙_二法印。

公請勞。建長六年十二月卅日任_二權僧正。八年月日補_二園城寺別當。于_レ時号_二法性房。

" 1 · 7 · 18 条

○(370) 審範 [示寂] (罹病)

○晴。申尅。法印權大僧都審範入滅。年七
十三。熱田大宮司散位季範曾孫。法橋明季真弟子。顯宗長舜法眼門弟。最勝講々

聽。三會已講。密宗道禪僧正受法。公緣僧正灌頂弟子。貞永元年鶴岡八幡宮供僧。入夜。女房帥局審範臨終正念之由。申_二相州禪室_一之處。為_レ哀傷之中御悅_一之由。被_二感仰_一云々。

(371) 宇都宮(藤原)泰綱 [卒去]

○晴。前下野守正五位_下藤原朝臣泰綱年五十九。
于_レ時在京。卒。

" 1 · 11 · 1 条

○○(372) 北条重時 [疾病卒去] (罹病)(被追福)

○霽。寅一點。入道從四位上行陸奥守平朝臣重時卒。年六十四。于_レ時
住_二極樂寺別業_一。

自_二發病之始_一。拋_二万事_一。一心念佛。住_二正念_一取_レ

終云々。

" 1 · 11 · 3 条

(373) 隆政 [示寂]

○天晴。〔中略〕及晚權律師隆政入滅。年廿二。

(374) 駿河六郎 [逝去]

○駿河六郎卒。相州。左典廐等御輕服也。

(375) 二階堂(藤原)行方孫子 [逝去]

○天晴。(中略)今日。依和泉前司行方孫子卒去事。縫殿頭師連可奉行御所中雜事云々。

(376) 藤原為佐 [卒去]

○自朝天陰雨降。雷鳴數聲。則南風烈。雨脚甚。午刻大風拔樹。(中略)子刻。前太宰少貳正五位下藤原朝臣為佐法

師蓮祐。卒。年八十三。

(377) 那波(大江)政茂 [卒去] (罹病)

○天晴。午刻。從五位上行刑部權少輔大江朝臣政茂卒。年。

(378) 北条実泰 [卒去] (罹病)

○晴。入道陸奥五郎平実泰淨仙。卒。年五十六。

(379) 大江能行 [卒去]

○今日晚景。正五位下行石見守大江朝臣能行卒。年。

(380) 澄圓 [示寂]

〃 3 · 1 · 9 条

〃 3 · 6 · 13 条

〃 3 · 7 · 5 条

〃 3 · 8 · 14 条

〃 3 · 9 · 3 条

〃 3 · 9 · 26 条

〃 3 · 10 · 10 条

○晴。今夜。中御所出_二御于武州亭_一。御外戚太政法印澄圓入滅依_二御輕服_一也。彼上綱者。光明峯寺禪閣御息云々。

" 3 · 10 · 25 条

(381) 清原滿定〔頼滅逝去〕

○天晴。左衛門少尉清原眞人滿定頼死。年六十九。

" 3 · 11 · 2 条

(382) 二階堂(藤原)行頼〔卒去〕(罹病)

○前加賀守從五位下藤原朝臣行頼卒。年卅四。

" 3 · 11 · 10 条

(383) 北条時頼〔卒去〕(罹病)(被追福)

○齊。(中略)戌尅。入道正五位下行相模守平朝臣時頼_{御法名道崇。於最明寺北亭卒去。}御臨終之儀。着衣袈裟_{上繩床}令座禅給。聊無動搖之氣。頌云。業鏡高懸_{御年三十七。}三十七年一槌打碎大道坦然弘長三年十一月廿二日道崇珍重云々。平生之間。以武略而輔君。施仁義而撫民。然間達天意協人望。終焉之尅。又手結印。口唱頌而現即身成仏瑞相。本自権化再來也。誰論之哉。道俗貴賤成群奉拜之。尾張前司時章。丹後守頼景。太宰權少貳景頼。隱岐守行氏。城四郎左衛門尉時盛等。依哀傷難休。各除鬢髮。其外御家人等出家不違甄錄。皆以被止出仕。亦武藏前司朝直朝臣欲落飭之處。武州以彈正少弼頻被加禁遏之間。空素意云々。

" 3 · 11 · 22 条

(384) 笠間(塩谷)時朝〔卒去〕

○丑尅。笠間前長門守從五位上藤原朝臣時朝卒。年六十二。

文永2·2·9条

(385) 太田(三善)康宗 [卒去]

○天晴。南風烈。今日。太田民部大夫從五位下三善朝臣康宗卒。
年五十四。

(386) 北条政房 [逝去]

○天晴。遠江四郎平政房卒。

(387) 清原教隆 [卒去]

" 2 · 3 · 22 条

" 2 · ④ · 7 条

○天晴。前三河守正五位下清原真人教隆卒。

年六十七。
于レ時在京。

(388) 定親 [示寂]

○天晴。法印定親入滅。

" 2 · 7 · 18 条

(389) 二階堂(藤原)行泰 [卒去]

○筑前守從五位上藤原朝臣行泰法師
行善。卒。年五十五。

" 2 · 7 · 25 条

(390) 守海 [示寂]

○天晴。佐々目法印權大僧都守海入滅。
年六十二。

" 3 · 1 · 7 条

○(391) 飛鳥井(藤原)教定 [疾病薨去]

○天晴。前左兵衛督正三位藤原朝臣教定卒。
日來所煩瘡也。

" 3 · 4 · 8 条

(二)に關する「罹病記事」(各人名頭部の上段数字は、事例数の優越順次に拠る当該事例の通番号(事例同数の場合は、初出事例の早期順に随う。)

下段数字は、事例数の優越順次を各々示す。又、傍線部分は疾病表現、傍二重線部分は刻限、傍点部分は疾病の様子・状態・程度等に係わる事柄、傍印部分は沐浴に係わる事柄を各々示す。更に、傍波線部分の意味する攸に就いては、後述の行論中に於いて説述する。)

①(1)九条(藤原)頼経

(1)自去夜。若君聊御惱。仍戌尅。於御所南庭。被^レ行月曜祭。大夫泰貞奉仕之。嶋津左衛門尉忠久沙汰之。

御使駿河太郎兵衛尉朝村。

(2)戌刻。將軍家聊御不例。御溫氣歟云々。

承久4・3・8条
嘉禄2・10・27条

(3)依御不例之事。招魂祭以下御祈等被^レ始行。三條左近大夫將監親實為^レ奉行云々。

" 2・11・2条

(4)將軍家御不例事。周防前司親實為^レ奉行。被^レ行御占。晴賢。道繼。國繼等應^レ召云々。

(5)今晚御不例為^レ御祈。被^レ行七座泰山府君祭。親職。晴賢。重宗。晴職。宣賢。文元。道繼等奉仕也。

" 2・11・3条

(6)將軍家御不例御減氣之間。有^レ御沐浴之儀云々。

" 2・11・13条

(7)酉刻。將軍家依^レ御心神不例。御祈等被^レ始行。明日為^レ重日之故也。

" 3・4・2条

(8)御不例聊御温氣。但今日無^レ異御事云々。

" 3・4・3条

(9)又將軍家依^レ御不例之事。今日於^レ御所南門。被^レ行鬼氣祭。泰貞奉仕之。嶋津豊後守沙汰也。周防前司親實

奉行之。

" 3・4・16条

(10) 將軍家御不例之事。時々令發給云々。今日戌刻。有此御氣。武州以下諸人群參云々。 // 3・4・24条

(11) 依御不例之事。御祈可被始行之由。有其沙汰云々。 // 3・4・25条

(12) 武州為御沙汰。將軍家御不例之御祈。三萬六千神已下之御祭被行之。自今日聊有御減氣云云。 // 3・4・27条

(13) 依御不例之事。御祈等被始行。周防前司親實為奉行。 // 3・4・27条

佛眼護摩 莊嚴房律師

尊星王護摩 信濃僧都

藥師護摩 大進僧都

北斗護摩 若宮別當僧都

金剛童子護摩 丹波律師

正觀音法 山口法眼

千手法 宰相律師

不空羈索法 常陸律師

延命供 越中阿闍梨

大威德法 蓮月房律師

已上内典

三萬六千神祭

前大膳亮泰貞

属星

陰陽大允親職

天地災變祭

陸奧權守國繼

泰山府君祭

左京亮重宗

咒咀祭

陰陽少允晴幸

靈氣

散位晴賢

疫神祭

散位道繼

鼈神

圖書助晴職

土公祭

散位宣賢

已上外典

〃 3 · 4 · 29 条

〃 3 · 5 · 8 条

〃 3 · 8 · 30 条

(14) 將軍家御不例之後。有御沐浴之儀。武州參給云々。

(15) 將軍家御身風疹出給云々。

(16) 已刻以後。將軍家御不例。今日。於御所御持佛堂。被圖繪御護佛。周防前司親實奉行之。〃 3 · 11 · 18 条

(17) 御不例為御祈。土公鬼氣御祭等被始行之。今日御衰日也。雖然不被憚。明日依為惡日也。

〃 3 · 11 · 19 条

(18) 御不例增氣。仍去十六日未役之輩被仰付。七座泰山府君祭被行之。所謂。晴職。晴茂。重宗。宣賢。晴俊。

晴秀。道繼等奉仕之。進士判官代奉行也。

" 3 · 11 · 20 条

(19) 御不例事。今日只同牀御云々。

" 3 · 11 · 21 条

(20) 將軍家赤斑瘡出現給。仍今日重而無為御祈等被行也。神馬被奉鶴岡宮。又於御所。七座泰山府君祭被行之。晴賢。泰貞。重宗。文元。宣賢。親貞。道繼等奉仕之。凡自去月下旬之比。赤斑瘡流布。貴賤不免。上

下皆煩之。京都同前云々。今月八日。主上有此御惱云々。

" 3 · 11 · 23 条

(21) 御不例殊御辛苦。仍重而有御祈等。伊豆。筈根。三島各可有奉幣。以大和右衛門尉久良。遠藤左近將監為俊為御使。被奉御劍等。共以今晚令進發。明日參着之様。可揚鞭之由。含御旨云々。又秘法等被修之。先五壇法。

中壇不動明王
弁僧正

降三世明王
大進僧都

軍荼利夜叉明王
信濃法印

大威德明王
加賀律師

金剛夜叉明王
宰相律師

炎魔天供
丹後僧都

北斗供
珍譽

當年星供
珍瑜

入夜始行屬星祭。親職奉仕之。

" 3 · 11 · 24 条

(22) 御不例聊御少減云々。今日於御持佛堂。御護佛被供養導師弁僧正定豪。布施以下事。民部大夫入道行然為奉行。

" 3 · 11 · 28 条

(23) 御不例御減。諸人安堵云々。權侍医良基施醫術。効驗之故也。

" 3 · 11 · 29 条

(24) 將軍家自卯刻。有御咳病之氣。赤斑瘡御減之間。今日可有御沐浴之由。兼日被定之處。依此御事延引云々。

" 3 · 12 · 5 条

(25) 駿河前司義村相具下若。參御所。勸女房等。是御不例無為之事。賀申之由也。

" 3 · 12 · 8 条

(26) 御不例之後。有御沐浴之儀也。良基參候云々。相州以下人々群參云々。

" 3 · 12 · 10 条

(27) 將軍家有御咳病氣。近日此事流布。都鄙貴賤不遁云々。

" 2 · 9 · 23 条

(28) 巳刻。將軍家御不例云々。

" 3 · 2 · 24 条

(29) 今夜被始行御不例御祈。泰山府君呪詛靈氣等御祭云々。

" 3 · 2 · 25 条

(30) 今日於馬場殿。小山五郎長村。(中略)小笠原六郎時長等射流鏑馬遠笠懸等。將軍家有出御。(中略)面々堪能催感興。緯已及晚景。將軍家聊御心神違亂之間。入御云々。

" 宽喜 1 · 6 · 27 条

(31) 將軍家御不例頗御辛苦戌一點御少減云々。

" 1 · 6 · 28 条

(32) 午刻將軍家御不例。御顏腫。去年十二月七日初有此事。其後間更發御。仍為助教師員奉行。被行御占處。御内心所勞之上。咒咀靈氣。氏神成祟之所奉致歟。就內外被祈謝者。漸可有御平減之旨。七人同心占

申云々。

" 1 · 7 · 4 条

(33) 今朝御腫聊令減給云々。

" 1 · 7 · 5 条

(34) 今日又將軍家御參宮。馬場流鏑馬以下儀如例。御不例雖有餘氣抑以兩日御出。是依為嚴重神事。武州被申行之故也。

" 1 · 8 · 16 条

(35) 將軍家為海邊御遊覽。御出于杜戸浦。是御不例御平喰之後御出始也。去七八月之間御不豫御顏腫云々種々御祈禱在之。

" 1 · 9 · 17 条

(36) 丑刻。將軍家御鼻血出。是御咳病故歟云々。

" 2 · 5 · 22 条

(37) 辰刻。御鼻血出事及度々。仍御祈。於御所被行七座泰山府君祭。隱岐三郎左衛門尉為奉行。可令下左近大夫將監佐房奉行之處。依有故障。被改之云々。

" 2 · 5 · 24 条

(38) 晚景。將軍家御足大指以刀令突切給之間血出。諸人群參。御所中騷動云々。然而無殊御事云々。

" 3 · 3 · 2 条

貞永 1 · 5 · 14 条

(39) 今夕將軍家鼻血出給云々。

(40) 日中以後。將軍家御不例。此間世上咳病盛也。上下無遁者。世称之三日病云々。仍於御所中。被行鬼氣祭云々。

" 1 · 5 · 15 条

" 1 · 5 · 16 条

(41) 御不例外神殊違乱云々。

(42) 將軍家御不例平愈。今日有御沐浴之儀。

" 1 · 5 · 26 条

(43) 辰刻。將軍家御不例。兩國司以下群參云々。良基朝臣祗候。

嘉禎 1 · 11 · 18 条

(44) 今晚。始_二行御不例御祈禱。泰山府君祭忠尚。七曜供珍譽法印。此外。鬼氣。天曹地府等祭及數座云々。

" 1 · 11 · 19 条

(45) 將軍家御不例事。御疱瘡有出現氣之由。良基朝臣申之。今夜。又始_二行御祈禱等。及子刻。平左衛門尉盛綱為武州御使。參_二御所申云。每日可_レ被修御招魂祭之由云々。仍先七ヶ夜可_二奉仕之旨。被_レ仰國繼云々。

" 1 · 12 · 18 条

(46) 為_二御不例御祈。於_二御所南庭。被_レ行_二七座泰山府君祭。忠尚。親職。晴賢。資俊。廣資。國繼。泰宗等奉_二仕之。及_二黃昏。被_レ行_二四角四境祭。御所艮角_二陰陽大允_一翼角。圖書助_二晴茂。坤角。右京權亮。經昌。乾角。雅樂助_二小袋坂。雅樂大夫_一小壺。泰房。親貞。六浦。陰陽少允_二固瀨河。縫殿助文方。

" 1 · 12 · 20 条

晴秀。坤角。右京權亮。經昌。乾角。雅樂助_二小袋坂。雅樂大夫_一小壺。泰房。親貞。六浦。陰陽少允_二固瀨河。縫殿助文方。

(47) 今日聊聞食御膳。良基朝臣高名之由。武州殊被_二感仰。且及_二祿物。御鉢_二云々。今夕始_二行御祈。十一面護摩烏羽法印。大白祭法眼承澄。北斗護摩法印明弁。御當年星供法橋珍譽等也。

" 1 · 12 · 26 条

(48) 將軍家御疱瘡之後。今日有_二御沐浴之儀。行勇僧都加_二持御湯。良基朝臣賜_二御馬御劍御衣等。又入_レ夜被_レ始_二行御祈。五壇法。弁僧正。定豪。率_二伴僧修_レ之。百日泰山府君祭。陰陽助忠尚朝臣奉仕。天曹地府。大監物宣賢勤_レ之云々。

" 2 · 1 · 9 条

(49) 將軍家依_二御疱瘡余氣。御股御膝腫物_二号押_一領使。甘余ヶ處令_レ出給。今日。女房石山局召_二良基朝臣。可_レ為何樣御事_二哉之由被_二仰合。不可_レ有_二殊御事_一云々。聊奉_レ加_二療治。

" 2 · 1 · 17 条

(50) 依_二御不例余氣。為_二御祈被_レ行_二冥道供。宮内卿僧都承快修_レ之。又有_二七壇炎魔天供_一云々。

" 2 · 1 · 19 条

(51) 御不例余氣不_レ令_レ散給事。若土公奉_レ成_レ崇歟之由。有職人々依_レ申_レ之。為_二武州御沙汰_一。被_レ行_二其祭_一。入_レ夜。
於_二御所_一。晴賢朝臣奉_二仕_一之云々。 " 2 · 2 · 1 条

(52) 今日。相州於_二御所_一經營。武州。駿河前司等被_レ參。盃酒數獻。公私催_レ興云々。凡此事為_二連日之儀_一。御不例依_レ無殊御事也。 " 2 · 2 · 2 条

(53) 亥剋。將軍家俄御不例。御礪亂歟。諸人驚騷。侍医時長施_二醫術_一之間。小選令_二復本_一御。仍賜_二御鉄_一。京兆令_レ引_二御馬_一給_二云々。 " 4 · 2 · 10 条

(54) 今日御_二逗₁留于萱津宿₁。依₂去夜御不例餘氣御₂也。 " 4 · 2 · 11 条

(55) 丑刻將軍家聊御不例。

(56) 今日。御不例御減之後。御沐浴。医師時長朝臣祗候云々。 " 4 · 3 · 2 条

(57) 御₂逗₁留蒲原宿₁。聊依₂御不例₁也。 " 4 · 3 · 7 条

(58) 未刻。將軍家聊御不例。為_二師員朝臣奉行₁。被_レ行₂御占₁。土公奉_レ成_レ崇。可_下令₂重煩₁給_上之由。陰陽師七人一同

延忌 1 · 5 · 4 条

(59) 依₂御不例事₁。被_レ行₂御祈等₁。

琰魔天供

岡崎法印

右馬權頭沙汰

藥師護摩

大藏卿法印

甲斐守沙汰

泰山府君祭

維範朝臣

後藤佐渡前司沙汰

大土公祭

親職朝臣

陸奧掃部助沙汰

靈氣祭

廣相朝臣

兵庫頭定員沙汰

鬼氣祭

泰貞朝臣

信濃民部大夫入道沙汰

咒詛祭

晴賢朝臣

天野和泉前司沙汰

(60) 今日。將軍家有御沐浴之儀。醫師良基朝臣賜御馬御劍。又有御祈。如意輪護摩安祥寺僧正。御湯加持。天地災變

祭陰陽頭維範朝臣。

(61) 將軍家聊御不例。經兩時之後御少減。霍乱歟。

" 1 · 5 · 5 条

" 2 · 5 · 11 条

" 2 · 6 · 24 条

(62) 酉刻。將軍家御不例。

" 2 · 7 · 1 条

" 2 · 6 · 16 条

(63) 御不例者御痢病也。仍今夜為前武州御沙汰。於御所可被行痢病祭。泰貞朝臣奉仕云々。" 2 · 6 · 25 条

(64) 將軍家御不例外事。自昨日御減云々。

" 2 · 7 · 1 条

(65) 此間。將軍家令加御灸五六ヶ所御云々。

" 2 · 6 · 16 条

(66) 晚景。將軍家赤痢病氣御座。時長。廣長等朝臣為御療治袒候。

寛元 1 · 5 · 28 条

(67) 前大納言家并新將軍御不例。御心神殊違乱云々。此外。二位殿三位殿同令煩給。凡近日每レ人有此病事。俗号

之三日病云々。仍今夜被始行三ヶ夜鬼氣祭。文元勤之。但馬前司定員奉行之。" 2 · 5 · 18 条

(68) 依兩御方御不例外事。重被行御祭等。所謂大殿御方咒詛晴賢朝臣。招魂宣賢。將軍御方鬼氣繼等也。

" 2 · 5 · 20 条

(69) 兩御所御不例外事。今朝聊有御少減氣云々。

(70) 大殿日來有御飲水之氣。又令煩御陰給。仍被結番医道時長。賴行忠憲以長廣長等。各一日一夜可

祓候之由。所被仰含也。但馬前司定員奉行之云々。

(71) 大殿御勞事頗增氣。令結番医師。雖被加御療治。未及御減。仍今日有御占。不可有別御事。御

增減期。丙丁壬癸之由。陰陽師七人一同申之云々。師員朝臣為奉行云々。

(72) 今日被行大殿御不例外御祈禱等。七壇藥師御修法也。

" 3 · 2 · 24 条

中壇

大僧正御房

一壇 卿僧正

一壇 信濃僧正

一壇 如意寺法印

一壇 大夫法印

一壇 帥法印

一壇 民部卿法印

一壇 弁僧都

不動御修法

大僧正御房

此外。二所三鳴宮本地供。於鶴岡大般若經轉讀事。并泰山府君咒詛靈氣等祭皆始行之云々。

" 3 · 2 · 25 条

(73) 前大納言家賴經。於久遠壽量院被遂御素懷。御戒師岡崎僧正。成嚴。御剃手帥僧正。指燭院圓法印也。讚岐守

親實束帶。令奉行此事云々。是年來御素懷之上。今年春比彗星客星示變異。又御惱等重疊之間。思食立給云々。

(2) 宗尊親王

(1) 將軍家聊御惱。亦炎旱涉日間。為御祈。被行赦。及數十人云々。

建長4・6・16条

(2) 將軍家聊御惱。醫師忠茂朝臣。廣長。長世等參候。御療治事及評議云々。

" 4・8・4条

(3) 將軍家御惱。御祈禱事被仰下云々。

" 4・8・5条

(4) 今日又依可有御方違。供奉人々參進。(中略)欲有御出之處。御惱之間延引。仍被行御祈禱。泰山府君晴茂。鬼氣爲親。靈所七瀨。晴賢。文元。晴長。晴秀。以平。國高。重氏。土公晴秀等云々。凡此御不豫事。自去月上旬之比。時々令發給。於今者不被聞食御膳。衆人驚騷。歎息之外無他事。仍今日御祈禱療治事。於御所及評議。奧州。相州。前右馬權頭政村。前武藏守朝直。前尾張守時章。前出羽守行義。秋田城介義景等參候。前和泉守行方。武藏左衛門尉景賴奉行之。以清左衛門尉満定為使節。召入鶴岡別當法印隆辨。於廂御所。城介傳群議之趣於法印云。此君仙洞御鍾愛之一宮也。東關諸人懇望不等閑之間。為三位中將殿御替御下向。非武家眉目乎。而御惱涉日之間。顯密御祈雖被盡其數。祈療失術。旬日空遷。於諸壇御祈者。今朝皆所被結願也。御入營之始。貴禪被致無為御祈禱。今度安全事。同可被凝一身之懇丹之旨。議定訖者。法印申領狀云々。

(5) 法印隆辨於御所中。自初夜始行御不豫安寧御祈千手法。療腹病。信讀大般若經云々。

" 4・8・7条

(6) 將軍家御惱。聊御減。被_レ聞_二食御膳之間。諸人成_二安堵之思_一云々。 // 4・8・10条

(7) 將軍家御溫氣退散。被_レ聞_二食御膳之間。諸人成_二安堵之思_一云々。 // 4・8・13条

(8) 放生會御參宮供奉人散狀被_レ覽_二之。雖有_レ御惱被_レ召_二出之。被_レ下_二御點_一云々。 // 4・8・14条

(9) 鶴岡八幡宮放生會也。將軍家依_レ御惱無_二御參宮_一。前右馬權頭政村為_二奉幣御使_一。 // 4・8・15条

(10) 將軍家御惱。猶以不快之間。御祈禱事可致_レ懇篤_二之由。被_レ仰_二諸寺諸社_一。又被_レ奉_二神馬於_二所三嶋社等_一事。 // 4・8・17条

於_二鶴岡_一可被_レ行_二仁王會_一事。有_レ御立願_二云々。

(11) 奧州。前典廐。武州。秋田城介義景。出羽前司行義以下數輩參_二御所_一。依_レ御惱。御方違遲々之間。御移徙可_二延_一引事。被_レ經_二沙汰_一。 // 4・8・21条

(12) 依_レ御惱事。被_レ行_二四角四境鬼氣祭_一。晴賢。晴茂。為親等朝臣。晴秀。以平。晴尚。晴盛。茂氏等奉_二仕_一之。今日御平減云々。 // 4・8・23条

(13) 御惱事溫氣悉散。御心神復本。太快然_二云_一云。 // 4・8・24条

(14) 寅刻。被_レ行_二三萬六千神祭_一。前大膳亮為親朝臣奉_二仕_一之。御使安藝左近藏人。御惱御祈禱也。 // 4・8・27条

(15) 將軍家御惱御平愈之後。令_レ洗_二御手足_一給。 // 4・9・1条

(16) 御不豫平愈事被_レ申_二京都_一。三浦遠江六郎左衛門尉時連為_二御使_一上洛_二云_一。 // 4・9・2条

(17) 午尅。御惱御平減之後。有_レ御沐浴之儀_一。而今日沒日也。凡無_二日次_一之由。陰陽道頻雖_二傾申_一。去一日令_レ洗_二御手足_一御之間。不可有_レ其憚_一之間。医家忠茂朝臣計_二申_一之。若宮別當法印爲_二加持_一被_レ參候_一。事終退出_二云_一々。其

後有評定。被行御祈禱之賞。法印降弁挾領美濃國岩瀧鄉。此上可被補僧正云云。御教書云。今度御惱事。當御祈修中。御平愈之條。法驗嚴重之由。殊所被感思食也。仍被進一村。尤可有御自愛者也。

" 4 · 9 · 7 条

(18) 自昨日將軍家御惱。今日戌刻御增氣。仍相州令參給。俄於南門被行土公鬼氣等祭。爲親朝臣奉仕之。出羽前司行義爲奉行。御使右近藏人仲時。

" 4 · 12 · 13 条

(19) 將軍家御移徙之後。今日始御參鶴岡八幡宮。雖有御惱餘氣抑御出。御車御直衣云々。

" 4 · 12 · 17 条

(20) 立春節分御方違事。御惱餘氣未令散御之間。渡御々所西對北妻云々。

" 4 · 12 · 27 条

(21) 將軍家有御惱云々。

" 8 · 7 · 20 条

(22) 將軍家御惱。奧州相州已下群參。

" 8 · 8 · 24 条

(23) 御惱增氣之間。若宮別當僧正隆弁修不動護摩。又於御所被行泰山府君祭。晴茂朝臣奉仕之。出羽前司行義為奉行。

" 8 · 8 · 26 条

(24) 依御惱事。重有御祈。大土公資俊。靈氣泰繼。四角宣賢。晴長。晴秀。晴成。四堺晴尚。親貞。維行。重氏等也。

" 8 · 8 · 29 条

(25) 將軍家御惱。赤斑瘡也。若宮別當僧正參籠宮寺。被致御祈禱。此事當時流布。諸人不免之。爲祈禱。於諸堂被行百座仁王講。清左衛門尉滿定奉行之。

" 8 · 9 · 1 条

(26) 又有御惱御祈禱等。松殿法印良基。左大臣法印嚴惠各修藥師護摩。七座泰山府君。宣賢。爲親。晴長。廣資。

" 8 · 9 · 1 条

以平。晴憲。晴宗。此外被行七座靈所祓。天曹地府。御當年星。咒詛等祭。

" 8 · 9 · 3 条

(27) 申慰。將軍家御沐浴。陰陽少允晴宗候御身固。陰陽醫師權侍醫長世賜祿。中御門少將公仲朝臣取之。御衣五單御劍金作等。次給御馬式部太郎左衛門尉光政引之。於東屏中門之内有此儀。

" 8 · 9 · 19 条

(28) 將軍家聊御惱云々。

正嘉 2 · 12 · 20 条

(29) 御惱平愈云々。

" 2 · 12 · 21 条

(30) 將軍家御惱之間。及戌剋。於御所南庭被修千手法。次始行不斷千手陀羅尼。若宮別當僧正隆弁。卒八口伴僧奉仕之。

文應 1 · 4 · 22 条

(31) 御惱事令復本御。聞食御膳云々。

" 1 · 4 · 24 条

(32) 將軍家御惱事。去夜女房尼左衛門督局有夢想。一人僧告申云。依嚴重御祈病不可入幕中云々。仍今朝彼局語申夢事之間。被尋右京權大夫茂範朝臣之處。將軍家御居所者稱幕府。法驗炳焉之由申之。

" 1 · 4 · 26 条

(33) 子慰。將軍家御惱

" 1 · 5 · 13 条

(34) 御惱御祈禱。被行鬼氣并御夢祭等。

" 1 · 5 · 16 条

(35) 將軍家御惱令復本御。

" 1 · 5 · 18 条

(36) 將軍家煩赤痢病御。仍爲相模太郎殿沙汰。被行如法泰山府君祭。爲親朝臣奉仕之。御使狩野四郎左衛門

尉。

" 1 · 8 · 7 条

(37) 依御惱。以七口碩德。被修七座法。安祥寺僧正。松殿法印。勝長壽院法印。左大臣法印已下也。

" 1 · 8 · 8 条

(38) 依御惱事。為相模太郎殿御沙汰。一日中被造立藥師像。將軍家御等身。供養導師尊家法印。又被始行藥師法。

" 1 · 8 · 12 条

(39) 鶴岳放生會。將軍家無御參宮。赤痢病御惱不輕之故也。武州爲御使被神拝。

" 1 · 8 · 15 条

(40) 依將軍家御惱。於鞠御壺。天文博士為親朝臣勤如法泰山府君祭。鞍置馬一疋。鎧弓箭等。爲相模太郎殿御沙汰被奉之。御雙紙箱入錦袋。自御所被出之。

" 1 · 8 · 17 条

(41) 將軍家御惱聊令属減御。

" 1 · 8 · 20 条

(42) 辰剋。將軍家御沐浴。御驗者医陰之輩等預祿。於鞠御壺。有其儀。權侍医長世。前陰陽大允晴茂朝臣。各賜御衣一領。御劍一腰。坊門三位清基卿。取御衣給兩人。薩摩七郎左衛門尉祐能引御馬。置鞍。亦被召。彼兩人於中御所。給御衣。次召為親朝臣。以女房別當局。給銀劍一腰。松殿法印良基依無用意。早出之間。被送遣御衣御劍御馬一疋置鞍。於件宿坊。和泉前司行方爲御使。又於御所被修北斗法。七ヶ日。若宮別當僧正奉仕之。

" 1 · 9 · 5 条

(43) 玄蕃頭丹波長世去十五日叙從四位上。仍今日持參彼除書於御所。是去八月將軍家御惱之時施醫療之賞也。

其由有尻付

(44) 松殿法印良基去八月將軍家御惱之時御祈賞。今月十六日任權僧正聞書。今日到来。者賞云々。則參賀御所。土

尻付御驗

" 1 · 11 · 26 条

御門中納言爲申次。

" 1 · 12 · 27 条

(45) 於御所被修五尊合行法。若宮別當僧正奉仕之。伴僧八口云々。是聊依有御惱也。

弘長 1 · 7 · 3 条

(46) 寅刻以後。將軍家御惱。

" 3 · 9 · 13 条

(47) 依御惱。晴宗於御所勤仕泰山府君祭。初度勤仕也。星降臨。効驗揭焉也。

" 3 · 9 · 14 条

(48) 將軍家令煩御痢病御。但無程御平減云々。

文永 2 · 8 · 25 条

(49) 依將軍家蚊觸事。今日御鞠始延引。

" 3 · 1 · 13 条

(50) 將軍家依御惱。今日鶴岡御參事延引。

" 3 · 1 · 17 条

(51) 將軍家有御小瘡。醫師等參上。御療治事及其沙汰云々。

" 3 · 4 · 5 条

(52) 將軍家御蚊觸之間。可有蛭噚之由。施藥院使忠茂朝臣申行之。而依三島社神事。憚否被問陰陽道。无

御參社之儀。何有憚哉之由申之。又被尋社司之處。同申无憚之由。仍有此御療云々。

" 3 · 4 · 7 条

(53) 依將軍家御惱事。以松殿僧正爲驗者。可有護身之由。及御沙汰云々。

" 3 · 4 · 22 条

(54) 依御惱事。於廣御所。被始行五大尊合行法。若宮大僧正率伴僧八口奉仕之。

" 3 · 5 · 24 条

(55) 御惱事。當于御修法結願之日。可有御減氣之由。大阿闍梨申入之云々。

" 3 · 5 · 26 条

(56) 依爲鬼宿曜。御修法結願云々。御惱聊御平憲云々。阿闍梨兼日申狀符合之由。及口遊云々。

" 3 · 6 · 1 条

(3) 九条(藤原)頼嗣

- (1) 戊刻。若君御不例猶無御減之間。被始御祈。攝津前司為奉行。又被行御占。仁治4・2・27条
- (2) 亥刻。若君御祈。於御所被行七座泰山府君祭。定昌。泰貞。晴賢。宣賢等朝臣。國繼。廣資。以平奉仕之。秋田城介。甲斐前司。能登守。周防前司等沙汰之。寛元1・3・2条
- (3) 亥刻。若君煩、疮瘡、御之間。泰貞朝臣於里亭勤如法泰山府君祭。是武州御沙汰也。信濃大夫判官行綱為御使云々。
- (4) 若君御平復之間。今日午刻。有御沐浴之儀。医師頼行。廣長等朝臣賜祿。各御劍一腰。御衣一領。1・10・1条
- (5) 丑刻。若君御前聊御不例。1・9・19条
- (6) 被行若君御祈等。靈氣。鬼氣祭二座。泰貞。鬼氣祭二座。國繼。文元。
- (7) 若君御前又御不例。為但馬前司定員奉行。有御祈等沙汰云々。2・2・24条
- (8) 若君御方有護身等之上。被行御祭。泰山府君。晴賢。土公。泰貞。鬼氣。國繼。2・3・12条
- (9) 若君御祈事。武州殊令申行給。今日。隆弁法印依召參御所。以不動咒奉加持。此外重有御祭。泰山府君。晴賢。鬼氣。文元。咒咀。國繼。2・3・13条
- (10) 若君御少減。聊聞食御膳。然而猶為御祈禱。於御所被修不動護摩。大納言法印隆弁奉仕之。2・3・14条
- (11) 申刻。依若君御不例更發。復被行御祭七座。招魂祭晴賢。文元。晴長。宣賢。國繼。廣資。靈氣祭泰貞等奉。2・3・15条

仕之。但馬前司定員為奉行。

" 2 · 3 · 17 条

(12) 於御所。隆弁法印修不動法。是又若君御祈也。此上綱當時有驗無双之間。頻被召付之云々。

" 2 · 3 · 18 条

(13) 若君御不例平愈。依之今日。大納言法印隆弁。於棟御所賜祿。五衣一領。

" 2 · 3 · 27 条

(14) 若君御前御不例減氣之後。今日有御沐浴之儀。御湯加持常住院大僧正坊云々。醫師以長參入。事終於鞠御壺。以長賜御劍御馬。置鞍。此間。武州。北條左親衛。前右馬權頭。足利丹後前司等被候。今日。為若君息災御祈。令大納言法印隆弁參管根山給。先入精進屋。來月三日可進發之由蒙嚴旨。三七ヶ日可參籠云々。

" 2 · 3 · 30 条

(15) 九条(藤原)頼嗣 → ①(1)九条(藤原)頼経(67)

(16) 九条(藤原)頼嗣 → ①(1)九条(藤原)頼経(68)

(17) 九条(藤原)頼嗣 → ①(1)九条(藤原)頼経(69)

" 2 · 6 · 1 条

(18) 御臺所并新將軍御不例平愈之間。今日有御沐浴之儀。

(19) 將軍家御不例事。日來聊雖有御溫氣。不及驚御沙汰。今朝御增氣之間。被始行御祈等云々。

" 3 · 3 · 5 条

(20) 將軍家御祈事。重被修之云々。

" 3 · 3 · 6 条

(21) 將軍家御不例平減之間。今日未刻有御沐浴之儀。醫師時長。頼幸。以長。廣長。大學等賜祿。各御劍一腰御馬

" 3 · 3 · 6 条

一疋也。師員朝臣奉_二行之。

" 3 · 3 · 14 条

(22) 已_レ慰_レ。將軍家俄_レ御不例。邪氣_{云々}。御祈禱事。被_レ仰付_二大納言法印_{隆弁}。日來依_二武州祈禱事。甚窮屈。剩及_二發病_{之由}。頻雖_二辭申_一。仰及_二再三_一。令_二領狀_一。即參_二籠御所中_一云々。此外內外御祈禱數座。入_レ夜始_二行之_一云々。

" 3 · 8 · 18 条

(23) 御不例事者。御頸瘻令_二腫給_一。頗增氣。邪氣相交御之由。有_二其沙汰_一。於_二御所中_一。被_レ行_二如法泰山府君_一。大土公等祭。於_二同翼方_一。有_二屬星祭_一。內藏頭資親奉_二行此間事_一云々。

" 3 · 8 · 19 条

(24) 同御祈。代厄祭被_レ修_レ之。文永朝臣奉_二仕之_一。今日。自_二一條殿_一被_レ進_二小車_一。御賞覩。聊如_二休_一御辛苦_{云々}。

" 3 · 8 · 19 条

(25) 勝長壽院別當僧正良信。修_二冥道供_一。同祈禱也。

" 3 · 8 · 21 条

(26) 被_レ行_二靈所御祓_一。御不例御祈_{云々}。

" 3 · 8 · 24 条

(27) 將軍家御不例。猶不快之間。被_レ行_二千度御祓_一。入_レ夜於_二御所_一有_二其儀_一。如法泰山府君祭。晴賢奉_二仕之_一。被_レ下_二祭料_一之上。被_レ加_二御馬一疋。置_二白_一御劍銀作。等。讚岐守親實衣冠。為_レ御使_{云々}。

" 3 · 8 · 26 条

(28) 將軍家御不例事。依_二丹祈玄應_一。可_レ有_二御減_一之由。有_二彼母儀二品御夢_一。仍將軍家於_二病床_一。到_二于大納言法印行法壇砌。令_二拝給_一。法印又去月十八日承_二此御祈事_一。同廿五日可_レ有_二法驗_一之趣。被_レ感_二得靈夢_一云々。

" 3 · 9 · 9 条

(29) 御不例事。聊有_二御減氣_一云々。

" 3 · 9 · 11 条

(30) 御不例御減之間。御修法阿闍梨隆弁。結願退出御所中。依之入道大納言被遣御馬御劍等於彼雪下本坊。隼人正光重為御使。被副御自筆御書。其詞曰。

三位中將所勞火急之處。母儀有夢之告。即時平愈之上。經時之病患。又以得減畢。法驗重疊。非言語之所

及。可被行勸賞云々。 // 3・9・29条

(31) 將軍家御腫物事增氣。時長。以長等朝臣參候云々。 // 3・9・14条

(32) 將軍家御不例減氣之後。今日有御沐浴之儀。醫師六人依召參鞠御壺。各賜祿。御馬御劍等也。時長。賴行忠憲。以長。廣長。時清等應召云々。 // 3・10・13条

(33) 將軍家俄御不例。諸人群集云々。 // 4・8・17条

(34) 御不例平愈云々。醫師御持僧陰陽師等預祿物云々。 // 4・8・20条

(35) 將軍家又有御不例事。諸人周章云々。即被始内外御祈等云々。 // 4・11・10条

(36) 御濱出犬追物事。今年者可延引之由被仰出。御不例猶不快之故也。 // 4・12・6条

(37) 御不例事。於今者無殊御事云々。 // 1・8・18条

(38) 將軍家有御不例事。仍於御所被行泰山府君祭。為親朝臣奉仕之。左親衛參給云々。宝治1・8・13条

(39) 被圖繪千手觀音像。依為將軍家御不例事也。 // 1・8・22条

(40) 將軍家御不例事及御平愈云々。

(1) 二男若公俄御病惱。驚騷之處。令復本御云々。

建久4・4・13条

(2) 將軍家俄以令患痢病給。諸人群參云々。

元久1・7・14条

(3) 將軍家御不例。猶無御平愈之儀。仍於鶴岳宮。被始行信讀大般若經。當宮供僧等奉仕之。駿河守季時為御使參宮寺。三ヶ日中可結願之由。所被仰下也。

" 1・7・15条

(4) 將軍家御病惱平愈之間。沐浴給。

" 1・7・23条

(5) 將軍家聊御不例云々。

" 1・11・3条

(6) 將軍家御不例平愈之後。有御沐浴之儀云々。

" 1・11・9条

(7) 戊尅。將軍家御違例。

建永2・4・13条

(8) 御不例事。頗不快之間。於相州御亭。被行御祈。囁鶴岳宮供僧等。一日中被轉讀大般若經一部。

" 2・4・16条

(9) 將軍家御不例令復本給之間。有御沐浴。

" 2・4・20条

(10) 將軍家依御疱瘡無御出。前大膳大夫廣元朝臣為御使神拝。又御臺所御參宮。

承元2・2・3条

(11) 將軍家御疱瘡。頗令惱心神御。依之近國御家人等群參。

" 2・2・10条

(12) 將軍家御平惱之間。有御沐浴。

" 2・2・29条

(13) 鶴岳宮一切經會。將軍家依疱瘡御餘氣無御出。武州為奉幣御使。御臺所并尼御臺所御參宮。各御車。

" 2・3・3条

(14) 將軍家俄以御不例。 // 2 • ④ • 11 条

(15) 御不例平、憲之後。始御沐浴也。 // 2 • ④ • 24 条

(16) 將軍家御不例之時。依有御祈願。於鶴岳宮。被供養法華經。美作藏人朝親為奉行。 // 2 • 5 • 17 条

(17) 將軍家御參鶴岳宮。朝光役御劍。去承元二年已來。依下令、憚、御疱瘡之跡給無御出。今日始有此儀。 // 2 • 5 • 22 条

(18) 申尅。將軍家俄御不例。頗有御火急之氣。仍戍尅。於御所南庭。被行屬星祭。泰貞奉仕之。武州帶御撫物并御衣。令向其所給。 // 1 • 6 • 2 条

(19) 寅尅御不例。御夢相之告嚴重云々。是偏去夜祭驗之由。御信仰之間。以宮內兵衛尉公氏為御使。被遣御馬一疋於泰貞也。 // 1 • 6 • 3 条

(20) 鶴岳宮放生會。將軍家依聊御不例無御出。奉幣御使相州。次將軍家於廻廊簾中。密々覽舞樂。 // 1 • 8 • 15 条

(21) 將軍家御不例之後。始詣鶴岳八幡宮給。 // 1 • 8 • 27 条

(22) 戊尅。將軍家御病惱。而小御所東面於柱根花開。仍可行天地災變鬼氣等祭之由。相州令申給之。又鶴岳供僧等奉仰轉讀大般若經。 // 2 • 4 • 6 条

(23) 將軍家聊御病惱。諸人奔走。但無殊御事。是若去夜御淵醉餘氣歟。 // 2 • 2 • 4 条

(24) 將軍家聊御不例之間。於御所被行御祈。大監物宣賢奉仕月曜祭。 // 3 • 8 • 10 条

(5) 北条時頼

(1) 相州聊、御不例。令、_レ煩、黃疾、給云々。

建長2・1・28条

(2) 相州扶、_二病氣。被參、_二大倉藥師堂。聊依、_レ有、_二靈夢之告。殊被、_レ抽、_二信心、_二云々。

" 2・2・8条

(3) 相州出仕給。日來聊、不例。於、_レ今者、無、_二殊事、_二歟。

" 2・2・18条

(4) 相州此間依、_二御風氣、_二蟄居。今日始出仕給。

" 6・8・17条

(5) 又相州聊不例云々。

" 8・3・16条

(6) 相州令、_レ惱、_二赤斑瘡、給。

" 8・9・15条

(7) 及、_レ晚。相州御不例事。去六月廿六日當、_二御衰日。始令、_レ出仕、給之間。今御不例可、_レ有、_二其慎、_二之由。陰陽道勘、申之。

" 8・9・16条

仍被、_レ行、_二泰山府君祭。又相州女子有、_二赤斑瘡。邪氣相交、云々。

" 8・9・25条

(8) 相州御不例平愈之間。始令、_レ洗、_二手足、給云々。

" 8・9・29条

(9) 相州御沐浴。

" 8・11・3条

(10) 相州令、_レ煩、_二赤痢病、給。

" 8・11・22条

(11) 相州赤痢病事減氣、云々。今日。被讓、_二執權於武州、長時。又武藏國務。侍別當。并鎌倉第同被、_レ預、_二申之。但家督幼

稚之程眼代也云々。

(12) 相州禪室爲、_二果。日來宿願。以、_二新寫紺金字大般若經一部。被奉送、_二皇大神宮、云々。願文清書者。禪室扶、風、痾、_レ令、終、功給。緯依、異于他也。被付、_二祭主隆通卿、云々。

正嘉1・4・15条

(13) 又法印房源權律師覺乘等。於相州禪室御亭。令信讀大般若經。依有御病惱也。 弘長3・8・25条

(14) 依相州禪室御勞事。被加御祈禱等。先今日中造立等身千手菩薩之像。有供養之儀。導師松殿僧正良基也。 即以伴僧十二人。相共被誦晝夜不斷千手陀羅尼。僧正斷五穀。伴僧有一日三箇度行水云々。次尊家法印於園殿。被修延命護摩。次陸奥左近將監義政。一日之內造立等身藥師像。請尊家法印爲導師。被遂供養云々。又尊海法印帶等身藥師畫像。七箇日爲令參籠于三嶋社。今曉進發。修三時護摩。可信讀大般若經云々。

(15) 最明寺禪室御不例已及危急之間。尊家法印修法華護摩。松殿僧正於山内亭。斷五穀修行法云々。

(16) 依禪室御祈。松殿僧正今日始行不動護摩。又有三時護身云々。 " 3・11・13条

(17) 相州禪室御病惱。緯已及危急。仍有渡御于最明寺北亭。心閑可令臨終給之由思食立。仰尾藤太。法名淨心。最信。宿屋左衛門尉。等可禁制群參人之由云々。

(18) 早旦。渡御北殿。偏及御終焉一念。昨日含嚴命之兩人。固守其旨。制禁人々群參之間頗寂寞。爲御看病。六七許輩袒候之外無人。所謂武田五郎三郎。南部次郎。長崎次郎左衛門尉。工藤三郎右衛門尉。尾藤太宿屋左衛門尉。安東左衛門尉等也。

" 3・11・20条

⑥(6) 源 賴家

(1) 二品若君俄以御病惱。諸人群參。營中物忿。若宮別當法眼爲御加持。被參候云々。

文治1・12・11条

(2) 若公御平愈云々。

" 1 · 12 · 15 条

(3) 若公万壽。此一兩日御不例。今日疱瘡出現給。此事都鄙殊盛。尊卑遍煩云々。

建久 3 · 12 · 23 条

(4) 自去夜亥魁。將軍家俄以御病惱。

建仁 3 · 3 · 10 条

(5) 將軍家御不例平喰之後御沐浴也。

" 3 · 3 · 14 条

(6) 戊魁。將軍家俄以御病惱。御心神辛苦。非直也事云々。

" 3 · 7 · 20 条

(7) 御病惱既危急之間。被始行數ヶ御祈禱等。而卜筮之所告。靈神之祟云々。

" 3 · 7 · 23 条

(8) 將軍家御不例太辛苦云々。

" 3 · 8 · 7 条

(9) 鶴岡放生會如例。將軍家依御不例無御出。大膳大夫廣元朝臣爲奉幣御使。

" 3 · 8 · 15 条

(10) 將軍家御不例。縡危急之間。有御讓補沙汰。

" 3 · 8 · 27 条

(11) 將軍家御不例。追日增氣。仍於鶴岳寶前。被供養八万四千基泥塔。導師安樂房重慶。和尚。請僧廿五口。御

布施。帖絹百疋。白布二百端。藍摺三百端。色皮二十枚。八木四十果等也。廣元朝臣。善信。行光等奉行之。

" 3 · 8 · 29 条

(12) 將軍家御病惱事。祈療共如無其驗。依之。鎌倉中太物忿。國々御家人等競參。人之所相謂。叔姪戚等不和。儀忽出來歟。關東安否。蓋斯時也云々。

" 3 · 9 · 1 条

(13) 將軍家御病惱少減。惣以保壽算給。而令聞若君並能員滅亡事給。

" 3 · 9 · 5 条

(14) 亥魁。將軍家令落飭給。御病惱之上。治家門給事。始終尤危之故。尼御臺所依被計仰。不意如此。

⑦(7)北条政子

(1)御臺所御惱。仍營中上下群集。

養和1·12·7条

(2)自今暁。御臺所聊、御不例。諸人走參。若宮別當法眼被候護身云々。

建久3·7·3条

(3)御臺所御不例事。已令復本給。是只御懷孕故之由。医師三條左近將監申之云々。

〃3·7·8条

(4)二品禪尼不例之間。今日戌刻。修泰山府君祭。

承久1·12·17条

(5)二位家御不例云々。

嘉祿1·5·29条

(6)二位家御惱之間。武州爲御沙汰。今日御祈等被始行。天地災變咒咀等祭國道朝臣。屬星鬼氣親職。三万六千神。熒惑大土公泰貞。太白星重宗。泰山府君宣賢。天曹地府重宗等奉仕之。

〃1·6·2条

(7)彼御不例聊、御減云々。

〃1·6·3条

(8)二位家依御不例之事。今日子刻。被始御逆修。導師信濃僧都道禪云々。

〃1·6·8条

(9)二位家御不例自去七日御增氣。爲御祈。武州爲御沙汰。有三万六千神御祭。御使藤勾當頼高也。

〃1·6·12条

(10)辰刻。二品御絶入。諸人成群。然而即令復本御。逐日御增氣之間。昨十五日可下移于新御所給之由。被仰之處。甲辰日有憚之。可來甘一日之由。陰陽師勘申。仍延引畢。

〃1·6·16条

(11)前權侍医和氣定基。定經男。自去夜爲二位家御療治參候。是日來頼經朝臣奉加療治之處。御不例之体。其

憑不御之間。匪治術之所及由。依辭申也。

" 1 · 7 · 6 条

(12) 辰刻。一品東御所令渡御給。是御違例既危急之故也。

" 1 · 7 · 8 条

⑧(7) 北条泰時

(1) 申尅。武州御不例云々。

寛喜 3 · 5 · 17 条

(2) 武州御違例事復本給。午剋御沐浴云々。

" 3 · 6 · 1 条

(3) 未刻。前武州俄御違例。戌刻以後。御心神殊違亂云々。諸人群參。織部正光重爲將軍御使參入。于時匠作御亭前武州酒宴亂舞折節也。前武州御病惱之由。雖有告申之輩。匠作敢不被停止其事。又不被進使者之間。向顔宿老祇候人等諍申之。匠作曰。如予之遊戲歡樂者。武州御在世之程也。彼不例雖似白地事。若及大事者。

恃何仁惠猶可越世哉。永令隱遁。更不可好興宴。且依存最末之儀。不避此座。諷諫之仁還催感淚云々。

延応 1 · 4 · 25 条

(4) 今日。前武州不例御事復本心云々。

" 1 · 4 · 26 条

(5) 五十嵐小豊次太郎惟重与遠江守朝時祇候人小見左衛門尉親家。日來有相論事。今日。於前武州御亭遂一決。亭主御不例雖未快。相扶之令聞食其是非云々。以綿結御額。被懸鵝足匠作渡御。主計頭師員。駿河前司義村以下評定衆等列參。是越中國々吉名事也。

" 1 · 5 · 2 条

(6) 前武州御病癇餘氣猶不散之間。雖未及沐浴。被載御判於御下知等狀事。連日更不被懈緩云々。

" 1 · 5 · 15 条

(7) 前武州所勞御平減以後。今日御沐浴。医道施藥院使良基朝臣父子。典藥頭時長朝臣。給御衣御劍等之上。各拝領一村云々。 " 1 · 6 · 12 条

(8) 今日。前武州以田地。爲不斷念佛料所。限未來際。令寄附于信濃國善光寺給。當寺事。年來御歸依之上。今度御不例之時。殊依被恃弥陀引攝。及此儀。圓全法橋草寄進狀云々。 " 1 · 7 · 15 条

(9) 前武州聊御不例云々。

(10) 於前武州亭。被行七座泰山府君祭。依御不例也。

仁治 2 · 6 · 27 条

(11) 北條左親衛。同武衛等。於鶴岡上下宮。有百度詣。是祖父息災延壽御祈請云々。

" 2 · 7 · 5 条

(12) 前武州御不例無殊事云々。

" 2 · 7 · 6 条

⑨(8) 北條経時

(1) 武州有御不例。令患黃疸給云々。

寛元 3 · 5 · 29 条

(2) 武州御不例事平減之間。今日令沐浴給。医師時長朝臣。賴幸。廣長賜祿。各御馬一疋。御劔一腰云々。

" 3 · 6 · 19 条

(3) 於武州第一。法印隆弁。被修如意輪供。依有不例氣也。而勤修當于七ヶ日。忽令得少減給云々。

" 3 · 7 · 24 条

(4) 武州不例平減事。併依大納言法印隆弁。祈精功之由。有其沙汰。今日。入道大納言家以御自筆御書被感仰。

剩令送御劔給云々。

(5) 今日。武州不例減氣之間。大納言法印隆弁。令結願行法。歸本坊。仍武州以宮內兵衛尉爲御使。被送遣劍并馬。卷絹三十疋。又左馬頭入道正義。桑絲廿疋。吳綿百兩同送之。此外。若狭前司。秋田城介等面々被賀之。件不例平憇。偏依爲關東大慶也云々。
〃 3 · 8 · 15 条

(6) 北條經時 → ③(3) 九条(藤原)頼嗣(30)

(7) 武州不例再發給之處。今日西剋俄絕入。鎌倉中驚騷也。依之。入夜於御第。七座泰山府君。靈氣招魂等祭被行之。

(8) 武州有御病惱事。頗危急之間。及所療逆修等之儀云々。
〃 3 · 9 · 27 条

(9) 於武州御方。有深秘御沙汰等云々。其後。被奉讓執權於舍弟大夫將監時頼朝臣。是存命無其恃之上。兩息未幼稚之間。爲止始終牢籠。可爲上御計之由。眞實趣出御意云々。左親衛即被申領狀云々。

〃 4 · 3 · 23 条

(10) 武州御不例事。危急之上。執權既及讓補儀之間。今日。被落飭畢。法名。大藏卿法印良信爲戒師云々。

〃 4 · 4 · 19 条

⑩(9) 源 大姫

(1) 大姫君令參籠南御堂給。自今日可爲二七ヶ日云々。是常有御邪氣御氣色。爲御對治也。

文治2・5・17条

(2) 卯剋。大姫君御違例太御辛苦之。諸人群參云々。

建久2・10・17条

(3) 大姫君御不例復本御。日來所被致懇祈也。是御邪氣云々。 // 2・11・8条

(4) 姫君有御不例之氣云々。 // 4・8・12条

(5) 姫君御不例御減。有御湯殿始云々。 // 4・8・23条

(6) 將軍家姫君自夜御不例。是雖爲恒事。今日殊危急。志水殿有事之後。御悲歎之故。追日御憔悴。不堪斷金之志。殆沈爲石之思給歎。且貞女之操行。衆人所美談也。 // 5・7・29条

(7) 姫君御不例復本給之間。有御沐浴。然而非可有御持始終事之由。人皆含愁緒。是偏御歎息之所積也。可令嫁右武衛高能^上給之由。御臺所内々雖有御計。敢無承諾。及如然之儀者。可沈身於深淵之由被申云々。是猶御懷舊之故歟云々。武衛傳聞之此事更不可思召寄之由。屬女房被謝申之。 // 5・8・18条

(8) 姫君又御不例。諸人群參。幕府物忿。依之被奉神馬於三嶋社。新田六郎爲御使首途云々。依此事江間殿自伊豆國被馳參。爲願成就院修理。日來在國云々。 // 5・11・10条

(9) 大姫公日來御病惱。寢食乖例。身心非常。偏邪氣之所致歟。護念上人依仰被奉加持之。仍今日令復本給。縡之嚴重。法之効驗。將軍殊隨喜給。勸賞求其次。爲興隆佛法。可被寄附一庄於不動堂之旨。雖被仰出。稱有存念。敢不被諾申云々。聖者深思。凡愚難測者歟。 // 6・10・15条

(11) (9) 源 賴朝

(1) 將軍家聊御不例。御齒勞云々。依之雜色上洛。被尋良藥云々。

(2) 御不例減氣之間。相具右武衛。御參勝長壽院。永福寺等。次道遙多古江河辺給。

建久 5・8・22条
" 5・8・26条

(3) 齒御勞再發云々。

" 5 · 9 · 22 条

(4) 齒御勞事。爲被尋療法於京都醫師。態所被立飛脚也云々。

" 5 · 9 · 26 条

(5) 齒御療治事。賴基朝臣注申之。其上獻良藥等。藤九郎盛長傳進之。彼朝臣者。參河國羽隅庄。爲關東御恩。

所令領知也。

" 5 · 10 · 17 条

(6) 上總介義兼爲御使。參日向藥師堂云々。爲齒御勞御祈也云々。

" 5 · 10 · 18 条

(7) 將軍家御齒御勞再發云々。

" 6 · 8 · 19 条

(8) 齒御勞事。聊御平愈之間。自御舟歷海浦。渡御三崎。有御遊覽等。今度自京都御下向之後。未及此

儀云々。

" 6 · 8 · 26 条

(9) 為覽新造堂舍。將軍家渡御大倉。相州已下人々多以扈從。今日始及山水奇石等沙汰。此所有河有山。水木共得其便。地形之勝絕。恐可謂仙室歟。善信獻山水繪図。態自京都召下云々。殊所預御感也。此間善信於御前申云。去建久九年十二月之比。夢想云。善信為先君御共。赴大倉山辺。爰有一老翁云。此地。清和御宇。文屋康秀為相模丞所住也。可建精舍。我欲為鎮守云々。夢覺之後。上啓此由。于時幕下將軍御病中也。忽催御信心。若及御平愈者。可有堂舍造營之由。被仰之處。翌年正月薨御。不被果之條。愚意潛為恨。而當御代依自然御願。有此草創。併靈夢之所感應也。境内之繁榮也云々。

⑫(10) 九条(藤原)頼嗣御臺所(北条時氏子女《檜皮姬》)

(1) 御臺所御不例之間。爲但馬前司定員雜掌。被行御祈等云々。
 (2) 御臺所御不例事。頗有其煩。被行御占之處。太不快也。緯雖有邪氣之疑。被加御灸等云々。

" 4 · 2 · 15 条

(3) 爲御臺所御祈。於御所被行千度御祓。晴茂。宣賢。晴貞。廣資。泰房。晴憲。晴成。晴長。以安等奉仕之云々。
 " 4 · 2 · 16 条

(4) 御臺所重有御灸。
 " 4 · 2 · 17 条

(5) 御臺所御不例事。今日不令發給云々。
 " 4 · 2 · 18 条

(6) 御臺所御不例之間。大納言法印隆辨祇候。修炎魔天供。轉讀大般若經云々。
 " 5 · 4 · 14 条

(7) 彼御不例事。爲御邪氣云々。左親衛殊歎息云々。
 " 5 · 4 · 20 条

(8) 御臺所為御邪氣之間。長能僧都爲御驗者袒候云々。
 " 5 · 4 · 28 条

(13) 後嵯峨院

文応1・6・25条

(1) 西剋。京都飛脚參着。自去十五日。一院令煩瘧御之由申之。
 (2) 爲和泉前司行方奉行。以來問昨酉刻。院御惱事被行御占。今月廿六日七日御減之由勘申之。其後。薩摩

七郎左衛門尉祐能爲御使節上洛。依院御惱也。

" 1 · 6 · 26 条

(3) 木工權頭親家爲御使上洛。猶被申御惱事之故也。

" 1 · 6 · 30 条

(4) 京都飛脚到來。院御惱御減之由申之。御驗者左大臣法印。近衛右府御息云々。

" 1 · 7 · 2 条

(5) 今日。二浦式部太郎左衛門尉光政爲使節上洛。御惱御減事依被賀申也。

" 1 · 7 · 4 条

(6) 京都飛脚參着。去十五日以後。院御瘧御更發之由申之。

" 1 · 7 · 24 条

(7) 依御惱事。信濃次郎左衛門尉行宗爲使節上洛。今日。薩摩七郎左衛門尉自京都歸參。

" 1 · 7 · 25 条

(8) 牛剋。京都飛脚到着。院御瘧病。去廿一日平復。御驗者道性僧正云々。

" 1 · 7 · 29 条

⑭(11) 加藤景廉

(1) 加藤五景員并子息光員。景廉等。去廿四日以後。三ヶ日之間。在笛根深山。各糧絕、魂疲。心神惘然。就中景員衰老之間。行歩進退谷也。于時訓兩息云。吾齡老矣。縱雖開愁眉。不可有延命之計。汝等以壯年之身。

徒莫殞命。棄置吾於此山。可奉尋源家者。然間。光員等周章雖斷腸。送老父於走湯山。於此山。景員兄弟赴甲斐國。今夜亥刻。到着于伊豆國府。拔出之處。土人等怪之。追奔之間。光員。景廉共以分散。互不知行方云々。

治承4·8·27条

(2) 武衛令出由井浦給。壯士等各施弓馬之藝。先有牛追物等。(中略)其後有盃酌之儀。興宴移尅。及晚。加藤次景廉於座席絶入。諸人騷集。佐々木三郎盛綱持來大幕。纏景廉懷持退去。則歸宿所加療養。依此事止。御酒宴令歸給云々。

壽永1·6·7条

(3) 武衛渡御景廉車大路家。令訪病痾給。自今曉。心神復本之由申之。即令候御共。參小中太家云々。

" 1 · 6 · 8 条

(4) 惟隆。惟榮等。含參州之命。獻八十二艘兵船。亦周防國住人宇佐那木上七遠隆獻兵糧米。依之參州解纜。

渡_二豐後國_一云々。同時進渡之輩。北條小四郎(中略)小野寺太郎道綱。此中。常胤者。不_レ爲_レ事_一衰老_一。凌_二風波_一進渡焉。景廉者。忘_二病身_一相從矣。(以下略)。

元曆2・1・26条

(5) 加藤五入道參_一營中_一。披_二置_一一封狀於御前_一。不_ニ事問_一落淚數行。小時申_ニ云。愚息景廉爲_ニ三州御共_一下_ニ向鎮西_一。而去月自_ニ周防國_一。欲_レ令_レ渡_ニ豐後國_一給之刻。景廉沈_ニ重病_一。然而乘_ニ病身於一葉之船_一。猶爲_ニ御共_一之由申_ニ送之_一。則此狀也。凡奉_ニ爲君_一臨_ニ戰場_一。入_ニ万死數_一。於_レ今者亦被_レ侵_ニ病_一。殆難_ニ免_レ死歟。再不_ニ合眼_一者。老耄存命甚無所_レ據云々。武衛乍_ニ拭_ニ御感淚_一。覽_ニ景廉之狀_一。和字。其趣常可_レ候_ニ御座右_一之旨。兼日雖_ニ奉_ニ嚴命_一。臨_ニ天下重事之時_一。猶不_ニ可_レ留之由思定之間_一。惄以赴_ニ西海_一之處_一。病痾已及_ニ危急_一。縱雖_ニ墜_ニ命_一。爲_ニ國敵_一被_レ討之由_一。可_レ被_ニ思食_ニ候歟之趣_一。可_ニ披露_一者。

" 2 · 2 · 29条

(6) 景廉所勞事。武衛御歎息殊甚。仍景廉病痾事。尤可加_ニ療養_一。平愈之後者早可_ニ歸參_一之由。可_ニ被_ニ示付_一之趣。被_ニ獻_ニ御書於參州_一。亦被_ニ遣_ニ懇懃御書於景廉_一。被_ニ訪_ニ仰病惱事_一。剩被_ニ引_ニ送御馬_ニ御廐小鶴毛_一。一疋_一。駕_ニ之可_ニ參云々。因幡前司奉_ニ行之_一。

" 2 · 3 · 6条

(5)(11) 源 三幡

(1) 又故將軍姫君_ニ。號_ニ乙姫君_一。自_ニ去比_ニ御病惱_一。御溫氣也。頗及_ニ危急_一。尼御臺所諸社有_ニ祈願_一。諸寺修_ニ誦經_一給_ニ亦於_ニ御所_一。被_ニ修_ニ一字金輪法_一。大法師聖尊_ニ阿野少輔公_一。奉_ニ仕之_一。

建久10・3・5条

(2) 姫君追_ニ日憔悴御_一。依_レ之爲_レ奉_ニ加_ニ療養_一。被_ニ召_ニ針博士丹波時長_ニ之處_一。頻固辭。敢不_レ應_ニ仰_一。件時長。當世有名医譽_ニ之間_一。重有_ニ沙汰_一。今日被_ニ差_ニ上專使_一。猶以令_レ申_ニ障者_一。可_ニ奏_ニ達子細於仙洞_ニ之旨_一。被_ニ仰_ニ在京御家人

等云々。

" 10 • 3 • 12 条

(3) 医師時長昨日自京都參着。左近將監能直相具之。廻伊勢路參向云々。旅館以下事者。兵庫頭并八田右衛門尉知家等。可致沙汰之由。含御旨者也。今日時長自掃部頭龜谷家。移住于畠山次郎重忠南御門宅。是令候近々。姫君御病惱爲奉療治也。此事度々雖辭申。去月早可參向關東之旨。被下院宣之間。如此云々。

" 10 • 5 • 7 条

(4) 時長始獻朱砂丸於姫君。仍賜砂金廿兩以下祿云々。

" 10 • 5 • 8 条

(5) 今夕。姫君聊有御食事。上下喜悦之外無他云々。

" 10 • 5 • 29 条

(6) 姫君猶令疲勞給。剩自去十二日御目上腫御。此事殊凶相之由。時長驚申之。於今者少其恃歟。凡匪人
力之所覃也。

" 10 • 6 • 14 条

(16) 大江広元

(1) 大膳大夫違例。頗不快之間。有種々祈禱云々。

建暦 1 • 8 • 8 条

(2) 陸奥守廣元朝臣不例。目所勞。腫物等計會。今日行七座如法泰山府君祭云々。

建保 5 • 11 • 8 条

(3) 廣元朝臣病惱危之間。爲令見訪之給。右京兆渡御于彼亭。

" 5 • 11 • 9 条

(4) 陸奥守依獲麟。爲存命出家。法名覺阿。將軍令左衛門尉朝光訪之給。

" 5 • 11 • 10 条

(5) 前大膳大夫入道覺阿所勞平愈之間。今日沐浴。但眼精暗兮。不能分黑白云々。

" 5 • 12 • 10 条

(6) 於二品御前。世上事及御沙汰。相州被參。又前大膳大夫入道覺阿扶老病應召。關左近大夫將監實忠注記

錄云々。光宗等令宰相中將實雅卿。欲立關東將軍。其奸謀已顯露訖。但以卿相以上。無左右叵處罪科。進其身於京都。可同奏罪名事。至奧州後室。并光宗等者。可爲流刑。其外事。縱雖有與同之疑。不能罪科由云々。

貞応3・⑦・3条

(17)(11)北條時頼室家(北條重時子女)

(1)相州室家聊病惱。無程平愈。懷孕瑞相歟云々。

(2)相州室家聊病惱。奥州渡御。諸人奔集列。而不經幾程。被復本云々。

(3)相州室御產之後。有痢病之惱。已及數日。然押有沐浴事。忽減氣屬之可賜之由。被別當法印申。產穢雖不幾。入產所可被爲加持之由。相州頻依有御所望。則參入奉加持云々。

(4)相州室家俄病惱。仍被修祈禱云々。

(5)將軍家令訪彼不例外事御。薩摩七郎左衛門尉爲御使。

(6)相州室不例外事平減云々。

(18)(12)後白河法皇

(1)被始行百部大般若經轉讀。鶴岡。勝長壽院。篠根山。走湯山。并相模國中寺々供僧等盡數勤行。是太上法皇御不豫。玉牀不安。仍御使上下向已及數度。然而御平愈之由。未聞之間。及此儀云々。文治3・4・2条
(2)大和守重弘自京都參着。上皇御惱事。已令復本御。依此御事。去月三日被行非常赦。但伊豫守義顕并縁坐衆者被除之由申之。

建長2・5・22条

" 2・9・19条

" 3・5・29条

" 4・9・16条

" 4・9・17条

" 4・9・18条

(3)自二今月中旬之比。法皇御不豫。御痢病與御不食計會之由。依レ有二其聞一。幕下自二今日一御潔齋爲彼御祈請。

讀誦法華經給云々。

建久2・⑫・27条

(4)大夫尉廣元爲使節上洛。是自去年窮冬之比。太上法皇漸御不豫。玉躰令腫御云々。依此御事也。幕下頻御祈禱。今度則付廷尉。被奉秘藏御劍鳩作。於石清水宮。又有神馬。此廷尉去々年上洛。去年又爲法住寺殿修理行事在京。爲當職賀茂祭供奉。重事連綿。適去冬月追歸參。重上洛雖爲不便事。依爲天下大事差進之旨。直被仰之云々。

(5)廣元朝臣使者自京都參着。去十三日入夜入洛云々。法皇御惱殆危急。仍御劍則奉送石清水之由申之。

" 3 · 2 · 4条

(19)(12)九条(藤原)道家

(1)申尅。赤木左衛門尉平忠光爲六波羅飛脚參着。廿日未尅出京。四ヶ日馳付。殆如飛鳥。即於前武州庭上下馬。去十三日法性寺禪閣御不例。殊御增氣之由申之。仍將軍家御周章之餘。召陰陽頭維範朝臣以下七人。被行御占。各不可有別御事之由勘申。維範朝臣御大事之旨申之云々。前彈正大弼親實爲奉行云々。

延應1・5・23条

(2)兵庫頭定員爲使節上洛。依禪閣御不例事也。前武州御使平左衛門尉盛時云々。

" 1 · 5 · 24条

(3)今曉京都飛脚參着。禪定殿御不例。於今者無殊御事云々。

" 1 · 6 · 3条

(4)兵庫頭自京都下着。禪定殿御不例本復。去十二日御沐浴云々。

" 1 · 6 · 19条

(5) 被召陰陽道七人於御所。各賜御劍一腰。是禪定殿御不例致御祈禱之上。去五月飛脚參着之時。不可

有殊御事之由。占申之故也。凡陰陽道事。內々有御沙汰。被賞覩司天之輩云々。 " 1 · 7 · 2 条

②(12)九条(藤原)賴經子息乙若

(1) 今夜被行四角四堦鬼氣祭。是近日咳病溫氣流布。貴賤上下無免之間。將軍家并公達以下御祈禱也。兩若君有此御患。今若君于今無御平減云々。

(2) 乙若君御前御不例事。未及御減。仍午刻爲參河前司教隆奉行。召陰陽師等。可有護身否。被尋問之。

護身不可然。可有御猶豫之由。時賢。文元。晴茂。國繼。廣資。泰房等。一同占申之間。釐被止其儀

云々。入夜爲彼御祈。被行鬼氣祭七座。并四方四角等祭。於郭外被行之云々。 " 2 · 5 · 26 条

(3) 辰剎。若君御前有御不例之氣。仍仰宮內卿法印。被修藥師護摩云々。 " 3 · 2 · 19 条

(4) 若君御前俄不例。頗御辛苦。諸人群集。營中周章云々。

(5) 若君御前不例令平減賜云々。

②(13)北條時房(連)

(1) 御所御鞠也。六位進盛景。(中略)源性等候之。員二百二十。五百二十。伯耆少將。北條五郎等依煩脚氣候見

證。

(2) 巳刻。相州頓病惱。頗危急也。仍被召驗者賴益云々。

(3) 若君御方御年八。御首服。申刻。於二棟御所南面有其儀。(中略)相州去廿三日以後病癒之間。今日不出仕給

寬元2 · 4 · 26条

建長3 · 5 · 3条

" 3 · 6 · 19条

建仁2 · 5 · 20条

嘉祐1 · 12 · 23条

云々。

" 1 · 12 · 29 条

(4) 匠作俄御違例。辰刻以後殊辛苦。及日中。前武州。足利左典廐等令至訪給云々。

延應 2 · 1 · 23 条

㉒(13)後鳥羽院

(1) 京都使者參着。自去十日。上皇御瘧病。毎日令發給。内外御祈禱更不見其驗云々。建保 5 · 7 · 24 条

(2) 山城大夫判官行村爲使節上洛。依院御惱事也。

" 5 · 7 · 26 条

(3) 山城廷尉自京都歸參。院御惱事。自七月十日。連日御瘧病也。有智高僧面々雖勵修驗。無御減之儀。

而同廿五日。前陰陽博士道昌於赤山修泰山府君祭。翌日御平愈。仍道昌被聽勅勘云々。是去二月。於

廣瀨殿。白虹出見之由。道昌奏聞之處。傍輩等依不伺之歟。非白虹之旨。依令言上。被止所職云々。

" 5 · 8 · 25 条

承久 1 · 8 · 26 条

㉓(13)北条時宗

(1) 相模太郎殿聊違例之間。被修祈禱等云々。

正嘉 2 · 7 · 11 条

(2) 相模太郎殿不例無殊事云々。

" 2 · 7 · 18 条

(3) 於前濱被撰御的射手。左典廐依所勞不被出仕。十八人。一五度射訖。

弘長 3 · 1 · 8 条

(4) 左典廐日來御不例。今日御疱瘡出見。

" 3 · 1 · 9 条

㉔(13)北条重時

(1) 奥州禪門俄病惱。彼邊諸人群集。今日於「廁被」見「恠異」之後。心神惘然云々。

(2) 奥州禪門違例事。去朔日以後。每日晚景發動。如「瘧病」。仍自「同十一日」。囑「請若宮僧正」。令「加持」之處。來

廿二日可「及減氣」之由。今夜僧正被「申」之。數輩賢息并緣者袒候人等聞之。面々成「奇異之思」云々。

(3) 奥州禪門病惱。今夕平喩。心神復本云々。

(4) 今日。奥州禪門被「遣」馬并南庭五。鋤等於若宮僧正坊。又室家生衣二。南庭三。絹三十疋。武州鋤。南庭二等。

同被「遣」之。依「所勞之平減」也。

25(14) 北条義時

(1) 江間殿自「伊豆國」被「歸參」。此間依「病氣」在國云々。

建久4・3・12条

(2) 今日將軍家右大臣爲「拝賀」。御「參鶴岳八幡宮」。酉刻御出。(中略)令「入宮寺樓門」御之時。右京兆俄有「心神御違例事」。讓「御劍於仲章朝臣」。退去給。於「神宮寺」。御解脱之後。令「歸小町御亭」給。建保7・1・27条

(3) 辰尉。前奥州義時病惱。日者御心神雖「令違乱」。又無「殊事」。而今度已及「危急」。仍招「請陰陽師國道」。知輔。

親職。忠業。泰貞等也。有「卜筮」。不可「有大事」。戌尅。可「令屬減氣」給「之由」。一同占申。然而始「行御祈

禱」。天地災變祭二座。國道。三万六千神祭。知輔。屬星祭。國道。如法泰山府君祭。親職。此祭具物等。殊刷。如法

儀之上。十二種重寶。五種身代。馬牛男女裝束等也。悉有「其沙汰」。此外。泰山府君。天曹地府祭等數座也。是存「懇志」之人面々所「令修也」。但隨「移時」。弥危急云々。

弘長1・6・1条

〃 1・6・16条

〃 1・6・22条

〃 1・6・25条

㉖(14)三善康(善)信

(1) 午尅。問註所入道名越家燒亡。而於彼家後面之山際構文庫。將軍家御文籍。雜務文書。并散位倫兼日記已下累代文書等納置之處。悉以爲灰燼。善信聞之。愁歎之餘。落淚數行。心神爲惘然。仍人訪之云々。

承元2・1・16条

(2) 今日。天下重事等重評議。離住所。向官軍。無左右上洛。如何可有思惟歟之由。有異議之故也。前大膳大夫入道云。(中略)只今夜中。武州雖一身。被揚鞭者。東土悉可如雲之從龍者。京兆殊甘心。但大夫属入道善信為宿老。此程老病危急之間籠居。二品招之示合。善信云。關東安否。此時至極訖。(中略)大將軍一人者先可被進發歟者。京兆云。兩議一揆。何非冥助乎。早可進發之由。示付武州。仍武州今夜門出。

承久3・5・21条

(3) 大夫屬入道善信老病危急。露命不知旦暮。仍辭退問註所執事之間。以男民部大夫康俊補其替云々。

" 3・8・6条

㉗(14)九条(藤原)頼經子女(竹御所子女)

(1) 今日。竹御所姫君御不例云々。

(2) 今日。竹御所姫君御不例。爲相州御沙汰。被始御祈等。

(3) 姫君御不例御減之間。今日午刻。於竹御所。有御沐浴云々。

安貞2・5・8条

" 2・5・10条

" 2・5・14条

㉘(14)九条(藤原)頼經御臺所(源頼家子女竹御所)

(1) 御臺所御不例。今日々中以後。頗御辛苦云々。仍被^レ行^二御祈等^一。五壇法。北斗供。泰山府君。代厄御祭云々。

寛喜4・2・7条

(2) 御臺所御不例事御少減云々。今日。依^二御不例事^一。小山下野入道。宇都宮修理亮等自^二彼國^一參上云々。

" 4・2・13条

(3) 御臺所御沐浴云々。

" 4・2・23条

㉙(14) 北条長時

(1) 又武州長時。頓病辛苦云々。

(2) 寅剋。武州病患屬減氣。汗太降云々。

(3) 又將軍家明日依^レ可^レ有^二御方違^一。供奉人事。如^レ例以^二御點^一被^レ催^レ之(中略)武州者日來所勞。越州者心神聊有^二違亂^一之事旨。言上云々。

文應1・12・16条

" 1・12・24条

" 1・12・25条

㉚(15) 丹後内侍

(1) 今日。丹後内侍於^二甘繩家^一病惱。二品爲^下令^レ訪^二其牀^一給^上。潛渡^二御彼所^一。朝光。胤賴外無^下候^二于御供^一之者^上云々。

文治2・6・10条

(2) 丹後内侍違例平愈。日來病惱之間。二品及^二御立願^一之處。今日聊御安堵云々。

" 2・6・14条

㉛(15) 源範頼

(1) 參河守病惱。隔日令^レ發。是瘍病云々。自^二今日^一。招^レ請專光房覺淵。令^レ加持^一云々。

文治4・2・23条

(2) 參州癆病平愈之間。今日始出仕。專光房施効驗之由依被申。二品有御感。剩被遣御馬於彼坊云々。

" 4 · 3 · 2 条

③(15) 二階堂行光

(1) 信乃前司行光。自京都歸參。是相州上洛之間。所下向也。依病痼兩三日逗留路次云々。

建保 7 · 3 · 28 条

(2) 伊賀次郎左衛門尉光宗補政所執事。信濃前司行光依病痼危急。辭退替云々。

承久 1 · 9 · 6 条

③(15) 北条義時室家(伊賀朝光子女)

(1) 日吉祢宜祝部成茂。今度依有叛逆与同之疑。雖招下關東。蒙免許歸洛畢。(中略)下着于關東之翌日。入夜。右京兆室夢想。猿一來于座傍。被付鐵鑠也。取室家之髮。纏左右手。太有忿怒之氣。覺之後。心神爲惱然。猶如夢。則以女房示合大官令禪門。禪門殊驚騷云。須被免成茂罪過歟。神道事。更匪入力之可競也者。京兆夫婦共。仰信日吉神。早還本社。可從神事。且今夜中。可進發之由。相觸成茂旨。下知重々之上。所遣餞物等也。

承久 3 · 10 · 29 条

(2) 伊豆國北條飛脚到來。右京兆後室禪尼。去十二日以後病惱。自昨日已刻及危急之由申之。元仁 1 · 12 · 24 条

④(15) 九条(藤原)頼經御臺所(二位殿)

(1) 九条(藤原)頼經御臺所(二位殿) → ①(1) 九条(藤原)頼經(67)

(2) 九条(藤原)頼經御臺所(二位殿) → ③(3) 九条(藤原)頼嗣(18)

(35)(15)北条長時室家(北条時盛子女)

建長8・7・6条

(1)又六波羅大夫將監長時朝臣室重病云々。

(2)武州室所勞減氣之間。有沐浴之儀云々。

(36)(15)北条実時室家(北条政村子女(金沢殿))

" 8・8・9条

(1)越後守室赤斑瘡所勞云々。

正元2・3・21条
" 8・9・28条

(2)越後守實時就催促進奉之處。依妻室病惱。臨期申障。

(37)(15)北条政村子女(北条業時室家)

(1)相州政村。息女煩邪氣。今夕殊惱亂。爲比企判官女讚岐局靈祟之由。及自詫云々。件局爲大蛇。頂有大角。如火炎。常受苦。當時在比企谷土中之由發言。聞之人豎身毛云々。
文応1・10・15条

(2)今日。相州政村。被頓寫一日經。是息女惱邪氣。依比企判官能員女子靈詫。爲資彼苦患也。入夜有供養之儀。請若宮別當僧正爲唱導。說法最中。件姫君惱亂。出舌舐脣。動身延足。偏似蛇身之令出現。爲聽聞靈氣來臨之由云々。僧正令加持之後。惱然而止。言如眠而復本云々。
" 1・11・27条

(38)(16)加藤景員——(14)(11)加藤景廉(1)

(39)(16)加藤光員——(14)(11)加藤景廉(1)

(40)(16)加々美長清

(1)其後。加々美次郎長清參着。去八月上旬出京。於路次發病之間。一兩月休息美濃國神地邊。去月相扶。先下

着甲斐國之處。一族皆參之由承之。則揚鞭。

④(16) 平 知盛

(1) 左兵衛督知盛卿。左少將清經朝臣。左馬頭行盛等。自近江國上洛。是爲追討源武衛從軍等發向之處。左武衛依所勞如レ此云々。

④(16) 房覺

(1) 雜色時澤爲使節上洛。是園城寺長吏僧正房覺痢病危急之由。依有其聞。被訪申之故也。武衛日來御祈禱等事被仰付云々。

元曆1・5・12条

(1) 卯剋。左典廐能保。去七日與廷尉同日出京。到着。直被入營中。昨日極熱之間。聊有霍亂之氣。逗留之由被申之云々。

④(16) 源 義経

(1) 梶原源太左衛門尉景季自京都歸參。於御前申云。參向伊豫守亭。申御使由之處。稱違例無對面。仍此密事以使不能傳。歸旅宿。六條油相隔兩日。又令參之時。乍懸脇足被相逢。其牴誠以憔悴。炎有數ヶ所。而試達行家追討事之處。被報云。所勞更不偽。義經之所思者。縱雖レ為如強竊之犯人。直欲糺行之。況於行家事哉。彼非他家。同爲六孫王之餘苗掌弓馬。難准直也人。遣家人等許。輒難降伏之。然者早加療治。平愈之後可廻計之趣。可披露之由云々。者。二品仰曰。同意行家之間。構虛病

之條已以露顯云々。景時承之。申云。初日參之時不遂面拜。隔一兩日之後有見參。以之案事情。一日不食。一夜不眠者。其身必悴。灸者又雖何ヶ所。一瞬之程可加レ之。況於歷日數乎。然者一兩日中被相構如レ然之事歟。有同心用意分不可及御疑貽云々。

文治1・10・6条

④5(16)岡辺泰綱

(1)又駿河國岡邊權守泰綱。此間依病惱。御堂供養并御坐黃瀨河之時不參向。近日適平愈。聞下可有御上洛事。扶憚衰之身。先參鎌倉。可候御共之由申之。而今無御京上之儀。不可參向。將又肥滿泰綱。騎用之馬無之歟。須廻用意可隨御旨之由。被報仰云々。

" 1・11・12条

④6(16)雜色浜四郎

(1)去七日所被副上洛御使之黒法師丸自途中馳歸。申云。雜色濱四郎至駿河國岡部宿。俄病惱。心神失度。待平愈之期。雖經兩日。當時起居猶不任其意。况難向遠路云々。依之不廻時剋。被差上雜色鶴次郎。生澤五郎。黒法師丸猶所相副也。

" 1・12・16条

④7(16)新(仁)田忠常

(1)新田四郎忠常病惱太辛苦。已欲及死門。仍二品渡御彼宅。令訪之給云々。

" 3・1・18条

④8(16)千葉常胤

(1)千葉介常胤為使節上洛。是洛中狼藉事。爲關東御家人等所爲歟之由。有疑貽之旨。風聞之間。爲令尋沙汰也。合御使行平先以進發訖。可同道之處。常胤違例之間。延而及今日云々。

" 3・8・30条

(49) (16) 足利義兼室家(北条時政子女)

(1) 上総介義兼北方頓病。頗危急。爲令レ訪給之。御臺所渡御彼宿所。是為御姊妹之故也。依之諸人群集。及晚得少減。邪氣云々。

(50) (16) 千手前

(1) 入夜。御臺所御方女房_{号二千手前}。於御前絶入。則蘇生。日來無指病云々。及暁。依仰出里亭云々。

" 4 • 4 • 22 条

(51) (16) 大友能直

(1) 式部大夫親能男一法師冠者能直。任左近將監之由。參賀營中。是無双寵仁也。依御内舉。去十月十四日雖挾任。此間病癒相侵。住相模國大友郷。今日始出仕云々。則召御前。

" 4 • 12 • 17 条

(52) (16) 吉田(藤原)經房

(1) 大内殿舎門廻廊築垣等。破壞之間。可被修造之由。去月十七日院宣。今日到來。是帥中納言所勞之間。于今及遲引云々。

" 5 • 3 • 11 条

(53) (16) 葛西清重生母

(1) 自奥州御還向之處。葛西三郎清重母所勞之由。於路次被聞食之間。遣御使於葛西住所。令訪之給。彼使者。今日參着于鎌倉。所勞無指危急事云々。清重奉別仰。爲沙汰鎮奥州條々事。令在國云々。

" 5 • 10 • 26 条

" 3 • 12 • 16 条

⑤4(16)小諸光兼

(1) 小諸太郎光兼者。已老耄之上。病痾纏身之由。雖聞食及。依爲殊勇士。今度重被差遣奧州。去年合戰之時。致功者也。彼時相具足之輩者。同從光兼可行向之旨。被仰云々。

⑤5(16)北条時政

(1) 北條殿令煩脚氣給。仍爲相勞之。今曉被下向伊豆國北條。於彼所可有御越年云々。

建久2・12・2条

⑤6(16)工藤景光

(1) 未明催立勢子等。終日有御狩。射手等面々顯藝。莫不風毛雨血。爰無雙大鹿一頭走來于御駕前。工藤庄司景光着作與美水干
駕鹿毛馬。兼有御馬左方。此鹿者景光分也。可射取之由申請之。被仰可然之旨。本自究竟之射手也。人皆扣駕見之。景光聊相開而通懸于弓手。發射一矢不命中。鹿拔于一段許之前。景光押懸打鞭。二三矢又以同前。鹿入本山畢。景光棄弓安駕云。景光十一歲以來。以狩獵爲業。而已七旬餘。莫未獲弓手物。而今心神惘然太迷惑。是則爲山神駕之條無疑歟。運命縮畢。後日諸人可思合云々。各又成奇異思之處。晚鐘之程。景光發病云々。仰云。此事尤恠異也。止狩可有還御歟云々。宿老等申不可然之由。仍自明日七ヶ日可有卷狩云々。

〃4・5・27条

⑤7(16)小栗重成

(1) 小栗十郎重成郎從馳參。以梶原景時申云。重成今年爲鹿鳴造營行事之處。自去比所勞太危急。見其體非

直也事。頗可謂物狂歟。稱神詫。常吐無窮詞云々。去文治五年。於奥州被開泰衡庫倉之時見重寶等中。申請玉幡餠氏寺之處。每夜夢中。山臥數十人群集于重成枕上。乞件幡。此夢想十ヶ夜。弥相續之後。心神違例云々。依之彼造營之行事。被仰付馬場小次郎資騁云々。

" 4 · 7 · 3 条

(58) (16) 稲毛重成室家(北条時政子女)

(1) 令着御于美濃國青波賀驛。(中略)爰稻毛三郎重成妻。北條殿息女。於武藏國。病惱太危急之由。飛脚到着。仍欲馳下。

將軍賜駿馬一疋黑。重成則駕之揚鞭云々。

" 6 · 6 · 28 条

(59) (16) 岡崎義実

(1) 今日。岡崎四郎義實入道懸鳩杖。參尼御臺所御亭。八旬衰老。迫病與愁計會。餘命在旦暮。加之。於事貧乏。生涯無所憑。不幾恩地。爲訪義忠冠者夢後。有施入佛寺之志。所殘僅立針。是更難覃子孫安堵計之由。泣愁申。亭主殊令憐愍給。石橋合戰之比。專致大功者也。雖老後。尤被賞翫。早可宛賜一所給之由。被申羽林云々。行光爲御使。

正治 2 · 3 · 14 条

(60) (16) 藤原濟基(伯耆少将) → (21) (13) 北条時房(連)(1)

(61) (16) 北条政範

(1) 遠江左馬助。去五日於京都卒去之由。飛脚到着。是遠州當時寵物牧御方腹愛子也。爲御臺所御迎。去月上洛。去三日京着。自路次病惱。遂及大事。父母悲歎更無可比云々。

元久 1 · 11 · 13 条

(62) (16) 佐々木定綱

(1) 佐々木判官定綱依、病氣出家云々。

〃 2 · 4 · 7 条

⑥(16) 小野義成

(1) 小野大夫判官義成於京都煩時行。獲鱗之由風聞之間。親昵等揚鞭云々。

承元2·4·23条

⑥(16) 千葉成胤

(1) 千葉介成胤病惱太辛苦。心神失度云々。將軍家令訪給之。被遣御使東平太所重胤。子孫事。殊可被加憐愍之由。慇懃被仰下。是被賞忠節之故歟。

建保6·4·7条

⑥(16) 波多野義重

(1) 武藏太郎到于筵田。官軍卅許輩相構合戰。負楯精兵射東士及數返。(中略)波多野五郎義重進先登之處。矢石中右目。心神雖違亂。則射答矢云々。官軍逃亡。

承久3·6·6条

⑥(16) 一条能氏

(1) 新院遷御佐渡國。花山院少將能氏朝臣。左兵衛佐範經。上北面左衛門大夫康光等供奉。女房二人同參。國母修明門院。中宮一品宮。前帝以下。別離御悲歎。不遑甄錄。羽林依病自路次歸京。武衛又受重病。留越後國寺泊浦。凡兩院諸臣存沒之別。彼是共莫不傷嗟。哀慟甚爲之如何。

〃 3 · 7 · 20条

⑥(16) 左兵衛佐範經 → ⑥(16) 一条能氏(1)

⑥(16) 安倍知輔

(1) 武州并駿河守重時。陸奥四郎政村。同五郎實義。大炊助有時。等除服秋事。去年故右京兆葬禮者。主計大夫知輔以致

沙汰而可令勤之處。所勞之間。以子息爲名代。令行之云々。

嘉祿1・5・12条

(69) (16) 後堀河院 → ①(1) 九条(藤原)頼經(20)

(70) (16) 北条朝時

(1) 越後守朝時。日來不例依属減氣。今日沐浴云々。將軍家以狩野藤次兵衛尉爲光被賀仰云々。

安貞2・7・5条

(71) (16) 三浦泰村室家(北条泰時子女)

(1) 西一点。駿河次郎泰村妻武州御産。誕兒者死于胎内畢。自去十九日有氣分。今朝殊惱亂難產也。驗者大進僧

都觀基。丹波律師賴曉。醫師良基。陰陽師晴賢以下四人也。

(72) (16) 北条時氏

(1) 修理亮時氏。此間病惱。自今日未尅。俄增氣。武州被凝數ヶ丹祈云々。宮内兵衛尉。(中略)雜色兵衛尉等。為
御看病。祝候。各敢不避其席云々。

寛喜2・5・27条

(73) (16) 藻壁門院(尊子)

(1) 駿河次郎泰村為使節上洛。是藻壁門院御懷孕之間。聊御惱之由。依有其聞也。

天福1・9・18条

(74) (16) 伊賀仲能

(1) 伊賀右馬助依女院御事。爲使節上洛。而今日頓病之間。爲加療治逗留濱邊云々。

1・9・27条

(75) (16) 北条実泰

(1) 陸奥五郎依、_二病痾_一。辭_二小侍所別當_一。而此事爲重職。子息太郎實時年少之間。難讓補之由。雖有其沙汰。

武州雖_二重役_一。雖_二年少_一。可_レ加_二扶持_一之由。依_下令_二申請_一給_上。所_レ被_二仰付_一也云々。

" 2 · 6 · 30 条

⑦6(16)尾藤景綱

(1) 武州家令尾藤左近入道々然。依_二所勞_一辭_レ職。平左衛門尉盛綱補_二其闕_一云々。

" 2 · 8 · 21 条

⑦7(16)九条(藤原)教実

(1) 京都飛脚參着。殿下去二月廿一日以後。御不例追_レ日增氣之間。攝錄大殿御還着之由申_レ之云々。

文曆 2 · 4 · 1 条

⑦8(16)四条院

(1) 去月廿日。御禊行幸。無爲被_レ遂行。自去夜。主上疱瘡御不豫。凡此事。洛陽流布。諸人不_レ免云々。

嘉禎 1 · 10 · 28 条

⑦9(16)中条家長

(1) 匠作。武州被_レ參_於新造評定所。有_二評議始_一。其衆皆參。但出羽前司家長依_二所勞_一不_レ參。先被_レ定_二御勤仕之輩_一云々。

" 2 · 8 · 5 条

⑧0(16)三善康俊

(1) 加賀前司康俊依、_二所勞危急_一。辭_二申問注所執事_一之間。以_二子息民部大夫康持_一可_レ爲_二其替_一之旨。被_レ仰下_二云々。

" 4 · 6 · 10 条

⑧(16)近衛(藤原)兼經室家(九条《藤原》道家子女《仁_レ任_レ子》)

(1)子刻。殿下北政所御流產。姫君。七ヶ月云々。

" 4 · 9 · 18 条

⑧(16)西園寺(藤原)公経

(1)大納言法印隆弁自京都歸參。去六月十日。爲皇子誕生御加持。加之。同廿一日祈今出河入道相國癒病。忽令属減氣。旁顯効驗之由云々。

⑧(16)九条(藤原)頼經子息今若

→⑧(12)九条(藤原)頼經子息乙若(1)

寛元 1 · 10 · 21 条

⑧(16)三位殿

→①(1)九条(藤原)頼經(67)

⑧(16)北条時幸

(1)今日。遠江修理亮時幸依病出家云々。

⑧(16)北条時盛

(1)申尅。越後入道不例云々。

⑧(16)中原師員(行嚴)

(1)摂津前司師員朝臣依病痾而被遂出家。法名行嚴云々。

建長 3 · 6 · 15 条

⑧(16)安達義景

(1)秋田城介義景喘息脚氣不食等所勞計會云々。得少減之間。今日及沐浴云々。

" 5 · 5 · 2 条

⑧(16)足利義氏(正義)

(1) 足利左馬頭入道正義病惱已及危急之間。爲訪之。相州令向彼第給云々。

" 6 · 11 · 16 条

⑨0(16) 北条時頼子女 → ⑤(5) 北条時頼(7)

⑨1(16) 北条長時子息

(1) 今日。武州嫡男四歲。勞赤斑瘡云々。

" 8 · 9 · 19 条

⑨2(16) 三善康連

(1) 民部大夫康連依病癆危急。辭問注所執事。子息康宗補其闕。

" 8 · 9 · 30 条

⑨3(16) 北条長時子息(宮王(義宗))

(1) 武藏國司子息宮王。聊病患云々。

正嘉 1 · 12 · 12 条

⑨4(16) 北条時基

(1) 今日。遠江七郎時基頓病。已他界之由風聞之間。名越邊物怨。但少時復本云々。

" 2 · 5 · 8 条

⑨5(16) 北条實時 → ⑩(14) 北条長時(3)

⑨6(16) 番範

(1) 弁法印審範長病已危急。是依爲顯密之碩學。殊所被賞翫也。而今日申一尅。相州禪室爲最後御對面。入御彼雪下北谷宿坊。武田七郎。(中略)工藤三郎右衛門尉光泰。同木工左衛門尉等候御共。審範於持佛堂奉謁。顯密事理之法文。重々雖令問答給。及酉尅欲令歸給之刻。禪室重被仰云。最初行攝之願。返々有憑云々。於宗門雖開大悟御。尚以結行攝之緣給。賢慮尤難量者歟。

弘長 1 · 9 · 3 条

(97) (16) 二階堂行方

(1) 和泉前司行方此間湯治之處。俄以煩中風所勞云々。

" 3 · 10 · 8 条

(98) (16) 二階堂行方

(1) 加賀前司行頼所勞危急之間。政所執事筑前三郎左衛門尉行實可致沙汰之由被仰付云々。

" 3 · 11 · 9 条

(99) (16) 宗尊親王御息所(近衛(藤原)兼經子女(宰子))

(1) 午冠。御息所俄御惱。仍人々群參之處。无殊御事云々。

文永2 · 2 · 7条

四

(三) に関する「追福記事」

番号 例 内 追 福 他 記 福			
4	3	2	1
平 清盛	平 廣常	源 賴朝生母	被追福者 源 義朝
平 宗盛	源 賴朝	源 賴朝	奉追福者 岡崎 義實
宗盛、父清盛の第二回忌景の仏事を福原に於て修す。	頼朝、廣常奉納の甲の書付を召覽し、其の謀曲無き事を知り、須く其の没後の追福を廻らすべし、と仰す。	義實、一梵宇を建立して主君義朝の没後を訪う。 頼朝、亡母の忌月に当り、土屋義清の龜谷堂に於て仏事を修す。	追福内容
" 3 · 2 · 4 条	寿永3 · 1 · 17条	治承4 · 10 · 7条 " 5 · 3 · 1条	所載年・月・日条

12	11	10	9	8	7	6	5	源 希義	琳 獄
源 頼朝の奥	源 頼朝生母	源 義朝	源 希義	父義朝及び生 母の二親以下 親族物故者	鎌田正清	源 行家	源 頼朝	源 義朝	源 希義
源 頼朝	源 頼朝	源 頼朝	源 頼朝	源 頼朝	源 頼朝	源 頼朝	源 頼朝	源 頼朝	琳 獄、希義の墓所を點じて、其の夢後を訪う。
源 頼朝	源 頼朝生母 藤原祐範	源 頼朝	源 頼朝	頼朝、弟希義の墳墓に就きて一梵宇を建立すると共 に、供養米を寄附して追福す。	希義の追福を励ますに依つて、琳獣上人を愍むべき の由、既に仰せらるる事、殊に其の旨を存すべきの 趣、請文を捧ぐ。	頼朝、父義朝追福の奉為に勝長寿院に於て万灯会を 修す。	頼朝、水菽の酬を盡すべく一伽藍を作事して、父義 朝及び其の臣正清の遺骨を南御堂の地に葬す。 頼朝、叔父行家の没後を訪い、仏事を修す。 頼朝、二親以下の尊靈得脱の奉為に、勝長寿院に於 て万灯会を行う。	文治1・8・30条 " 2・5・2条 " 1・9・3条 11条 2・7・15条	元暦2・3・27条 " 2・3・27条
〃 5・12・9条	〃 4・11・9条	〃 4・7・15条	〃 3・8・20条	〃 3・5・8条	〃 3・5・8条	〃 3・5・8条	〃 3・5・8条	文治1・8・30条 " 2・5・2条 " 1・9・3条 11条 2・7・15条	元暦2・3・27条 " 2・3・27条

19	18	17	16	15	14	13	
後白河法皇	後白河法皇	源 義朝	平氏滅亡衆等	(源 義朝子女)	一条能保室家	(源 義朝子女)	州征戦に於る 藤原泰衡・源 義経双方加担 の戦没者等
源 頼朝	源 頼朝	源 頼朝	源 頼朝	源 頼朝	源 頼朝	源 頼朝	
頼朝、奉行人並びに沙汰人をして、山内に往反する	頼朝、平氏滅亡衆等の冥福を祈る。	頼朝、勝長寿院に於て万灯会を修す。	頼朝、平氏滅亡衆等の黄泉を照らさんが為、勝長寿院に於て万灯会を修す。	頼朝の意に依り、妹能保室家の七七忌景仏事を遂げ行う。	頼朝、妹能保室家の七七忌景仏事を勤修すべく、佐々木定綱に仰せ付く。	頼朝、妹能保室家の追善仏事を南御堂に於て修す。	宥めて三有の苦果を救済すべく、鎌倉の地に平泉の二階堂を模した永福寺を建立せんとして、其の工を勅む。
" 3 . 3 . 20 条	" 3 . 3 . 19 条	" 2 . 9 . 3 条	" 1 . 7 . 15 条	" 1 . 5 . 10 条	" 1 . 5 . 3 条	建久 1 . 5 . 3 条	

29	28	27	26	25	24	23	22	21	20
三浦義明	源 義高 伊東祐親 大庭景親	後白河法皇							
源 頼朝	源 頼朝	源 頼朝	源 頼朝	源 頼朝	源 頼朝	源 頼朝	源 頼朝	源 頼朝	源 頼朝
頼朝、法皇の二七日忌景を迎へ、仏事を修す。	頼朝、法皇の三七日忌景を迎へ、仏事を修す。	頼朝、法皇の五七日忌景を迎へ、仏事を修す。	頼朝、法皇の七七日忌景を迎へ、南御堂に於て仏事を修す。	頼朝、法皇の二七日忌景を迎へ、千僧供養を勤修して冥福を奉薦す。	頼朝、曾我祐信をして其の繼子祐成・時致兄弟の夢後を訪ねしむ。	頼朝、曾我祐成・時致兄弟の夢後を訪ねしむ。	頼朝、曾我祐成・時致兄弟の夢後を訪ねしむ。	頼朝、曾我祐成・時致兄弟の夢後を訪ねしむ。	頼朝、法皇の三七日忌景を迎へ、仏事を修す。
頼朝、法皇の夢後を訪う為、三浦矢部郷内に祠堂を	頼朝、伊豆願成就院に於て如法十種供養を勤修し、以て祐親・景親等の夢後を訪わしむ。								
" 5 · 9 · 29 条	" 5 · ⑧ · 8 条	" 4 · 6 · 18 条	" 4 · 6 · 7 条	" 4 · 3 · 13 条	" 3 · 5 · 8 条	" 3 · 4 · 28 条	" 3 · 4 · 4 条	" 3 · 3 · 26 条	" 3 · 3 · 26 条

36	35 34	33 32	31	30
源 頼朝	源 三幡	源 頼朝	源 頼朝	源 義朝 鎌田正清
(北条時政子女)	(北条時政)	(北条時政)	北条政子	稻毛重成室家
佐々木經高	源 頼家	源 頼家	源 頼家	鎌田正清息女
建立せんと企図して、其地を巡検せしむ。 正清息女、父の主君義朝及び父正清の菩提を訪う為、 勝長寿院に於て如法経十種供養を修す。	頼家、父頼朝の七七忌景仏事を修す。 頼家、父頼朝の百ヶ日忌辰を迎へ、持仏堂に於て仏事 を修す。	頼家、妹三幡の初七日仏事を墳墓堂に於て修す。 頼家、父頼朝の周闌忌景を迎へ、法華堂に於て仏事 を修す。又、時政の沙汰に依り、伊豆国願成就院北 隣を仏閣に定めて阿弥陀三尊並びに不動地蔵等の形 像を安置すると共に、駿河・伊豆・相模・武藏等の 諸国中の仏寺に各々追善を修せしめ、加えて海道十 五ヶ国中には在つては、然るべき輩をして或は堂舎、 或は修善を営ましむ。	正治 1・7・6条 〃 2・1・13条	〃 10・4・23条 〃 6・8・9条 〃 5・10・25条
建仁 1・11・13条				

44	43	42	41	40	39	38	37
源 頼朝 者等	梶原景時及び 其の一類亡卒	母 源 頼朝	北条宗時	源 頼朝	源 実朝	北条時政	源 義信室家 (源 頼朝乳母比 企尼子女)
北条政子	美作国神林寺 僧徒等	源 実朝	北条政子	源 実朝	北条政子	北条政子	政子、永福寺内の多宝塔を供養して、其の子息頼家の乳母源 義信室家を追福す。
又、其の志の之く攸、聖靈照鑑せしめ給うべき趣を和字諷誦文に載せて、之を唱導に読ましむ。	時政、夢想の告あるに依り、伊豆国桑原所在の亡息宗時の墳墓堂に於て仏事を修し、其の菩提を訪う。実朝、法華堂に於て父頼朝の追善仏事を修す。実朝、法華堂に於て父頼朝の月忌仏事を修す。政子、金剛寿福寺に於て仏事を修し、以て祖父母の冥福を奉薦す。	神林寺の僧徒等、頼朝追福の奉為に、同寺内に三重塔婆の建立を企図す。	実朝、景時及び其の一類亡卒者等の怨靈を宥めんが為、法華堂に於て仏事を修す。	承元3・5・20条	元久1・5・12条	〃2・6・13条	〃2・3・14条
書写し、仏像を図絵して作善を施行す。	政子、夫君頼朝の月忌に当り、法華堂に於て妙典を	3・10・13条	3・10・13条	3・10・13条	3・10・13条	2・6・13条	2・3・14条

52	51	50	49	48	47	46	45
源 賴朝 坊門信清	源 賴朝 坊門信清	和田義盛及び 其の一類亡卒 者等	源 賴朝	和田義盛及び 其の一類亡卒 者等	源 賴朝	鷗 長明	聖徳太子
源 実朝 所(坊門(藤原))	源 実朝 信清子女	源 実朝御臺 所(坊門(藤原))	源 実朝	源 実朝	源 実朝	源 実朝	源 実朝
実朝、父頼朝の忌月に当りて仏事を修す。 実朝室家、寿福寺に於て嚴閣の奉為に盂蘭盆供を刷 う。	実朝室家、嚴閣の五七日忌を迎へ、仏事を修して追 福す。	実朝、夢想の告げあるに依り、義盛及び其の一類亡 卒者等を追福せんが為、幕府に於て仏事を修す。	実朝、父頼朝の月忌に当り、法華堂に於て仏事を修 す。	実朝、義盛及び其の一類亡卒者等の得脱の為、寿福 寺に於て仏事を修す。	実朝、義盛及び其の一類亡卒者等の得脱の為、寿福 寺に於て仏事を修す。	長明、頼朝の月忌に当り、法華堂に於て読経念誦し て追福す。	実朝、平素よりの所願として、持仏堂に於て太子の 御影像を供養す。
" 4 · 7 · 15 条	" 4 · 5 · 13 条	" 4 · 4 · 19 条	" 3 · 11 · 25 条	建保 3 · 3 · 13 条	" 3 · 12 · 3 条	建暦 1 · 10 · 13 条	" 4 · 11 · 22 条

58	57	56	55	54	53
源 実朝	源 実朝	源 実朝	源 頼朝	佐奈田義忠	伊賀朝光 (伊賀朝光子女)
北条政子	北条政子	長清	加々美(小笠原) 長清	源 実朝	伊賀光宗 伊賀光季
政子、息子実朝を追福せんが為、千日講を勤修せし めて、今日結願す。	政子、息子実朝の第三年忌景を迎へ、法華堂に於て 仏事を修して追福す。	政子、息子実朝を追福せんが為、勝長寿院の傍に一 伽藍を草創して五大尊を安置し、其の忌日を迎えて 供養の儀を執行す。	北条政子 地甲斐国に在り、而してこの堂舎に修理を加え、更 に向後、件の堂舎を御願寺として一村を寄附し、以 て故右大将家の御菩提に資せんとす。	小笠原次郎長清の年尚しく帰敬する堂舎が、其の領 地甲斐国に在り、而してこの堂舎に修理を加え、更 に向後、件の堂舎を御願寺として一村を寄附し、以 て故右大将家の御菩提に資せんとす。	北条義時、実朝の仰せを承り、証菩提寺に於て義忠 の追福を勤修す。
" 3 • 1 • 27 条	" 2 • 5 • 16 条	" 承久 1 • 12 • 27 条	" 4 • 12 • 25 条	" 4 • 8 • 24 条	" 4 • 8 • 19 条

	72	71	70	69	68	67	66	65	64	63	62	61	60	59
源 大姫														
北条政子														
北条政子、南新御堂を建立し、之を供養して息女大姫を追善す。														
政子、弟義時の初七日仏事を修す。														
義村、義時の臨時仏事を修す。														
三浦義村														
北条政子														
北条政子、弟義時の二七日仏事を修す。														
北条政子														
北条政子、弟義時の三七日仏事を修す。														
北条政子														
北条政子、弟義時の四七日仏事を修す。														
北条政子														
北条政子、弟義時の五七日仏事を修す。														
北条政子														
北条政子、弟義時の三十五日仏事を修す。														
北条政子														
北条政子、弟義時の四十九日仏事を修す。														
北条政子														
北条政子、弟義時の百ヶ日仏事を修す。														
泰時、嚴閣義時の周闌を迎えて伽藍を建立し、之を供養して追福す。														
泰時、嚴閣義時の周闌を迎えて伽藍を建立し、之を供養して追福す。														
泰時、嚴閣義時の周闌を迎えて伽藍を建立し、之を供養して追福す。														
嘉 祿 1 · 6 · 13 条	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	貞応 2 · 8 · 20 条
	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
	·	·	·	·	·	·	·	·	·	·	·	·	·	
	11	8	8	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	
	·	·	·	·	·	·	·	·	·	·	·	·	·	
	18 条	22 条	22 条	8 条	30 条	23 条	23 条	16 条	16 条	11 条	11 条	11 条	11 条	

81	80	79	78	77	76	75	74	73
北条政子	北条義時	北条政子	北条義時	北条泰時	北条泰時	北条政子	北条政子	北条政子
北条政子	北条義時	北条政子	北条義時	北条泰時	北条泰時	北条時房	北条泰時	西園寺公経室 竹御所
北条泰時	北条泰時	北条時房	北条泰時	北条泰時	北条泰時	時房、姉政子追善の為、大倉新御堂の壇内に三重宝塔を建立して、之を供養す。	泰時、伯母政子の百ヶ日仏事を修して追福す。	泰時、伯母政子の百ヶ日仏事を修して追福す。
泰時、 北条泰時	泰時、 北条泰時	北条時房	泰時、 北条泰時	泰時、 北条泰時	泰時、 北条泰時	泰時、 大慈寺塔一基を建立して、之を供養す。	泰時、 大慈寺塔一基を建立して、之を供養す。	泰時、 大慈寺塔一基を建立して、之を供養す。
泰時、 倉大慈寺の傍を點じて伽藍を建立するを治定す。	泰時、 倉大慈寺の傍を點じて伽藍を建立するを治定す。	泰時、 勝長寿院に於て、仏事を勤修して追福す。又、時房建立の塔婆を供養して追善す。						
" 3 3 4 2 条	" 3 3 ③ 29 条	" 2 2 7 11 条	" 2 2 6 14 条	" 2 2 6 13 条	" 2 2 6 22 条	" 2 2 4 4 条	" 1 1 10 22 条	" 1 1 8 27 条

90	89	88	87	86	85	84	83	82
北条泰時子女	源 実朝	北条政子	源 実朝	北条政子	北条政子	北条泰時	北条泰時	北条政子
北条泰時	北条泰時	北条政子	北条政子	北条政子	北条政子	二階堂行盛	六阿弥陀堂を供養す。	六阿弥陀堂を建立す。
六阿弥陀堂を供養す。	六阿弥陀堂を供養す。	行盛、政子追善の為に梵宇を草創し、供養を遂ぐ。						
遂ぐ。	泰時、子息時氏の墳墓堂を供養して追福す。	泰時、伯母政子の月忌に当り、南小御堂に於て恒例の追善法会を修す。						
2 10 24 条	2 10 6 条	2 9 18 条	2 7 11 条	11 26 条	10 14 条	10 14 条	7 11 条	7 11 条
					寛喜 1 10 14 条	3 10 14 条	3 7 11 条	3 7 11 条

	98	97	96	95	94	93	92	91
源 実朝								
北条政子								
北条時氏								
源 賴朝								
源 実朝								
源 賴家								
北条泰時								
後藤基綱								
北条泰時								
後藤、実朝追福の奉為に大倉堂を建立して、之を供養す。								
泰時、頼朝の忌月たるに依り、其の法花堂に参り、彼の砌に到りて、敷皮を堂下に布きて坐し、念誦に尅を移して追福す。								
政子の月忌仏事を南御堂に於て修せらる。								
藻壁門院の七七日忌仏事用途の事、諸御家人に充てられ、来る十月十日以前に京進すべきの旨、仰せ下さる。								
天福 1・7・11条 〃 1・9・28条	天福 1・7・11条 〃 1・9・28条	天福 1・7・13条	天福 1・12・27条	天福 1・12・27条	天福 1・5・18条	天福 1・5・18条	天福 1・3・7・11条	天福 1・3・7・11条

105	104	103	102	101	100	99
母尼	北条泰時室家	北条政子	北条政子	北条泰時	北条義時	竹御所
北条泰時						北条泰時
泰時、妻室母尼追福の為、山内の墳墓の近傍に一梵宇を建立して、之を供養す。	泰時、伯母政子追善の奉為に、大慈寺に於て一切經修して追福せらる。	政子の第十三回忌景に當り、南小御堂に於て仏事を修して追福せらる。	政子の菩提の奉為に、精舎供養を営まるるに就き、布施取以下の事、評議を経らる。	政子の第十三回忌景に當り、追善の奉為に、明王院の東に丈六堂を新造すべきことを沙汰せらる。又、政子の菩提の奉為に、精舎供養を営まるるに就き、布施取以下の事、評議を経らる。	泰時、嚴閣義時の第十三回忌辰を迎えて、北条に於て仏事を勤修せんが為、五月廿七日に当地へ進発し、翌六月五日に、正日を引上して追善供養の儀を遂ぐ。	泰時、竹御所の第一回忌辰を迎えて、追善の奉為に仏像を造立す。
" 3 . 12 . 13 条	" 3 . 7 . 11 条	" 3 . 6 . 11 条	" 3 . 4 . 5 条	" 3 . 3 . 10 条	" 2 . 6 . 5 条	" 2 . 7 . 18 条
					嘉禎 2 . 5 . 27 条	文暦 2 . 5 . 27 条

松殿(藤原)師家

泰時、去年第十三回忌景を迎えた。伯母政子の恩徳に奉報して、其の聖靈を追福せんが為、既に鎌倉に於て書功を終えらるる故の一切經五千餘巻を、件の月忌に相当する当日に、園城寺は唐院の靈場に奉納す。

泰時、弔使を派して松殿の遺跡を訪わしめ、以て其の尊靈を追善す。

泰時、伯母政子の得脱の為、作善を積まる事、年々歳々未だ緩らず。中に就き、彼の法華堂の近傍に於て温室を建設して薪等に就きての雜掌人を結番せしめ、毎月六斎日に僧徒を浴せしむべき由沙汰すと共に、後日の退転を誠めて置文を記定す。

泰時、基行の初七日忌景に当り、評定衆等を相具して法華堂に参り、仏事を修して追善を励ます。凡そ、向後評定衆以下公事に携はる輩の没後に於ては、必ず追善を励ますべきの由、衆談に及ぶ。

泰時の周闈を迎へ、山内栗船御堂に於て仏事を勤修せられ、幽儀存生の時、殊に信心を抽んじた曼荼羅供の儀が執り行われる。

後鳥羽院	九条頼経	院の御震筆を彫りたる形木を以て、法華經百部を摺 写し、仍つて今日、其の供養を遂ぐ。	2・6・4条
北条泰時	九条頼経	泰時の第三回忌辰を迎へ、仏事を勤修して追福せら る。	2・6・15条
後鳥羽院	九条頼経	頼経、院御追福の奉為に、摺写法華經を持仏堂に於 て誦み始め奉らしむ。	2・9・15条
後鳥羽院	九条頼経	院御追福の奉為に、法華五種の妙行を勤修せらる。	3・6・3条
西園寺公経	九条頼経	院の御菩提を訪い奉る為、金泥法華經五種行を供養 せらる。	3・6・10条
源 頼朝	九条頼経	頼経、公経の周闈を迎へ、御追善の為、八口僧を久 遠寿量院に囁請して八講を行わしむ。	1・9・29条
北条経時	九条頼経	頼朝を追福すべく恒例の仏事を法華堂に於て勤修せ らる。	4・10・13条
後鳥羽院	九条頼経	経時の周闈を迎へて、彼の墳墓の梵宇供養を遂げら る。	1・3・20条
119	118	117	116
115	114	113	112
111			

126	125	124	123	122	121	120
源 賴朝	藤原泰衡	源 義経	源 義経	北条經時	北条時頼	北条時頼
佐那田義忠	小山朝政	源 賴朝	源 賴朝	北条義時	北条時頼	北条重時
源 賴朝	小山長村	北条重時	北条重時	北条時頼	北条時頼	北条重時
佐那田義忠	重時並びに時頼、往時、賴朝に依り、義忠の菩提を資けんが為、山内に証菩提寺を建立し、之を供養せしが、爾後、雨露に相侵され來たりて、破損荒廃せし當寺を修補改作して、土木の功を成すべき由、仰せ出す。	重時・時頼等、賴朝の法華堂並びに義時の墳墓堂等に参り、恒例の仏事を勤修し、更に副供養の經巻等あり。	重時、賴朝の月忌を迎へ、法華堂に於て恒例の仏事を修すると共に、尚、別供養等の事をも営む。	長村、祖父朝政の第十三回忌辰を迎へ、正日より一日奉き上げて、本日、堂供養の作善を勤修す。	重時・時頼等、賴朝の法華堂並びに義時の墳墓堂等に参り、恒例の仏事を勤修し、更に副供養の經巻等あり。	重時・時頼等、賴朝の法華堂並びに義時の墳墓堂等に参り、恒例の仏事を勤修し、更に副供養の經巻等あり。
" 2 · 4 · 16 条	" 2 · 3 · 28 条	建長2 · 3 · 13 条	" 2 · ⑫ · 13 条	" 2 · 3 · 29 条	" 2 · 2 · 5 条	" 1 · 9 · 13 条

132	131	130	129	128
北条泰時	源 賴朝	源 実朝	源 賴朝	源 賴朝
北条政子	北条義時	北条政子	北条時頼	北条重時
北条氏一門	源 賴朝	安達義景	安達泰盛	北条時頼
北条政子	源 賴家	源 実朝	源 賴朝	源 実朝
北条氏一門	源 実朝	源 賴朝	源 賴朝	源 実朝
北条泰時	北条時頼	北条時頼	北条時頼	北条時頼
誠訪盛重	北条時頼	北条時頼	北条時頼	北条時頼
重時・時頼、頼朝・実朝・政子・義時等の御墳墓の堂々を巡礼して、其の各尊靈を追福す。	重時・時頼、頼朝・実朝・政子・義時等の御墳墓の堂々を巡礼して、其の各尊靈を追福す。	重時・時頼、頼朝・実朝・政子・義時等の御墳墓の堂々を巡礼して、其の各尊靈を追福す。	重時・時頼、頼朝・実朝・政子・義時等の御墳墓の堂々を巡礼して、其の各尊靈を追福す。	重時・時頼、政子の御本尊仏たる白檀の釈迦像を供養し、以て其の尊靈を追福す。
盛重、泰時追福の奉為に、山内に一堂を建立して、三代の上将、政子並びに北条一門の過去、さては数輩の夢後を訪うこと存す。	建長寺を完成して之を供養す。この事に就き、丈六の地蔵菩薩を以て中尊と為し、又、同像千体を安置す。更に又、一日の内に五部の大乗經を書写して、之を供養す。斯かる作善の旨趣は、上は皇帝の万歳、將軍家及び重臣の千秋、天下の太平を祈願し、下は三代の上将、政子並びに北条一門の過去、さては数輩の夢後を訪うこと存す。	泰盛、嚴閣義景の百ヶ日忌景仏事を甘繩旧宅に於て勤修せらる。	頼朝の周闌を迎へ、其の法華堂に於て恒例の仏事を勤修せらる。	時頼、政子の御本尊仏たる白檀の釈迦像を供養し、以て其の尊靈を追福す。
" 5 . 11 . 29 条	" 5 . 11 . 25 条	" 5 . 9 . 14 条	" 4 . 1 . 13 条	" 2 . 7 . 15 条

139	138	137	136	135	134	133
北条經時	《矢部禪尼へ禪阿》	北条泰時	矢部禪尼(三浦義村女。北条泰時室家)	北条時頬	安達泰盛	後白河法皇
北条經時	(三浦義村子女《矢部禪尼へ禪阿》)	北条泰時	北条時頬	安達義景	一条能保	一条能保
北条經時	北条泰時室家	北条時頬	矢部禪尼(三浦義村女。北条泰時室家)	北条時頬	泰盛	泰盛、嚴閻義景の周闌忌辰を迎へ、其の追福の為、塔婆を建立して真言の供養を遂ぐ。
北条經時	北条泰時室家	北条時頬	北条時頬	北条時頬	泰時	泰時の第十三回忌景を迎へ、其の追福の為、墳墓青船の御塔を真言供養せらる。
北条經時	北条泰時室家	北条時頬	時頬、祖母矢部禪尼の冥福を修して、一切經を供養す。	時頬、舍兄經時の第三回忌景を迎へ、追福の為に最明寺に於て七ヶ日の五種行を始行す。	時頬	泰盛、嚴閻義景の周闌忌辰を迎へ、其の追福の為、塔婆を建立して真言の供養を遂ぐ。
北条經時	北条泰時室家	北条時頬	時頬、祖母矢部禪尼の冥福を修して、一切經を供養す。	時頬、舍兄經時の第三回忌景を迎へ、追福の為に最明寺に於て七ヶ日の五種行を始行す。	時頬	泰時の第十三回忌景を迎へ、其の追福の為、墳墓青船の御塔を真言供養せらる。
北条經時	北条泰時室家	北条時頬	時頬、祖母矢部禪尼の冥福を修して、一切經を供養す。	時頬、舍兄經時の第三回忌景を迎へ、追福の為に最明寺に於て七ヶ日の五種行を始行す。	時頬	泰時の第十三回忌景を迎へ、其の追福の為、墳墓青船の御塔を真言供養せらる。
139	138	137	136	135	134	133
ノ 2 ・ 3 ・ 23 条	ノ 2 ・ 3 ・ 20 条	正嘉 2 ・ 2 ・ 13 条	ノ 8 ・ 7 ・ 6 条	ノ 6 ・ 6 ・ 15 条	ノ 6 ・ 6 ・ 3 条	ノ 5 ・ 11 ・ 29 条

之を供養す。

故能保、院の御追福の奉為に、甲辰の日に小堂を供養せり。

安達義景

安達泰盛

後白河法皇

一条能保

故能保、院の御追福の奉為に、甲辰の日に小堂を供養せり。

泰盛、嚴閻義景の周闌忌辰を迎へ、其の追福の為、塔婆を建立して真言の供養を遂ぐ。

北条泰時

矢部禪尼(三浦義村女。北条泰時室家)

北条時頬

時頬、祖母矢部禪尼の冥福を修して、一切經を供養す。

ノ
8
・
7
・
6
条

ノ
6
・
6
・
15
条

ノ
6
・
6
・
3
条

ノ
5
・
11
・
29
条

146	145	144	143	142	141	140
北条時頼	(北条長時 北条重時)	安達義景	北条長時	北条時頼	宗尊親王	安達景盛
						松下禪尼
弘長3・10・26条	文永1・5・10条	文永2・5・3条	" 3・11・24条	" 2・6・3条	" 2・8・13条	" 2・8・13条
時頼の第三回忌辰に當り、追福の為、山内に於て仏事を勤修せらる。	長時の周闌を迎へ、追善の為、仏事を勤修せらる。又、重時の夢後追福の為、一日の内に頓写開題せらるる攸の、五部の大乗經を供養せらる。	義景の第十三回忌景を迎へ、追福の為、無量寿院に於て朔日より三日間、或は十種供養、或は一切經供養を勤修せられ、又、正日たる三日には多宝塔一基を供養せらる。	長時の忌景に當り、泉谷に新造の堂に於て、仏事を勤修せらる。	宗尊、時頼の疾病卒去に依り、哀傷十首の御詠歌を獻呈して、其の靈を慰む。	重時の第三回忌辰を迎へ、追福の為、極樂寺に於て仏事を勤修せらる。	時頼の第三回忌辰を迎へ、追福の為、極樂寺に於て仏事を勤修す。
" 2・10・25条	" 2・8・13条	" 2・6・3条	" 3・11・24条	" 2・8・13条	" 2・8・13条	" 2・8・13条

先ず、先掲「死没記事」に依り、死没者三九一名の各死没条にみる記載の有り様に基づき、各々の死没の因由・事情、乃至契機が如何様なものであるかを整理分類して、類別毎の該当事例数の多い順次に随つて列記することから始めよう。

- 一、死没……(49)(50)(53)(57)(65)(77)(80)(81)(82)(99)(100)(101)(103)(104)(110)(112)(113)(114)(133)(134)(135)(143)(144)(145)(147)(148)(150)(151)
- (152)(153)(168)(173)(178)(179)(180)(181)(182)(185)(186)(187)(197)(198)(225)(226)(228)(231)(234)(242)(243)(244)(245)(246)(247)(248)(250)(252)
- (253)(254)(257)(258)(259)(262)(263)(264)(265)(267)(268)(269)(270)(271)(272)(274)(275)(276)(277)(278)(280)(281)(282)(283)(284)(287)(288)(289)
- (290)(291)(292)(293)(294)(296)(297)(298)(300)(301)(302)(303)(303)(323)(324)(325)(326)(327)(328)(329)(331)(332)(333)(334)(335)(336)(337)(338)(339)
- (340)(341)(342)(343)(344)(346)(348)(350)(351)(352)(353)(354)(355)(356)(357)(358)(359)(360)(363)(364)(365)(366)(367)(368)(369)(370)(371)(373)
- (374)(375)(376)(377)(378)(379)(380)(382)(383)(384)(385)(386)(387)(388)(389)(390)の一五六例

- 二、誅戮……(4)(6)(7)(8)(9)(13)(14)(16)(17)(22)(23)(24)(25)(26)(27)(28)(29)(30)(31)(32)(33)(42)(43)(44)(45)(46)(47)(51)
- (52)(60)(69)(70)(71)(74)(75)(76)(78)(84)(87)(89)(90)(91)(92)(93)(94)(95)(96)(97)(105)(106)(107)(108)(109)(111)(115)(116)
- (117)(126)(127)(128)(129)(131)(132)(137)(138)(139)(140)(141)(142)(164)(165)(166)(167)(170)(171)(174)(184)(199)(201)(209)(212)(213)(214)(215)
- (216)(217)(218)(219)(220)(221)(222)(224)(235)(238)(231)(321)(322)(362)の九七例

- 三、自戮……(2)(3)(5)(19)(21)(54)(58)(66)(88)(118)(119)(120)(121)(122)(123)(124)(130)(136)(159)(160)(161)(162)(163)(172)(188)(190)(192)(193)
- (194)(195)(196)(199)(200)(202)(211)(236)(305)(306)(307)(308)(309)(310)(311)(312)(313)(314)(315)(316)(317)(318)(319)(320)の五三例

四、病没……(11)(12)(20)(61)(62)(73)(79)(98)(155)(156)(157)(169)(175)(176)(183)(227)(229)(230)(232)(233)(239)(240)(241)(249)(251)(255)(260)(261)

(266)(273)(286)(299)(304)(330)(345)(347)(349)(372)(391)の三九例

(266)(273)(286)(299)(304)(330)(345)(347)(349)(372)(391)の一八例

五、殺戮……(1)(10)(59)(64)(67)(68)(72)(83)(85)(86)(102)(146)(149)(189)(191)(237)(295)(361)の九例

六、入水……(34)(35)(36)(37)(38)(39)(40)(41)(223)の九例

七、頓滅……(15)(18)(48)(63)(154)(177)(381)の七例

八、溺死……(203)(204)(205)(206)(207)(208)の六例

九、疾病頓滅……(279)(285)の一例

一〇、断食……(55)の一例

一一、抛擲……(56)の一例

一二、焼死……(125)の一例

一三、依流矢亡命……(158)の一例

一四、頓滅蘇生……(256)の一例

これら一～一四に類別される死没者事例の合計数が、先記した三九一事例よりも一名多い三九二事例となつてているのは、(199)伊賀光季が、当死没条では「誅戮」されたことになつていて、次の(200)伊賀光綱の死没条では、其の子息光綱と共に自害、即ち「自戮」したとされているように、件の(199)伊賀光季の事例をば、二の「誅戮」、三の「自戮」

双方の類別に各々所属せしめたことに由因するのである。

扱、右記一～一四の類別中、最多の事例数を有するのは「死没」であるが、この「死没」とは、某人物の死没条に、件の某人物が、自らの意思や、他者からの加害に因る致死、或いは、「溺死」や「焼死」等という災厄・厄難に因る致死でもなく、飽く迄も、在るが儘の自然の状態で、徐々に心身共に衰弱し、軽て最期を迎えるといった死去を謂うのである。従つて件の死没条には、病癪に冒されたことに就いての記載は全く見られないのである。併し乍ら、実際の攸、「死没」事例の中には、疾病に因つて致死した場合もかなり多く含まれているのではないか、と考えられよう。否、寧ろ、然様に想定する方が自然で、事の真相により近いと思われるるのである。

処で、此の「死没」に次いで多くの事例数を有するのは、「誅戮」である。此の「誅戮」なる類別は、某人物の死没条中に、「誅」なる文字が記されている外、「梶首」や「梶」なる文字表現が多見される。此れば、『吾妻鏡』に叙述されている体制側、即ち鎌倉府及びそれに連繫する側の立場・地位に在る者(A)と、之と対蹠的な非体制側の立場・地位に在る者(B)との相対的関係に於いて、或いは、門地・地位・身分・階層間の、更に或いは、主従間の尊(a)卑(b)、上(a)下(b)の相対的関係に於いて、B・b・b側に属する者(乙者)の、A・a・a側に属する者(甲者)への反逆・不服従、乃至不従順な挙動や行為に対し、之を甲者が罪惡の觀念を以て捉え、甲者が乙者を責め咎めて討伐する意味を籠めて「誅」なる文字表現が専用されると共に、之に連関して「梶首」や「梶」なる文字表現も多用されるに至つている事情や経緯を念慮することに依つて能く得心しうる事柄と言えよう。

凡そ、一～一四に類別される「死没」事例に在つて、他者に依り殺害された者の事例中、一三の「依流矢亡命」(一例)と、上述の「誅戮」(九七例)とを除いた事例が、五の「殺戮」ということになるのである。而して此の「殺戮」の

事例(一八例)中、(10)の一事例(傍線付)のみに「梶首」を表わす、「首」を「懸獄門之樹」という文字表現が見られるが、稿者は、此の事例を敢えて「誅戮」に所属せしめずに、「殺戮」に所属せしめたのは、件の事例の死没者、即ち「梶首」された者が河内は石川源氏の源義基であり、之を捕らえて「梶首」せしめたのは、外ならず、平氏一門であつて、此の源義基が反平氏の姿勢乃至は行動を顕わにした点に於いて、折りしも、平氏一門討伐に蹶起した源頼朝と共同歩調を取つて其の活動を開いた人物と見做し得ることに因るものである。

其の他の類別として事例少數ではあるが、六の「入水」、七の「頓滅」、八の「溺死」などがある。此の内、「入水」九例のうち八例迄は、壇ノ浦に於ける平氏滅亡時の光景を叙した条に、残る一例は、承久事変後に、其の争乱を惹起せしめた責任を問われた、敗者側の京方摺紳貴族の一人の最期を叙した条に各々見られるのである。

そこで次に、上述した死没者の類例中、多くの事例を有する一の「死没」より四の「病没」迄の内、他者に依つて殺害される二の「誅戮」事例と、己の意思に依つて致死するに至る三の「自戮」事例とを除き、飽く迄も在るが儘の自然の状態で、徐々に心身共に衰弱し、軀て致死するに至る一の「死没」事例と、病痾に冒されることに依つて致死するに至る四の「病没」事例とに就いて、各々その内実を氏族別に眺めてみると、一の「死没」一五六事例中に在つて、五事例以上存する氏族を、事例数の優越順に挙示すれば、

藤原氏	(77)	(152)	(153)	(178)	(187)	(231)	(244)	(246)	(258)	(259)	(263)	(267)	(277)	(280)	(281)	(287)	(297)	(331)	(351)	(353)	(359)	(380)	の一二三事例	
北条氏	(81)	(134)	(179)	(234)	(242)	(247)	(250)	(270)	(294)	(301)	(302)	(303)	(328)	(332)	(335)	(346)	(354)	(367)	(374)	(378)	(383)	(386)	の一二三事例	
皇族	(151)	(173)	(180)	(253)	(257)	(271)	(283)	(327)	(334)	(350)	(355)	(364)												一二事例

源氏………(50)(99)(112)(133)(252)(262)(343)(357)の八事例

二階堂氏………(197)(272)(291)(339)(375)(382)(389)の七事例

大江氏………(168)(269)(292)(340)(377)(379)の六事例

三善氏………(226)(275)(296)(352)(360)(385)の六事例

となり、藤原氏が二三事例で最も多く、以下、北条氏(二二事例)→皇族(一一事例)→源氏(八事例)→二階堂氏(七事例)→大江・三善両氏(両氏共に六事例)の順になつていること。又、四の「病没」三九事例に在つて、之と上記一の「死没」事例とを併せて五事例以上有する氏族中、四の「病没」事例を多有する氏族と其の事例数とを事例数の優越順に列記すれば、次の如くなる。

北条氏………(98)(175)(230)(249)(251)(286)(299)(304)(347)(372)の一〇事例

藤原氏………(232)(241)(255)(330)(349)(391)の六事例

源氏………(73)(155)(260)の三事例

皇族………(79)(227)の二事例

大江氏………(233)の一事例

之に依つて四の「病没」事例数の点では、上に触れた如く一の「死没」事例では僅少差乍ら、藤原氏より下廻つていた北条氏が、其の藤原氏の外、源氏・皇族・大江氏以下の諸多の氏族中には在つて最も卓越していることを知りうる。

又、其等「死没」「病没」両事例の各々を性別の面から観る(表二参稽)も、件の北条氏の場合は、男性事例に在つては如

何というに、一の「死没」事例の点では、藤原氏の一五事例に次ぐ一四事例で第二位に着けており、四の「病没」事例の点では、北条氏が六事例、藤原氏が四事例というように、逆に北条氏の方が藤原氏及び其れ以外の諸氏族よりも勝つっている。更に女性事例(先掲傍線)^{付事例}に在つては如何というに、北条氏は、一の「死没」事例では藤原氏と同数の八事例で、藤原氏と共に首位を占め、四の「病没」事例では北条氏が四事例、藤原氏が二事例、源氏が二事例というように、北条氏が藤原氏以下諸多の氏族に比して、仮令、僅少差とはいへ、最も卓絶していることを実証的に明らかめうるのである。

尚、各氏族中、特に多年に亘つて多くの分岐・分流氏族を簇出し、多種の姓氏を輩出した藤原・源両氏の系譜的取扱いとしては、茲では一応、其の範囲を左記の如く限定してあることを断つておく。之は、後述する攸に就いても同断である。

藤原氏の範囲：○摂家相続孫　○九条右丞相師輔公九男太政大臣公季公孫　○京極摂政師実公二男家忠公舍弟経
実忠教等卿孫　○法成寺関白道長公二男堀河右大臣頼宗公孫　○法成寺関白道長公六男權大納言
長家卿孫　○法興院摂政兼家公一男中関白道隆公孫　○内舍人良門二男内大臣高藤孫　○内大臣
高藤七代孫大蔵卿為房二男按察使顯隆孫　○内大臣高藤四代大宰帥為輔三男惟孝并説孝等孫迄と
し、左大臣魚名公五男藤成卿孫たる奥羽の首魁藤原秀衡は、其の範囲外としてある。

源氏の範囲：○義家長子義親并二男義国流　○義家五男為義嫡男義朝流　○頼義次男賀茂二郎義綱三郎義光流

其れば扱置、「死没」事例(99)～(153)の五五事例存する卷一六正治元年六月三十日条より卷一九建暦元年十一月四日条

表二

氏族	「死没」事例	性別		「病没」事例	性別		「死没」「病没」両事例合計
		男	女		男	女	
藤原	23	15	8	6	4	2	29
北条	22	14	8	10	6	4	32
皇族	12	5	7	2	2	0	14
源	8	7	1	3	1	2	11
二階堂	7	7	0	0	0	0	7
大江	6	5	1	1	1	0	7
三善	6	6	0	0	0	0	6
其の他	55	52	3	13	11	2	68
不詳	17	13	4	4	3	1	21
合計	156	124	32	39	28	11	195

迄の約一二年五ヶ月間には、「病没」が全く所見されず、又、「死没」事例(350)～(390)の四一事例存する卷四六建長八年十月二日条より卷五二文永三年一月七日条迄の約七年七ヶ月間(其の間、弘長二年・文永元年兩記は闕逸)には、「病没」事例が僅か(372)(391)の二事例しか所見されぬというよう、「死没」「病没」両事例双方の存在分布の有り様には、顕著な偏倚性が認められ、これは、卷一六・一七が頼家將軍記、卷一八・一九が実朝將軍記、而して卷四六～卷五一が宗尊親王將軍記に各々配当されていることと密接な係わり合いを有すると認められる点で、留意されてよいことであろう。

続いて「死没」者三九一名の各死没条に於ける当該死没者の死没時に於ける年齢と、死没の刻限とが、より能く——徹底して——記載されているのは、一体如何なる氏族であるかを専しく述べてみよう。

先ず、「年齢」記載に就いてみると、死没者の、其の死没条に見る死没時の年齢記載は、最年長者たる九一歳の(243)網戸尼以下、最年少者たる四歳の(68)源 義経息女迄の一五事例(後述の如く、此の中には、年と記載されているのみで、具体的な数字が記載されていない事例も含まれている。)存するが、一氏族当り五事例以上みられる氏族を、事例数の優越する順に挙げれば左記の如くなる。

北条氏……(81)(134)(175)(230)(234)(237)(249)(251)(286)(294)(299)(301)(304)(328)(372)(378)(383)の十七事例

藤原氏……(77)(187)(221)(222)(231)(232)(244)(246)(255)(258)(265)(267)(281)(287)(297)(330)の十六事例

源氏(25)(50)(66)(68)(73)(90)(99)(133)(252)(260)(262)(343)(357)の一三事例

皇族……(34)(79)(173)(227)(253)(271)(283)の七事例

一階堂氏……(197)(272)(291)(339)(382)(389)の六事例

三善氏………(226)(275)(296)(352)(360)(385)の六事例

大江氏(168)(233)(340)(377)(379)の五事例

之に依つて、此の「年齢」記載事例は、北条氏が僅少差乍ら最も多く、以下、藤原氏(一六事例)→源氏(一三事例)→皇族(七事例)→二階堂・三善両氏(上記両氏は共に六事例)→大江氏(五事例)と続いていることが分かる。又、此の「年齢」記載事例をば、一〇年間一単位とする年代別に分類整理して挙示すれば、大凡、次の如くなる。

九〇歳台………(243)の一事例

八〇歳台……(63)(103)(110)(226)(240)(272)(273)(337)(341)(348)(358)(376)の一三事例

七〇歳台……(55)(100)(175)(181)(233)(246)(255)(262)(268)(275)(290)(297)(339)(345)(356)(357)(369)(370)の一八事例

六〇歳台……(65)(79)(143)(148)(163)(230)(234)(281)(283)(286)(293)(329)(330)(352)(372)(381)(384)(387)(390)の一九事例

五〇歳台……(50)(77)(156)(197)(228)(231)(264)(287)(288)(296)(299)(325)(328)(344)(360)(371)(378)(385)(389)の一九事例

四〇歳台……(73)(81)(162)(173)(221)(222)(264)(288)(296)(299)(325)(328)(344)(360)(371)(378)(385)(389)の一九事例

三〇歳台……(25)(66)(70)(167)(187)(244)(253)(260)(294)(301)(382)(383)の一三事例

二〇歳台……(62)(67)(133)(136)(232)(245)(249)(251)(258)(323)(373)の一三事例

一〇歳台……(99)(134)(237)(265)(267)(300)(304)の七事例

一〇歳未満……(34)(68)(157)(168)(271)の五事例

年齢不詳……(90)(177)(198)(266)(276)(343)(377)(379)の八事例

此の死没者年代別記載事例数の面からも、死没者の人口構成乃至人口動態の自然な様相が略々反映されていることを看取しえよう。

次に、某死没者の死没条にみる死没刻限に就いての記載を四事例以上有する氏族を、其の記載事例の多い順に挙げれば、左記の如くなる。

北条氏……(134)(175)(230)(234)(237)(249)(251)(286)(303)(304)(332)(372)(383)の一三事例

藤原氏……(231)(255)(258)(259)(263)(277)(330)(331)の八事例

源氏……(73)(99)(260)(357)の四事例

皇族……(79)(173)(227)(257)の四事例

三浦氏……(210)(247)(250)(285)の四事例

其の他……(65)(83)(137)(138)(139)(140)(141)(147)(168)(177)(181)(185)(191)(193)(196)(197)(199)(225)(226)(239)(245)(248)(256)(266)(268)(288)(289)(293)

(300)(338)(341)(356)(366)(370)(376)(377)(384)の三七事例

不詳……(169)(183)(194)(195)(198)(235)の六事例

之に依つて、此の「刻限」記載事例は、北条氏が最も多く、以下、藤原氏(八事例)→源氏・皇族・三浦三氏(上記三氏族は共に四事例)と続いていること。それに、此の「刻限」記載事例も、上に触れた「年齢」記載事例と同様に、諸多の氏族中、北条氏が最も卓越していることを明らかにしうるのである。

処で、是迄問題にして来た死没記事には、イ、某人物に依る、或る死没者への哀傷悲歎の情、憐愍の情、或いは悲憤の想念、悔恨の情念、氣色の好悪、抔々といった諸種多様な心象心意が綴られている條が多見され、又、ロ、一種獨得の記載形式や文字表現が認められるが、茲では、上記のイ、ロに就いて順次述べて置こう。

イに就いて……某人物とは、A、源 賴朝 B、北条政子 C、源 大姫 D、源 実朝 E、北条泰時

F、北条時頼の六名である。Aに關して、①(20)日慧に「武衛御哀傷の餘り、みづからその荼毘所に向はしめたまふ。」とあり、②(22)伊東祐清に「武衛かつは歎き、かつは感じたまふ。よつて伊東九郎祐親が子を召し、父入道その過これ重しといへども、なほ宥め沙汰あらんと欲するのところ、自殺せしめをはんぬ。後悔贖を食ふに益なし。いはんや汝に勞

あるにおいてをや。もつとも抽賞せらるべきの旨仰せらる。」とあり、③(24)平 広常に「謀曲を存ぜざるの條、すでにもつて露顯するの間、誅罰を加へらるる事、御後悔に及ぶといへども、今においては益なし。すべからく没後の追福を廻らさるべし。」とあり、④(50)武田信義に「子息忠頼が反逆によつて御氣色を蒙り、」云々とあり、⑤(55)平 盛国に「日夜無言し、常に法華經に向ふ。しかるにこの間斷食し、今日つひにもつて歸泉す。二品これを聞かしめたまひ、心中もつとも恥づべきの由、仰せらると云々。」とあり、⑥(57)菅原安能に「一品しきりに憤り申さしめたまふのところ、「云々とあり、⑦(60)河越重頼に「遺跡を憐愍せしめたまふの間、武藏國河越庄においては、後家の尼に賜ふのところ、「云々とあり、⑧(65)平 時忠に「智臣の譽あるによつて、先帝の朝、平家在世の時、諸事を輔佐す。當時といへども朝廷のために惜しむべきかの由、二品仰せらる。」とあり、⑨(73)一条(藤原)能保室家(源 義朝子女)に「二位家殊に歎息したまふ。」とあり、⑩(77)藤原実定に「幕下殊に歎息したまふ。關東に由緒ありて、日來これを重んぜらるるところなり。」とあり、⑪(79)後白河法皇に「幕下御悲歎の至り、丹府肝膽を碎く。これすなはち合體の儀を添うし、君臣の禮を重んぜらるるによつてなりと云々。」とあり、⑫(80)成里に「多年の功あり。よつて御氣色快然、すこぶる御家人と勝劣なし。しかるに去夏の比他界す。殊に御歎息、」云々とあり、⑬(82)平 信時に「日來殊に憐愍せしめたまふ。今さらに御哀傷と云々。」とあり、⑭(88)律師に「將軍家はなはだ悔い歎かしめたまふ。」とあり、そして⑮(90)安田義資に「女の事によつて鼻首せらる。(中略)その父遠江守義定、件の縁坐に就きて御氣色を蒙ると云々。」とある。次にBに関して、①(27)源 義高に「姫公すでに漏れ聞かしめたまひ、愁歎の餘りに漿水を斷たしめたまふ。理運といひつべし。御臺所またかの御心中を察するによつて、御哀傷殊にはなはだし。」とあり、②(99)源 三幡に「尼御

臺所の御歎息、諸人の傷嗟、これを記すに遑あらず。」とある。次にCに関して、①(27)源 義高に「姫公すでに漏れ聞かしめたまひ、愁歎の餘りに漿水を斷たしめたまふ。」云々とある。次にDに関して、①(17)重慶に「戮誅を加ふること、楚忽の議^(儀)、罪業の因たるの由、はなはだ御歎息と云々。」とある。次にEに関して、①(22)藤原光親に「加古坂において梶首しをはんぬ。(中略)しきりに君を正慮に匡したてまつるのところ、諫議の趣すこぶる歎慮を背くの間、進退これ谷まるといへども、追討の宣旨を書き下すと。(中略)その諷諫し申す状數十通、仙洞に残り留まる。後日披露するの時、武州後悔丹府を悩ますと云々。」とあり、②(274)坂上明定に「故左衛門尉坂上明定が子息左衛門尉明胤、亡父の遺跡を領掌する事、相違あるべからざるの由、嚴旨を含む。(中略)父これを譲りて死去す。明定名人たるによつて、左京兆しきりに遺孤を憐愍したまふと云々。」とある。最後にFに関して、①(37)審範に「女房帥局、審範臨終正念の由、相州禪室に申すのところ、哀傷の中の御悦びたるの由、感じ仰せらると云々。」とある。

斯くして、「某人物」たるA～Fの六名に関する諸事例の梗概を挙示し來たつたが、其の「某人物」の氏族としての内訳を検するに、ACDの三名が源氏であり、BEFの三名が北条氏である。従つて、「某人物」の員数の点では、源・北条両氏は共に同数であつて、此等両氏族は、件の「某人物」の員数の面では他余の諸氏族よりも卓越していることを指摘しうる。又、其等A～Fの「某人物」六名の中に在つても、Aの源 賴朝に関する事例が特段に多いことに注目すべきである。此が、賴朝將軍記の記載内容をして他余の將軍記のそれよりも尚一層、情趣に富み、精彩あるものならしめている一因と見做し得るのである。

口に就いて……^(a) 某死没者の死没条に、当該死没者の祖父乃至其れ以上の直系尊属者に及ぶ系譜が記載されている

者は、(75)佐々木定重(宇多源氏)、(112)源 義重(清和源氏^(義家))、(254)觀基(清和源氏^(満仲息男頼光流))、(369)頼兼(村上源氏)、(370)審範(藤原氏^(南家武智麿四男參))の五名であり、此の内、(75)(112)(254)(369)の四名が源氏、(370)の一名が藤原氏に各々出自することになる。之に依り、(a)傍線者には、源氏出自者及び僧籍者(254)(369)(370)の三名の多さが目立つ。其れも、其等五名の中、藤原氏に出自する(370)審範とて、其の祖父範智の令妹が、源氏の棟梁源 頼朝の生母に他ならず、審範の父明季と源頼朝が従兄弟同士の近親者たることを介意するならば、尚更のことである。斯うして茲に取り上げてある(a)傍線者は、源氏に出自する者か、或いは、然うではないにしても、源氏に親しい系譜を負う者と言ひ得よう。又、(b)某死没者の死没条に、当該死没者に係わる任官、叙位の双方、或いは其等の一方が、記載されている者は、(15)城 資永、(25)源 義仲、(51)源 行家、(52)源 光家、(61)藤原秀衡、(66)源 義経、(70)藤原泰衡、(75)佐々木定重、(81)北条時定、(90)安田義資、(92)安田義定、(158)土屋義清、(17)伊賀朝光、(254)觀基(僧官・職)、(324)安達景盛、(369)頼兼(僧官・職)、そして(370)審範(僧官・職)の十七名である。此等十七名の(b)傍線者と、上述の(a)傍線者とが重なるのは、(75)(254)(369)(370)の四名である。又、其等十七名の(b)傍線者に在つて、(254)(369)(370)の僧籍者二名と(70)(81)(158)の三名の、都合六名を除く十一名が皆、従五位下以上の位階を有する者であることは、注意して置いて宜しかろう。又、斯うした十七名の(b)傍線者の内、(15)(25)(51)(52)(61)(66)(70)(75)(90)(92)(158)の十一名は、鎌倉府及び其れに連繫する、謂わば、体制側の立場・地位に在る者から、此れとは対蹠的な、謂わば、非体制側の立場・地位に在る者と認定され、然うした体制側に在る者に依つて圧力・圧迫を加えられる中で頓滅したり、病没したり、或いは、攻撃を仕掛けられて、「依_二流矢_一亡命」したり、自戮に追い込まれたり、果ては捕縛されて誅戮(時と場合に依つては梶首)の憂き日を見た者達である。

之を以て觀るに、此の(b)傍線者は、体制側から圧伏されて非業の死を遂げるに至ると謂う、實に慘痛過酷な末路を辿る反体制側の立場・地位に在った者達が、其の大半を占めて居ることを知るのである。斯うしてみると、此の(b)傍線者の記載には、然うした不幸不遇の生涯を終えた人達をば、慰恤せんとする意図、尚言えども、魂鎮めをせんとする意図が籠められているとも解し得よう。

次に、某死没者の死没条にみる、特色ある文字表現として、(62)千手前に「人々所惜也」、(81)北条時定に「人々所惜也」、(262)里見義成に「親疎莫不惜之」、(298)三条局に「人以莫不惜之」、(299)名越(北条)朝時に「公私莫不惜之」とある五事例の傍線部分の文字表現を挙げて置こう。而して此等五名は、皆、打揃つて讀歎されているので、当然のこととして、其處には、「誅戮」「殺戮」「自戮」杯と謂つた言辭は見られず、總て在るが儘の自然の状態で、徐々に心身共に衰弱し、軀て最期を迎えると謂う「死没」として記載されているのである。

六

次に、某死没者と、其の死没者への弔問使者との係わり合いを示す記事に就いて述べてみよう。先ず、然うしたことと纏めて示す表二を掲げて置く。

通・列・掌・書・考	死 没 者	死没者への弔問使者 <small>(傍線付記 者使者名)</small>	所 載 条
1(20) 日慧	帥公日慧入滅す。 武衛 御哀傷の餘り、御躬親ら其の <small>(源 賴朝)</small>		養和1・12・11条

表三

2(73)●	一条(藤原)能保室家 (源 義朝子女)	茶毘所へ向はしめ給ふ。	建久1・4・22条
3(151)●	坊門院(範子)	大和前司重弘、一条殿室家卒去の事を訪ひ申されんが為に、御使として上洛す。	(藤原)
4(176)●	栄西	伊賀守朝光、坊門院崩御の御事に依り、御訪ひの御使として上洛す。	
5(178)●	坊門信清	壽福寺長老葉上僧正栄西の入滅に依り、遠江守、將軍家の御使として、終焉の砌に莅む。	
6(180)●	殷富門院(亮子)	御臺所の嚴閻の薨御に依り、佐々木左近將監・足立八郎元春等、御訪ひの御使として上洛す。	(信綱) 親広
7(227)●	後高倉院	殷富門院の崩御に依り、美作左近大夫朝親、御訪ひの御使として上洛す。	建保3・6・5条
8(241)●	西園寺(藤原)公經室家 (一条(藤原)能保子女(全子))	後高倉院の崩御に依り、伊賀三郎左衛門尉光資、御訪ひの御使として上洛す。 (全子) (大江)	承元4・4・22条
9(255)●	近衛(藤原)基通 (宇都宮)	太政大臣家御臺所の御早世の事に依り、江兵衛尉能行、御訪ひの御使として上洛す。 近衛禪定殿下の薨御に依り、修理亮泰綱、御訪ひの御	天福1・6・12条
		嘉禄3・8・18条	貞応2・5・19条
		" 4・4・20条	" 4・3・26条

10 (258)●	藻壁門院(尊子)							
	藻壁門院の崩御に依り、伊賀右馬助、御訪ひの御使として上洛せんとするも、途次に頓病を得、療治を加へんが為に、浜辺にて逗留す。							
11 (263)●	伊賀右馬助、治癒して今日首途す。安東左衛門尉光成、 (泰時) 武州の使者として、是亦、女院崩御の事、殊に愁歎の由、仙洞並びに北白河院に言上せんが為に上洛す。 (教寒) (三階堂)							
九条(藤原)教実	前撰政の薨御に依り、隱岐四郎左衛門尉行久、將軍家の御使として上洛す。							
12 (276)●	土御門(源)通方							
13 (277)●	近衛(藤原)兼経室家(九条) (通方)							
14 (280)●	藤原(道家子女)(任へ仁々子) (師家)							
15 (285)	松殿(藤原)師家 (泰時) (三浦)							
三浦義村	松殿禪定殿下の薨御に依り、小野澤左近大夫仲実、 前武州の使者として其の遺跡を訪ひ申す。 (泰時) (三浦)							
前駿河守正五位下平朝臣義村の卒去に依り、前武州、 (北条)								
故駿河前司第に向ひ、彼の賢息等を訪ふ。又、左馬助								
延応 1・12・5 条	嘉禎 4・6・24 条 〃 4・9・19 条	文暦 2・4・6 条					〃 1・9・29 条	27 条

光時、將軍家の御使として故駿河前司第を訪る。

(西園寺公經)

(佐々木氏信)

西園寺(藤原)公經

今出河相国禪閣の薨御に依り、近江前司、將軍家の御使として上洛す。

(二階堂)

九条(藤原)道家室家(西園寺

准後の遷化に依り、伊勢前司行綱、將軍家の御使として上洛す。

(藤原)公經子女綸子(淑子)

宣陽門院(觀子)

宣陽門院の崩御に依り、小野寺四郎左衛門尉通時、將

軍家の御使として上洛す。

承明門院(在子)
承明門院の崩御に依り、内藏權頭親家、將軍家の御使

として上洛す。

(藤原)

承明門院の崩御に依り、内藏權頭親家、將軍家の御使

として上洛す。

(藤原)

承明門院の崩御に依り、内藏權頭親家、將軍家の御使

として上洛す。

(藤原)

承明門院の崩御に依り、内藏權頭親家、將軍家の御使

として上洛す。

(後嵯峨)

承明門院の崩御に依り、内藏權頭親家、將軍家の御使

[備考] 上欄の通・列挙番号に就いて、上段は、当表に於ける時代順に拠る当該事例の通番号、下段は、「死没記事」に於けるそれを各々示し、其の通番号下に●印を付記した事例は、当該人物の「死没記事」とセットを成す対応事例であること

を表わす。

此の表示に依り、死没者へ派遣された弔問使者の事例1～20に就いて一渉り検してみると、1日慧と4栄西は僧籍

者であり、前者は源 賴朝、後者は源 実朝と各々緊密な係わり合いがあつた。特に前者へは、源 賴朝が哀傷の餘り、躬親ら其の荼毘所へ赴いている程である。後者へは、源 実朝が、源 親広をして其の終焉の砌に、莅ましめている謂う。凡そ、事例1～20の中には、源 賴朝以下、歴代将軍家と系譜上密接な係わり合いを有する者が多数存しております、其れを本稿末尾付載系譜に依つて窺いみるに、2一条(藤原)能保室家(源 義朝子女)は、後の将軍家源 賴朝の令妹、5坊門信清は、将軍家源 実朝の岳父、8西園寺(藤原)公経室家(一条(藤原)能保子女(全子))は、将軍家九条頼経の母方祖母、9近衛(藤原)基通は、将軍家宗尊親王御息所宰子の父方曾祖父、10藻壁門院(蹲子)は、将軍家九条頼経の令妹、11九条(藤原)教実は、将軍家九条頼経の令兄、13近衛(藤原)兼経室家(九条(藤原)道家子女(任^ヘ仁^ノ子))は、将軍家宗尊親王御息所宰子の令母、16西園寺(藤原)公経は、将軍家九条頼経の母方祖父、17九条(藤原)道家室家(西園寺(藤原)公経子女綸子(淑子))は、将軍家九条頼経令母、19承明門院(在子)は、将軍家宗尊親王の父方曾祖母、3坊門院(範子)は、高倉天皇女、6殷富門院(亮子)、18宣陽門院(覲子)は、共に後白河天皇天皇女、7後高倉院は、高倉天皇皇子・後堀河天皇令嚴、12土御門(源)通方は、源(土御門)通親子息、14松殿(藤原)師家は、近衛(藤原)基房子息であり、而して残余の15三浦義村、20北条時頼両者のみが鎌倉方武家と謂うことになる。

以上の事柄で、茲では特に左記の諸点を指摘して置こう。

一、某死没者への弔問使者として、歴代将軍家中、自らが赴いているのは、独り源 賴朝(但し、此の時は、未だ將軍職就任以前ではあるが。) 在ること。

二、事例の、1は後の将軍家源 賴朝、2は将軍家源 実朝、8は将軍家九条頼経、9は将軍

家宗尊親王、10は將軍家九条頼經、11は將軍家九条頼經、13は將軍家宗尊親王、16は將軍家九条頼經、17は將軍家九条頼經、19は將軍家宗尊親王と謂う歴代將軍家と各々血脈の上で親族として、或いは、尊敬すべき導師・先達として緊密な関わり合いを有した者であり、斯うした人物が1～20の全二十事例中、過半数の十一事例を占めていること。

三、事例1～20の中、死没者1、4、15、20の四事例の死没地は、京洛ではなく鎌倉であり、他余の死没者十六事例の死没地は、京洛であること。

四、某死没者へ弔問使者を派遣したのは、幕府、或いは將軍家、更に或いは北条氏であること。此の中、北条氏の事例としては、10(北条泰時が安東左衛門尉光成を、弔問使者として派遣している。)、14(北条泰時が小野澤左近大夫仲実を弔問使者として派遣している。)、12、北条泰時自身が故土御門(源)通方を訪つてゐる。15、北条泰時自身が故三浦義村を訪つてゐる。

五、死没者の死没地鎌倉に、京洛から弔問使者が派遣された唯一の事例は、20北条時頼への其れであること。

此等一～五に指摘した攸に依り、死没者と死没者への弔問使者とに係わる事柄に就いては、鎌倉府内に於けることとして、或いは京洛に於けることとして、更に或いは、京洛鎌倉間に於けることとして叙述されているが、其処には、幕府や將軍家や北条氏が大きく関与していることが知られる。茲では、四、五の中、特に五に指摘した北条時頼に関し、其の死没条の記載が、他余の死没条の其れには決して見られぬ頌偈(これは、妙堪なる南宋の禪僧の遺偈を部分的に改変して成したもの。)を掲げると共に、彼を「本自權化再來也」と記してあることからも窺える如く、舞文を以て其の最期を飾つており、斯うした事と、先に五に指摘した攸と両々相俟つて其の死没条の記載の有り様の独自性乃至特異性が、より一層闡明されるのである。

(以下次号)